

宇土城跡 (城山)

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1985

熊本県宇土市教育委員会



う と
宇 土 城 跡 (城山)

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1 9 8 5

熊本県宇土市教育委員会

序

昭和53年から引き続き実施しておりました宇土城跡（城山）の発掘調査は昨年で完了し、本年度は出土遺物の整理と本報告書の作成を行なってまいりました。

この7年間の調査によって、現在残っている宇土城の縄張の大半が小西行長没後の所産であり、しかもそれが加藤清正自身の隠居所とするための造作であったことが明らかになりました。とはいえ、小西行長時代の宇土城は下層に埋もれたままであり、今回の調査においてもその時期の遺構や遺物が発見されております。

昭和61年度をもって宇土城跡（城山）の公園も完成しますが、この宇土城跡の西に位置する中世の宇土城跡（国指定史跡）の整備も進行中であり、一部はこの3月で一般に開放することができます。これらの市民の憩いの場が、郷土の歴史を学ぶうえでの生きた社会教育の場として活用できれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査を実施するにあたって御協力いただきました文化庁・熊本県教育委員会をはじめ各位に対し、厚くお礼を申しあげる次第です。

昭和60年3月

宇土市教育委員会

教育長 船 出 至

例 言

1. 本書は、宇土市教育委員会が昭和53年度から昭和59年度までに国庫・県費補助を得て行なった宇土城跡（城山）の発掘調査報告書である。
2. 調査の実施にあたっては、第1章3に記したとおり諸先生方をはじめとして文化庁・熊本県教育委員会の指導があり、多くの方々のお助言・協力を得ることができた。
3. 諸般の事情で遺構・遺物の詳細な内容を報告することが出来ず、多くを割愛せざるを得なかったが、遺構の大半については既刊2冊の発掘調査概報に掲載済みであり、それを参照されたい。遺物については概報でも取りあげなかったが、本書で収録できなかったものや遺物の詳細な分析については、機会をみてその責を果たしたい。
4. 遺構・遺物の実測・製図・写真撮影は、各調査担当者のほか、河北毅・古城史雄がこれにあたった。
5. 実測図で用いたレベルは海拔標高である。
6. 本文の執筆・編集は高木・木下が行ない、観察表は一部、古城が分担した。
7. 城郭の調査という性格から史料調査が必須であり、その収集を井上正氏にお願ひし、巻末に縦組の形で収録した。収集史料は膨大な量であるが、諸事情で多くを割愛せざるを得ず目録のみにかえたところもある。史料の校訂・編集にあられた井上氏と、校正に御尽力いただいた光永文照氏の御芳苦に謝意を表します。なお、収集に御協力いただいた各機関にも厚くお礼申しあげる次第です。
8. 出土遺物、その他関係資料については宇土市教育委員会が保管している。

目 次

1 序説	
1. 調査に至る経過	1
2. 調査の経過	2
3. 調査の組織	3
2 立地と環境	
1. 立地と地理的環境	5
2. 歴史的環境	5
3 調査の記録	
1. 層序	8
2. 遺構	9
3. 遺物	13
4 まとめ	78

史料編

挿 図 目 次

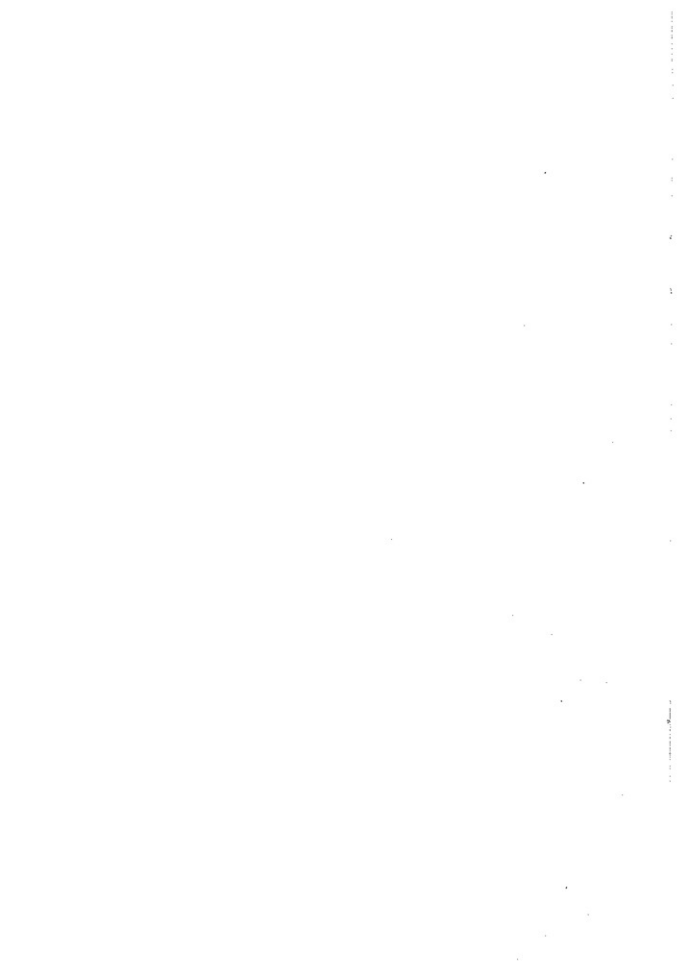
第1図 位置図・周辺遺跡分布図…………… 6	第25図 遺物実測図 (21) 磁器 5……………33
第2図 A-T 8 土層断面図…………… 8	第26図 遺物実測図 (22) 備前焼 1……………34
第3図 A-T 12遺構実測図……………12	第27図 遺物実測図 (23) 備前焼 2・その他 陶器 1……………35
第4図 遺構実測図 (井戸) ……………12	第28図 遺物実測図 (24) 陶器2・瓦器1 ……36
第5図 遺物実測図 (1) 弥生式土器 1…13	第29図 遺物実測図 (25) 瓦器 2……………37
第6図 遺物実測図 (2) 弥生式土器 2…14	第30図 遺物実測図 (26) 各種の刻文……………38
第7図 遺物実測図 (3) 弥生式土器 3…15	第31図 遺物実測図 (27) 瓦 1……………39
第8図 遺物実測図 (4) 弥生式土器 4…16	第32図 遺物実測図 (28) 瓦 2……………40
第9図 遺物実測図 (5) 弥生式土器 5…17	第33図 遺物実測図 (29) 瓦 3……………41
第10図 遺物実測図 (6) 弥生式土器 6…18	第34図 遺物実測図 (30) 瓦 4……………42
第11図 遺物実測図 (7) 弥生式土器 7…19	第35図 遺物実測図 (31) 瓦 5……………43
第12図 遺物実測図 (8) 弥生式土器 8…20	第36図 遺物実測図 (32) 瓦 6……………44
第13図 遺物実測図 (9) 弥生式土器 9…21	第37図 遺物実測図 (33) 瓦 7……………45
第14図 遺物実測図 (10) 弥生式土器10…22	第38図 遺物実測図 (34) 瓦 8……………46
第15図 遺物実測図 (11) 弥生式土器11…23	第39図 遺物実測図 (35) 瓦 9……………47
第16図 遺物実測図 (12) 弥生式土器12…24	第40図 遺物実測図 (36) 瓦10……………48
第17図 遺物実測図 (13) 弥生式土器13…25	第41図 遺物実測図 (37) 瓦11……………49
第18図 遺物実測図 (14) 弥生式土器14…26	第42図 遺物実測図 (38) 瓦12・石製品1…50
第19図 遺物実測図 (15) 弥生式土器15…27	第43図 遺物実測図 (39) 石製品 2……………51
第20図 遺物実測図 (16) 土器片加工品…28	第44図 遺物実測図 (40) 鉄製品 1……………52
第21図 遺物実測図 (17) 磁器 1……………29	第45図 遺物実測図 (41) 鉄製品 2……………53
第22図 遺物実測図 (18) 磁器 2……………30	第46図 遺物実測図 (42) 銅・鉛製品……………53
第23図 遺物実測図 (19) 磁器 3……………31	付図 1 遺構配置図
第24図 遺物実測図 (20) 磁器 4……………32	

表 目 次

第1表 検出遺構一覧表…………… 9	第7表 出土遺物観察表(石製品) ……74
第2表 出土遺物観察表(弥生式土器) ……54	第8表 出土遺物観察表(鉄製品1) ……75
第3表 出土遺物観察表(土器片加工品) 60	第9表 出土遺物観察表(鉄製品2) ……76
第4表 出土遺物観察表(磁器) ……61	第10表 出土遺物観察表(銅・鉛製品) ……77
第5表 出土遺物観察表(備前焼・陶器・瓦器) ……68	第11表 出土遺物観察表(古銭) ……77
第6表 出土遺物観察表(瓦) ……71	第12表 関係年表……………83

図 版 目 次

図版1 宇土城跡(城山)空中写真	図版19 出土遺物06磁器1
図版2 A - T12	図版20 出土遺物07磁器2
図版3 井戸	図版21 出土遺物08磁器3
図版4 出土遺物(1)弥生式土器1	図版22 出土遺物09備前焼1
図版5 出土遺物(2)弥生式土器2	図版23 出土遺物20備前焼2・その他の陶器・瓦器1
図版6 出土遺物(3)弥生式土器3	図版24 出土遺物07瓦器2
図版7 出土遺物(4)弥生式土器4	図版25 出土遺物22瓦1
図版8 出土遺物(5)弥生式土器5	図版26 出土遺物23瓦2
図版9 出土遺物(6)弥生式土器6	図版27 出土遺物24瓦3
図版10 出土遺物(7)弥生式土器7	図版28 出土遺物25瓦4
図版11 出土遺物(8)弥生式土器8	図版29 出土遺物26瓦5
図版12 出土遺物(9)弥生式土器9	図版30 出土遺物27瓦6
図版13 出土遺物0弥生式土器10	図版31 出土遺物28瓦7
図版14 出土遺物1弥生式土器11	図版32 出土遺物29瓦8
図版15 出土遺物2弥生式土器12	図版33 出土遺物30石製品・鉄製品1
図版16 出土遺物3弥生式土器13	図版34 出土遺物31鉄製品2・銅製品
図版17 出土遺物4弥生式土器14	
図版18 出土遺物5弥生式土器15・土器片加工品	



第1章 序 説

1. 調査に至る経過

宇土市古城町宇古城から神馬町宇古城にかけて所在する宇土城跡(城山)は、かなり古い段階から既に、それが小西行長の築城になる城であることが知られていたようである。しかしながら、廃城になった時期が古く、建物は勿論のこと、石垣も殆んど残っていないという状況であったため、縄張などはあまり知られていないというのが実情である。

宇土城の古い段階の縄張図と、天保(1830)以後に写された縄張図にはかなりの隔絶があり、当然のことながら後者の縄張図が現況に近くなっている。その段階では既に堀は「から堀」と書かれており、廃城によって崩された石垣や裏込め石、更には大量の土砂によって水堀は完全に埋まってしまっていたことがわかる。

慶長17年(1612)の破却につづき、寛政14年の島原の乱の後、更に徹底的に破壊された宇土城はその後一切の作事を禁止され、城跡としてわずかに名残を止めていたにすぎなかったようである。しかし明治に入ってからには畑や墓地になったり、僅かに残っていた石垣も、周辺地域の土木工事の石垣用に持ち出され、台地として残った一部の土砂も埋め立て用に運び出されるなど、城としては悲惨な末路を辿ってきたのである。そのため、近年では石垣も殆んど残っておらず、本丸の石垣がどのように巡っていたのかさえ明らかでない状況であった。

そのような近世・近代の状況のなかで、この城に関する記述は、地誌などにいくつか取りあげられ、築城主である小西行長を論じるなかでもふれられているが、あくまでも城の存在を明示するにすぎない。

城の縄張や構造・立地・出土遺物など総合的な見地での本格的な研究は現在までもなされたことはなく、工事に伴う緊急調査が戦後になって行われるようになって、発掘調査をもとにした考古学的な調査が数回実施されている。

参考までに、これまで行われた宇土城跡(城山)の調査を年代順に示しておこう。なお、宇土城跡は弥生・古墳時代の集落・墓地遺跡でもあり、それに関する調査も併記する。

昭和38年9月(1963)	富樫卯三郎氏・宇土高校社会部調査	弥生時代中期大型甕棺発掘 ^(註1)
昭和41年 春(1966)	〃	弥生時代前期末袋状貯蔵穴調査 ^(註2)
昭和43年 冬(1968)	〃	〃
昭和44年5月(1969)	〃	三ノ丸石垣発掘 ^(註3)
昭和46年8月(1971)	〃	〃
昭和48年8月(1973)	〃	〃
昭和55年9月(1980)	熊本県教育委員会調査	本丸石垣・堀発掘 ^(註4)

昭和56年9月(1981)宇土城三ノ丸跡発掘調査団調査 三ノ丸・弥生時代前期末環濠発掘^(註5)
昭和53年8月～59年(1978～1984)宇土市教育委員会調査 本丸・三ノ丸発掘^{(註6)(註7)}

今回の調査は、この宇土城跡(城山)を公園化するということで実施されることになったものであり、工事に先行する形で年度毎に行なった。なお、次章以下で述べるごとく今回の継続調査によって、現在残っている縄張が小西行長没後に、加藤清正が慶長5年以後に大きく造り直したものであることがわかり、検出した石垣の大半も加藤期の所産であることが明らかとなるなど、従来の研究で明らかにされることがなかった重要な調査となった。(高木)

註

- (1)富樫・佐藤・村井「宇土市発見の石蓋墓棺」九州考古学20・21、1964年、福岡。
- (2)富樫卯三郎「弥生時代の貯蔵穴—宇土城跡の崖面出土—」石人11-1(通巻124号)、1970年、熊本。
- (3)卯野木盈二「宇土城(小西城)調査報告」宇土城跡(西岡台)、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (4)木下洋介「熊本県教育委員会の調査」宇土城跡(城山)調査概報Ⅰ、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (5)富樫・安達・高木・河北ほか「宇土城三ノ丸跡—弥生時代前期のV字溝と近世城郭遺構の調査—」宇土城三ノ丸跡発掘調査団、1982年、宇土。
- (6)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報Ⅰ」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (7)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報Ⅱ」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。

2. 調査の経過

宇土城跡(城山)の発掘調査は、昭和53年度から昭和59年度までの7ケ年度にわたり行なった。調査費については、54年度を除く6ケ年度には、国・県の補助を受けた。各年度単位で断続的に発掘を行なった。調査時の主な事柄は次のとおり。

53年度 昭和53年5月15日発掘調査を開始する。同時に城跡全域の測量(委託)も開始。本丸(A地区)にトレンチ7ヶ所、内堀(B地区)に3ヶ所のトレンチを設定し、11月28日まで行なう。A-T1では地表下約1.8mの地点で礎石建物跡(下層期)、A-T2では城郭以前、中世期の土師器が出土。A-T3～T7では、城郭の破壊が著しかった事を物語るように巨石や礫・瓦片が散在していた。

54年度 当初発掘の予定はなかったが、公園整備事業が54年7月に認可され、55年度から工事が実施されることになったので、市単費で55年2月18日から3月まで行なった。

55年度 54年度調査を引き続き行ない10月31日に終了した。発掘はA地区3ヶ所(A-T8～10)を行ない、A-T8では、二時期の城郭遺構が存在することが判った。上層期の遺構は礎石建物跡、下層期は石畳が重なり合っており、下層期に属する遺構が従来言われてきた小西

行長築造の城郭であり、上層期は「宇土軍記」のなかに記されている加藤清正修築の部分に該当することが判った。A-T9では、地表下約1.8cmの地点で検出した灰層からの出土遺物とA-T10出土の弥生式土器を一括資料として取り扱う。発掘終了後は整理作業を行ない、これまでの調査概要を概報Iで報告した。

56年度 6月18日に開始。A-T11では排水溝（上層期）を検出し、9月8日まで行なう。9月9日からは、ユンボを使用し、B地区（B-T4～T9）の調査を行なう。本丸を回る石垣のほぼ4分の3が明らかになった。その成果は、概報IIに収録した。

57年度 7月の集中豪雨で三ノ丸西端に井戸が出土、8月1日から7日まで行なう。5月12日から6月30日まではA地区A-T12、13の調査を実施した。

58年度 58年度の調査は12月1日から翌年1月31日までC地区と西岡地区の発掘を行なう。合わせて、関係史料の調査も行なう。

59年度 年間を通じて、遺物整理・報告書作成を行なう。多量に出土した瓦や弥生式土器の整理・復原作業等に時間がかかり、これらの遺物を含め遺物の観察・実測などが十分に出来なかった。

(木下)

3. 調査の組織

昭和53年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 菩提哲哉

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和56年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 山村 茂

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和55年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 久森廣助

係長 一 宗雄

参事 内田憲子

昭和57年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化係
課長 山村 茂 (前任)
課長 本郷裕幸 (後任)
係長 一 宗雄
参事 内田憲子
主事 平山修一 (調査担当)
主事 高木恭二
主事補 木下洋介 (調査担当)

昭和58・59年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化振興係
課長 本郷裕幸
係長 一 宗雄
主事 中野照子
主事 高木恭二 (調査担当)
主事 木下洋介 (調査担当)

調査指導

井上 正 (宇土市文化財保護審議委員)、 卯野木盈二 (元熊本県立宇土高等学校教諭)、
大田幸博 (熊本県教育委員会文化課技師)、 大橋康二 (九州陶磁文化館)、
椎葉昌美 (元熊本県立宇土高等学校教諭)、 鈴木 喬 (元熊本市教育委員会文化課長)、
鶴田倉造 (キリシタン史研究会々員)、 富樫卯三郎 (熊本地名研究会会長)、
名和達夫 (八代史談会会員)、 松本雅明 (熊本大学名誉教授)、
光永文照 (宇土市史研究会々員)、 森山恒雄 (熊本大学教授)
文化庁記念物課、熊本県教育委員会文化課

調査参加者

揚村浩之、石村洋子、内田哲朗、浦田信智、緒方初枝、河上正二、河北 毅、川西賀世子、木下誠吾、木下俊恵、木下春千代、白石 徹、武内由起子、竹下真由美、谷口 茂、田端幸代、中熊萌子、野田英治、東 厚子、平井利枝、古城史雄、松尾法博、宮川栄助、宮本恵吾、八木稔、山神孝弘、吉本恵子、渡辺千恵、熊本県立宇土高等学校社会部

調査助言・協力者

安達武敏、江口秋徳、大塚康洋、城本年枝、勢田広行、平野満春、中田幸史、国立国会図書館、伊藤光建設、鏡建設、東洋航空事業株式会社、中村コンサルタント、宇土市役所都市計画課・土木課 (木下)

第2章 立地と環境

1. 立地と地理的環境

熊本県のほぼ中央部から西方に突出した宇土半島は大岳（標高478m）を主峰とし、有明海・不知火海を隔絶するかのよう位置している。

宇土半島は全体に山が多く、小さい出入りが微小な平地をいくつも形成している。その宇土半島基部は半島側の山塊と九州山地側に位置する木原山の間に沖積平野をつくっている。この平野は北に広大な熊本平野が、南に八代平野が広がり、その中間に位置する。古代から近・現代に至るまで重要な拠点であり、また交通の要衝としても栄えてきた。

この平野の北西約6kmの地点が現在の有明海の汀線であるが、当時は城下近くまで船寄が可能であったとみられ、海上交通にも便利だったことがわかる。

宇土城跡（城山）は、この沖積平野の西よりに位置する独立丘陵で、この丘陵全体を利用した平山城である。

最高所（本丸跡）の標高は16.3mで、周辺沖積平野との比高は約13m。本丸は眺望にすぐれ、好天気の折には熊本平野を通して熊本城を見通すことも可能である。

この宇土城跡（城山）の西方に位置する独立丘陵（標高39m）は、中世における宇土城であり、南北朝から室町・戦国期にかけてのこの地方の政治的中心地であった。そこには宇土氏・名和氏が居城しており、天正16年の小西行長の宇土入部はこの中世宇土城であり、小西氏は翌17年に新城の築城にとりかかった。

中世の宇土城は名和城とも呼び、国の指定史跡となっているところから史跡宇土城跡、あるいは宇土城跡（西岡）と標記する。所在地は宇土市神馬町宇土千畳敷・三城・西岡・日平・西平にまたがる。

近世の宇土城は小西城とも呼んで、宇土城跡（城山）と標記し、市の指定史跡である。宇土城跡（城山）は熊本県宇土市古城町宇土古城から神馬町宇土古城にかけてひろがっており、城域は外堀（現状では水田）で劃される。東西550m・南北500mをはかり、北東隅を要とする扇形を呈する。面積約200,000㎡。

2. 歴史的環境

宇土城跡（城山）の位置する宇土半島基部一帯には数多くの遺跡が点在する。縄文時代から弥生・古墳・奈良・平安時代にかけての古代遺跡だけでなく、中・近世遺跡、それに城郭・寺院址などもかなりの数にのぼる。

本節では、紙数の関係もあるので今回の宇土城跡発掘に関連する弥生時代と近世初期に限って、その歴史的環境についての概要を述べることにする。



第1圖 位置圖・周辺遺跡分布圖 (國土地理院発行 1 : 25,000)
地形圖宇土・松嶺&使用)

当該地方の弥生時代遺跡は第1図にみるごとく12遺跡を挙げることができ、そのなかでも当宇土城遺跡が最も古く位置づけできる。時期的には前期中葉にまで遡る可能性があるが、その時期の明確な遺構の検出はできていない。しかし、前期末に位置づけ可能な環濠や袋状貯蔵穴などが確認されており、当地方でいちやく弥生時代人が住みついたと考えられる。

ひきつづき、石瀬・境目・畑中・山内遺跡・塚原貝塚などが中期の前半頃までには形成されており、中期から後期にかけては北平・西岡台・古保里・出町・下松山遺跡などがこれに加わる。

これらの各遺跡の調査は単発的なものが多く、その実体はあまり明らかでないが、この地域における弥生時代の2大拠点集落として宇土城遺跡と境目遺跡を挙げることができる。そしてそれは弥生時代終末から古墳時代前半にかけても同様であり、九州でも有数な前期古墳の集中地帯のひとつとなっている当地方の社会を考えるうえで重要な点である。

中世末の段階までの宇土城は、現在の宇土市神馬町宇千畳敷を中心とする旧城（国指定史跡宇土城跡）であって、南北朝期から宇土氏・名和氏などが引き続き当地方の政治的拠点として居城していた。

天正16年（1588）、小西行長はその宇土城に入ったが、翌天正17年に東約200mの地に新城の普請にとりかかった。これが今回発掘調査を実施した宇土城（市指定史跡、宇土城跡城山）であって、小西氏は肥後南半（益城・宇土・八代の三郡）を領した。支城として隈庄城・木山城・愛藤守城・麦島城の四城を築き、それぞれに城代を配した。

小西氏は豊臣秀吉による2度にわたる朝鮮出兵（文禄・慶長の役）の先鋒として朝鮮半島に渡り、宇土城にどれほど留まったかは明らかでないが、あまり長くなかったと推察される。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いによって小西行長は没し、同時に行長の弟準人が城代として守っていた宇土城も落城し、宇土城は肥後一円を支配するようになった加藤清正のものとなり、清正はそこに並河金右衛門氏之を城代におき、つづいて中川太郎平豊後にかえている。

清正はこの間に、宇土城を自分の隠居所とするための普請を行なっているが、隠居することなく慶長16年（1611）に没してしまった。

翌、慶長17年（1612）には幕命により宇土城は破却せられ、寛永14年（1637）の島原の乱がおこったことによって宇土城は更に徹底的に取り壊されてしまった。その後、城内における一切の建築が禁止されたため、堀は埋もれたまま放置され、近年は畑地や荒地として破壊された状態に何らの手もほどこされないまま今に至っている。

（高木）

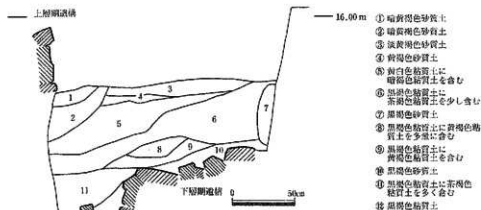
第3章 調査の記録

1. 層序

宇土城跡の位置する台地が弥生前期から古墳時代にかけての集落・墓地であったことは周知の事実であり、それに関する遺構・遺物も数多く検出され、既にいくつかの報告（第1章第1節註参照）がある。

今回の調査ではA-T10の地表下50cmにおいて検出された黒色土の下層から弥生終末期に属する土器（第5図～第19図）が一括で出土している。その遺構の性格については明らかでないが集落に伴うものとみてよからう。また、A-T2の地表下約3mの地点（A-T2第20層）からは中世に属すると思われる土師器皿約8枚が出土し、当該地が中世においても利用されたことをうかがわせる。^(註1)

また概報^(註2)でもふれたごとく、A-T8において上・下2層の城郭遺構を検出できたことが、今調査のあり方を大きく変えさせたといってもよからう。即ち、第2図にみるようにA-T8において、破壊されて一部が残存する石垣の下に長さ38.7mに及ぶ石塁が新たに検出され、それぞれが時期の異なる城郭遺構として認定できることである。



第2図 A-T8土層断面図

この調査においてはそれぞれを上層期遺構・下層期遺構と呼び、各遺構の大半はそのいずれかに属するものであることが明らかとなった。^(高木・木下)

註

(1) 木下洋介「宇土城跡（城山）」宇土城跡（城山）調査概報Ⅰ、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、10頁、1981年、宇土。

(2) 註1巻、16頁

2. 遺 構

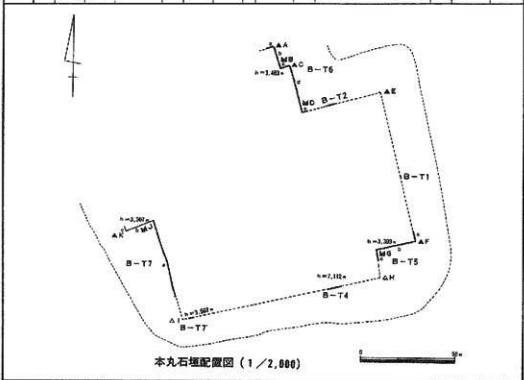
第1表 検出遺構一覧表

調査区	年度	遺 構	時 期	実 測 図	図 版
A-T1	53	礎石建物跡。礎石と敷地を測する石列から成る。石列は、N80°Eで南直し、長さ7.4mを測る。個平横長の安山岩を使用。礎石は60cm×35cm程度の大きさで、柱間S2・S3は1.3m、S3・S4は2.0mを測る。この建物の規模は、S1まで広がると思われる。	下 層	I-Fig 6・9	I-Fig 7・8
A-T2	53	土師器皿一括出土。地表下約3m、標高13.2mの地点から約80個の土師器が、重なった状態で出土した。	下層期以前	I-Fig 11・12	I-Fig 10
A-T3	53	本丸跡の中央に位置する調査区。トレンチ中央南北に、10cm～30cmの礎と1m程度の巨石が密集する。	上 層	I-Fig 13	
A-T4	53	地表下約80cmの地点で、瓦片まじりの角礫群とビット群を検出。性格を十分に把握することが出来なかった。		I-Fig 14	
A-T5	53	本丸跡の西側に10m×2mのトレンチを設定した。ほぼ中央に拳大～人頭大の礎を含む隅丸長方形のビットを検出した。長さ2.2m、短径不明、深さ1.3mを測る。礎と共に瓦片・石臼が出土。性格については不明。		I-Fig 15	I-Fig 16・17
A-T6	53	トレンチ西端に、100cm×75cm×90cmの礎石を検出。立方体をなす安山岩。裏り込みからは、円礫にまじって瓦削片が出土している。		I-Fig 18・19	I-Fig 18
A-T7	53	本丸台地の上面より2.5m～3.0mほど下がった位置に、南北約45m、東西約10m、標高13m～14mの緩曲線の一部と思われる地域があり、B-T1石垣の上部にあるため堀などの施設を想定したが城郭に伴う遺構の検出はなかった。		I-Fig 22	I-Fig 21
A-T8	55	礎石建物跡。本丸跡の北西部、入跡(■D)の上部に位置する。遺構は周囲の三方向を法面に囲まれ北に開く凹地に礎石、石列・石垣6方向、排水溝1を検出。建物跡は、根礎・礎石の配置などから掘門と思われる。	上 層	I-Fig 23・26 II-Fig 4	I-Fig 27 II-P L5～7
A-T8'	56	石列、野面積みで築かれ、方向は南北(N-8°-W)、幅2.8m、長さ38.2m。北端は東へ直角に折れ1.2mで消滅。南端は、城門跡と考えられ末端部との2個の礎石を検出。	下 層	I-Fig 23・30	I-Fig 24・28 -29
A-T9	55	石列。東側を直線に揃え、同平な転石と濁灰石の切り石を2～3段並直に積み上げている。N-11°-Wの方向でA-T1の石列と直角をなす位置にある。	下 層	I-Fig 31・33	I-Fig 34・35
A-T10	55	弥生式土器一括出土。本丸上面より約2.5m下がった標高13.3mの地点に位置する。A-T7同様、製曲輪と思われる。地表下50cmで褐色土に達し、弥生式土器が多数に出土。これにまじって貝殻・炭片も検出。また、土層からは開元通寶・紹聖元寶が出土した。	弥 生		
A-T11	56	石垣築水溝。本丸西側に位置し、方向はN-77°Eで内堀(B-T7-a石垣)と直角な位置にあり全長18.7mを測る。溝の東側は、東90cm、深さ80cmを測り、40cm～60cm大の河原石を2～4段積む。西側部分は小ぶりの角礫を4～5段積み上げ幅40cm～55cm、深さ70cmを測り、底には扁平な石を敷く。2ヶ所に扇形状の施設がある。	上 層	II-Fig 5	II-P L8～10
A-T12	57	本丸跡南端部に位置し、幅約2mの道路を確認。東側に2.8m、西側に14mの石垣を検出。方向はN-84°-E、面は北向き、幅詰めより内側は消滅している。	上 層	本番-第3図	本番-図版2
A-T13	57	城郭に伴う施設の検出はなかったが約1.3mの盛土層を確認。			

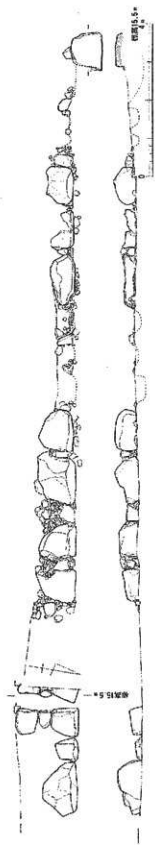
調査区	年度	遺	構	時期	図	写
大塚宅	57	井戸は、城跡の南西端の外堀に面する位置にある。寒雨による崩落で井戸の上部は崩れてい たが、石積み3段、約5.8mが遺存していた。深さ約8m、径1.35m(幅高7m)、下端で1.2m、 上部に徐々に広がる円錐形を呈する。石組は、幅30cm、高さ20cm、控え30cm程の凝灰岩の切り 石を使用。石組からさらに砂層を掘り込み中央に井筒(上部径75cm、下部径65cm、高さ65cm)を 掘く。底の標高は2.4m、湧水の水位は約5mまで達する。また標高7m-8mの周には、凝灰岩の 切り石を多量に確保。底からは掘戻時に投げ込んだと思われる大きさの安山岩を複数検出した。		上層	本書一 第4図	本書一 図版3

調査地	年度	位	遺構名	方	向	向き	検出長 (m)	検出高 標高 (m)	段	傾斜角 (°)	傾斜角 (°)	測	備	考	時期	実測図	図版
B-T1	53	本 東 中央部	B-T1 石垣	N-7.5° -W	東	4	3~6.6	10	68° (4~5m)	21			新断面はわずかに弓状、竪込 め石10~30cmの円錐、石垣部 から地山まで1.1m前後	上層	I-Fig39	I-Fig 37,38	
B-T2	53	本 東 東部	B-T2 石垣	N-80° -E	北	6.5	3~3.8	2	71°	22			竪込め石10~25cmの内陣、石 垣部から地山まで1.2m、地山 は黄褐色砂質土	上層	I-Fig42	I-Fig 40,41	
B-T3	53	本 東 東部											B-T6参照		I-Fig45	I-Fig 43,44	
B-T4	56	本 南 中	B-T4 石垣	N-83° -W	南	9.5	7~8.9	5	63°	22			△H~△Iの石垣は曲折もな く一直線と考えられ長さ約 107mを測る。	上層	II-Fig7	II-PL 11	
B-T5	56	本 南 東部	B-T 5-a 石垣	N-13.5° -W	東	6.5	3.4 ~4.3	4	58°	18			▲E~▲F間約1.0mを測る。	上層	II-Fig8	II-PL 12	
			B-T 5-b 石垣	N-75° -E	南	21.2	3.4 ~5.6	6	55°	37			▲F~▲G間約21.2mを測る。		II-Fig8	II-PL 12,13	
			B-T 5-c 石垣	N-8.0° -W	東	7	3.4 ~4.3	2	54°	39			▲G~△H間約14.5mを測る。		II-Fig8	II-PL 13	
			出 隅 (▲F)											算本積み、傾斜を整えるた めに含石をたくみにつめてい る		II-Fig8	II-PL 12
			入 隅 (▲G)										積み合せは深くなく、竪込め は厚く大ぶりの薬石を使用。		II-Fig8	II-PL 13	
B-T6	56	本 北 東部	B-T 6-a 石垣		東	西	北	-	-	2	-			積み込の遺存も悪く測定値不明。	上層		II-PL 14
			B-T 6-b 石垣	N-12.5° -W	東	27	3.4~5	3	61°	27			▲A~▲B間約12.5mを測る。		II-Fig9	II-PL 14	
			B-T 6-c 石垣	N-75° -E	北	5.1	3.4 ~4.4	2	58°	-			▲B~▲C間約5.1mを測る。		II-Fig9	II-PL 15	
			B-T 6-d 石垣	N-13° -W	東	25.9	3.4 ~5.8	6	-	23			ハタとが著しい。▲C~▲D 間約25.9mを測る。		II-Fig9	II-PL 16,17	
			B-T 6-e 石垣	N-78° -E	北	5	3.4 ~6.2	6	77°	-			▲D~▲E間約42.6mを測る。		II-Fig9	II-PL 18	
			出 隅 (▲A)											水廊下に存在するので確認出 来なかった。		II-Fig9	II-PL 14
			入 隅 (▲B)											特に大きい石の使用は認め られない。積み合せもほどん どない。		II-Fig9	II-PL 15
			出 隅 (▲C)									算本積みに見られるような深 い積み合せはない。		II-Fig9	II-PL 15		

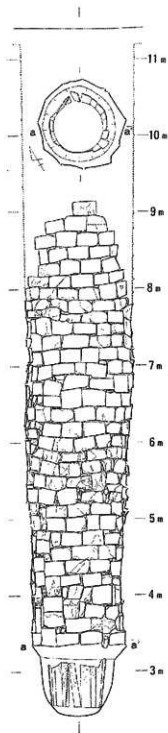
調査地	年度	位置	遺構名	方向	向き	検出長 (m)	検出高 標高 (m)	埋	傾斜角	埋幅 (m)	備 考	時期	実測図	図版
			入 隅 (M/D)								交互に噛み合うように積んで はいるが深くない。		II-PL 18	
B-T7	56	本丸 南西部	B-T 7-a 石垣	N-11.5° -W	西	43	3.4 ~10	18	51° (3.4 ~4.4) 66° (9 ~10m)	20 ~30	出土石垣の下部はハラミが生 じている。上部はわずかな厚 状を呈する。△I~△J間は 54.3mを渡る。	上層	II-PL 19, 20, 21	
			B-T 7-b 石垣		南	16	-	3	-	-	△J~△K間は16mを跨る。重 層が密くほとんどが水浸の前 後である。		II-PL 22	
			B-T 7-c 石垣	南 北	西	-	-	1	-	16	石垣の検出はほとんどない。			
			入 隅 (M/J)								使用石材は大きくて噛み合 せもほとんどない。		II-PL 21	
			出 隅 (△K)								細部については不明。		II-PL 22	
B-T7	56	本丸 内部	B-T7 石垣	東 西	南					13	現説の堀の中央部に検出した	上層		II-PL 23
B-T8	56	本丸 東部		東 西	南						△H~△I石垣の一部	上層		
B-T9	56	本丸 南西部		東 西	南						△H~△I石垣の一部	上層		
C-T1	58	三ノ丸 東 部	C-T1 石垣	東 西	東 南	10.7m	1m	2			-	上層		
C-T2	58	三ノ丸 東 部	C-T2 石垣	東 西	南	5m	0.3m	1			-	上層		



本丸石垣配置図 (1/2,000)

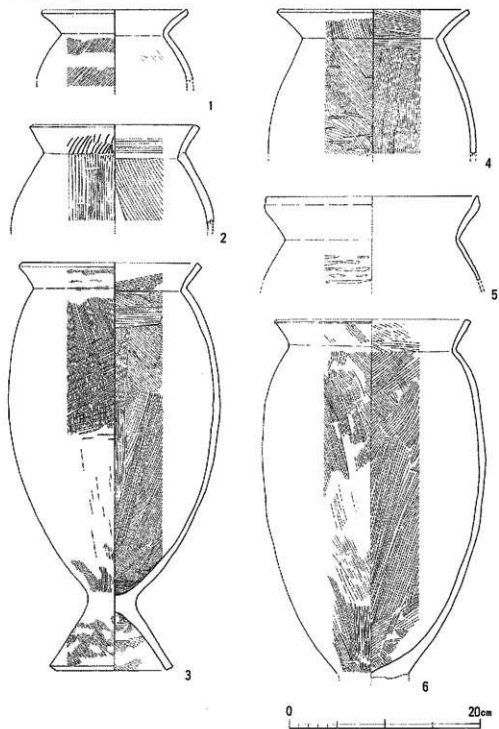


第3图 A-T12遺構 (抽出石型) 実測図 (1/100)

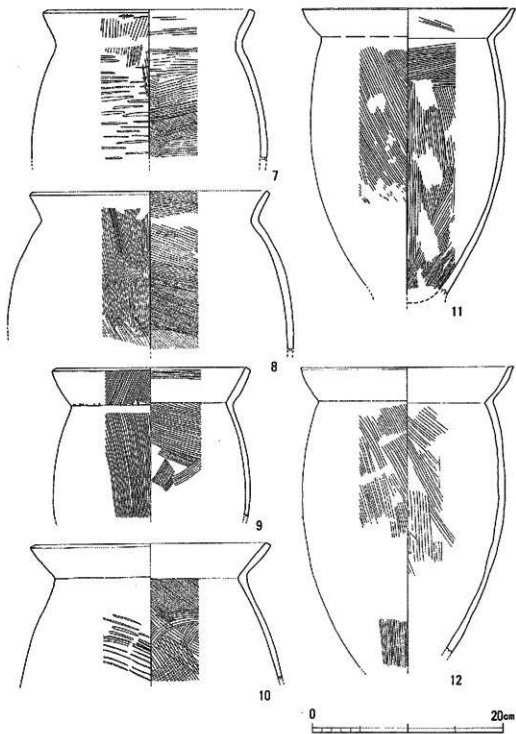


第4图 遺構実測図 (井戸) (1/50)

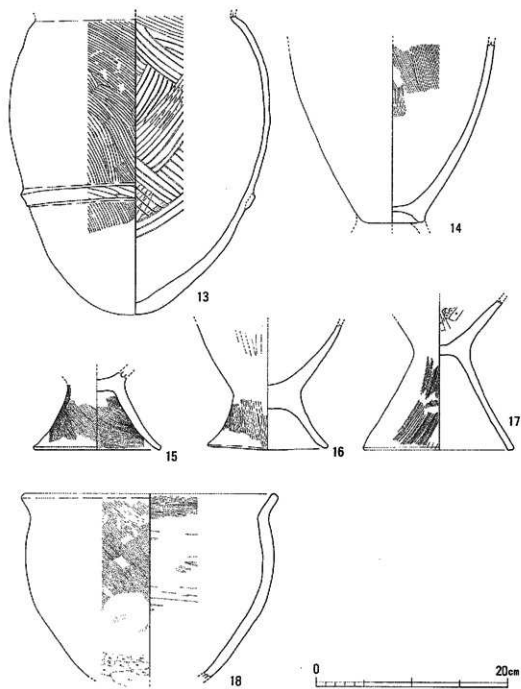
3. 遺物



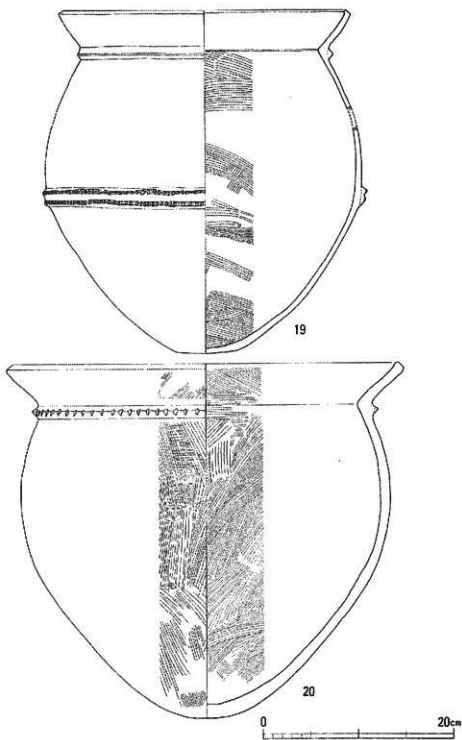
第5圖 遺物実測圖(1) 弥生式土器 1



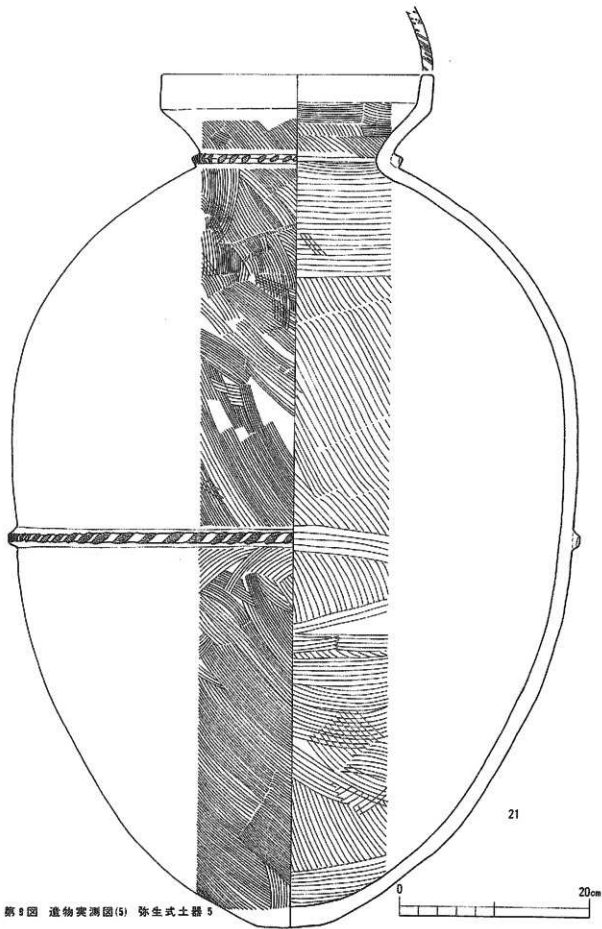
第6图 遗物実測图(2) 弥生式土器 2



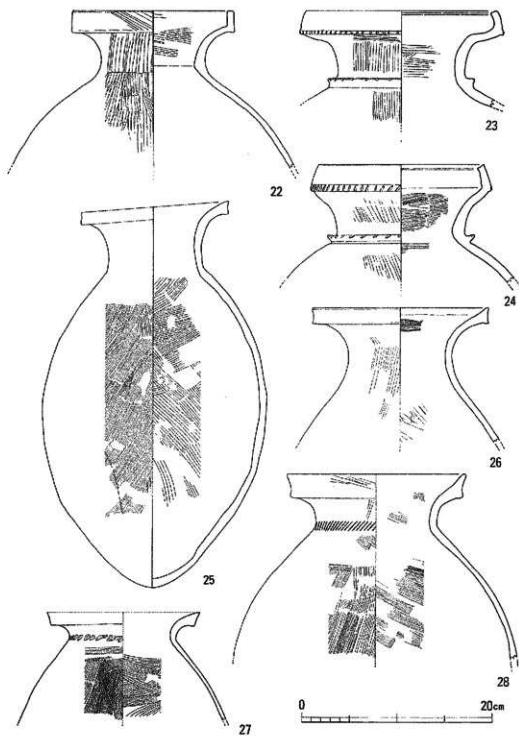
第7图 遗物实测图(3) 弥生式土器 3



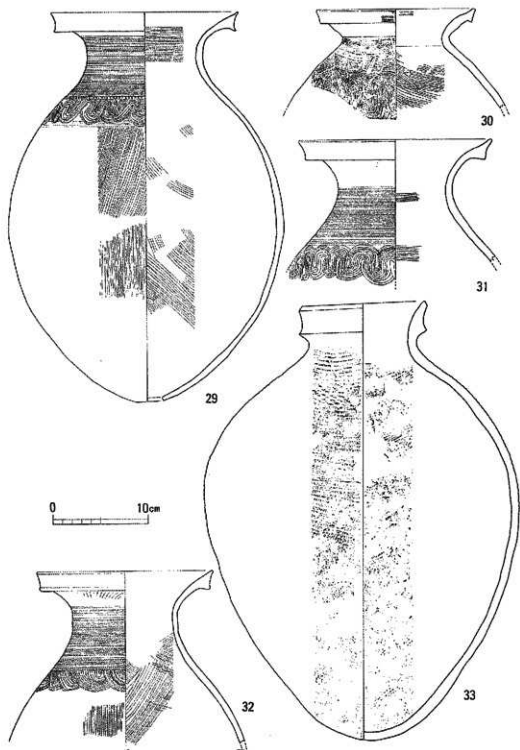
第8圖 遺物実測圖(4) 弥生式土器 4



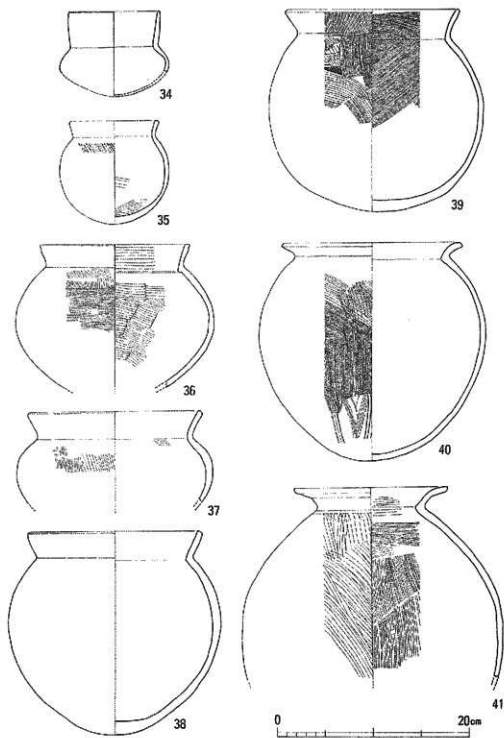
第 9 图 遺物実測図(5) 弥生式土器 5



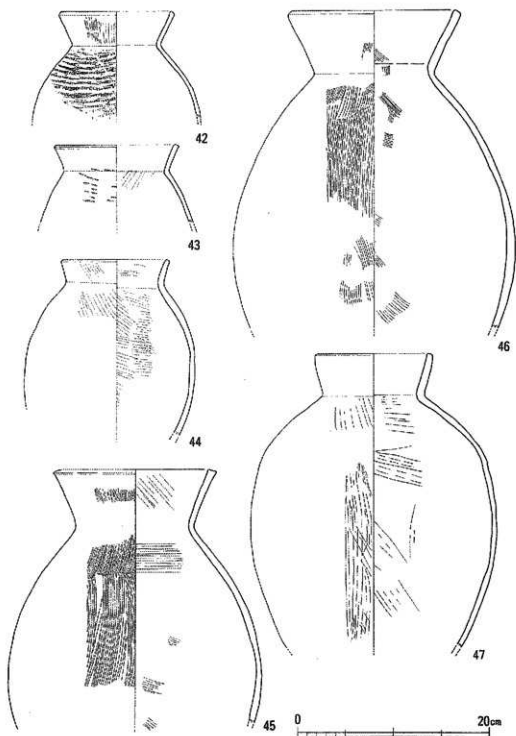
第10圖 遺物実測圖(6) 弥生式土器 6



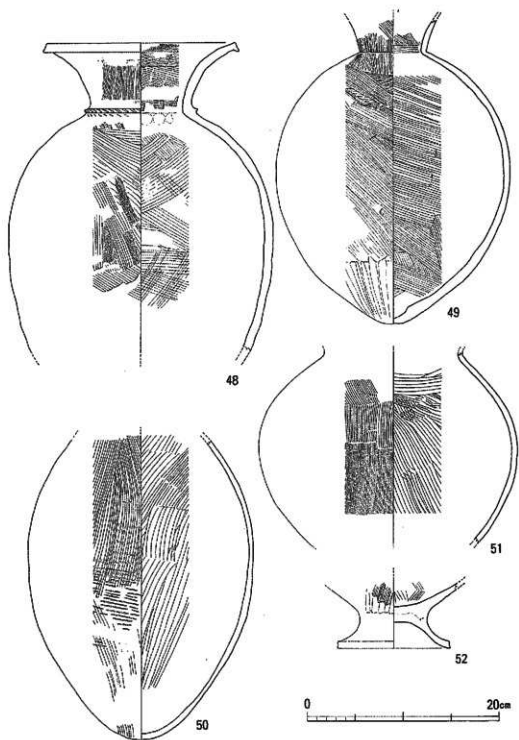
第11图 遗物实测图(7) 弥生式土器 7



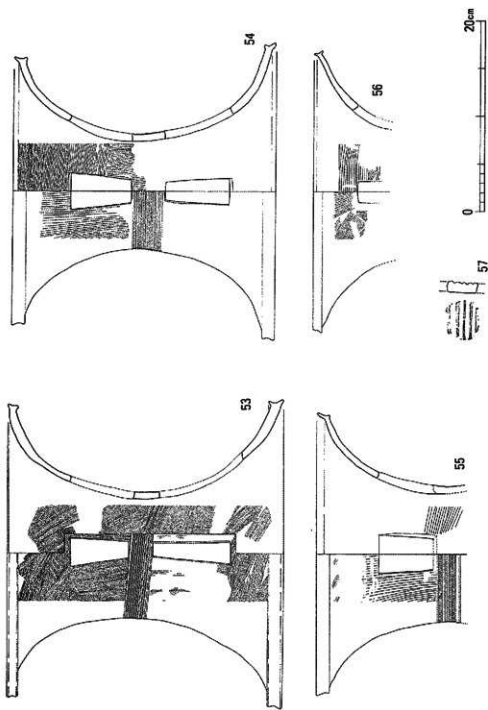
第12图 遺物実測図(8) 弥生式土器 8



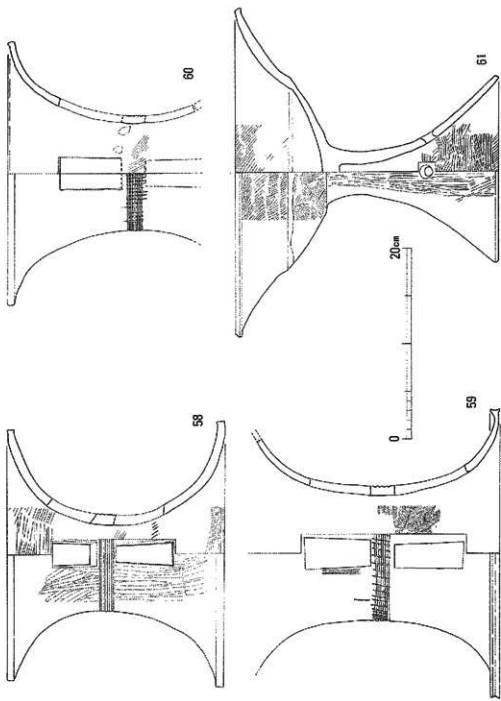
第13图 遗物実測図(9) 弥生式土器 9



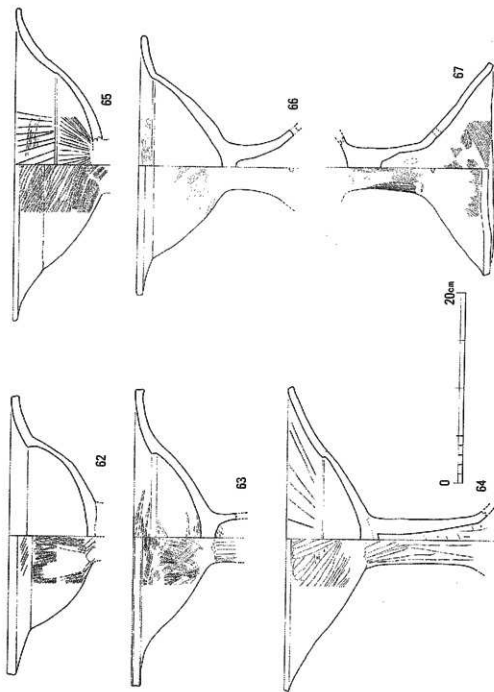
第14图 造物实例图(00) 弥生式土器10



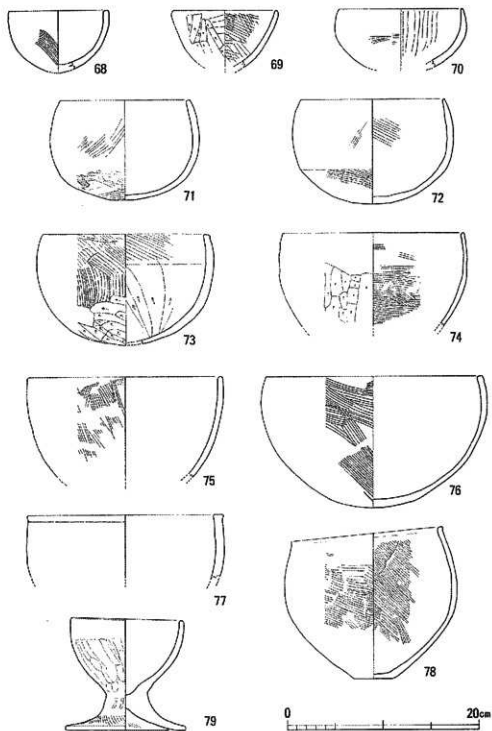
第15圖 遺物黃洲園(1) 弥生式土器11



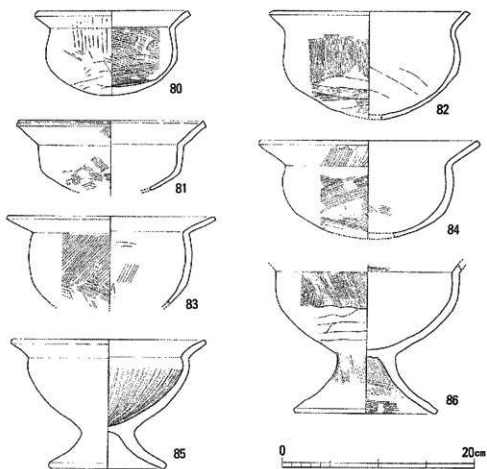
第16圖 遺物發掘圖(15) 弥生式土器12



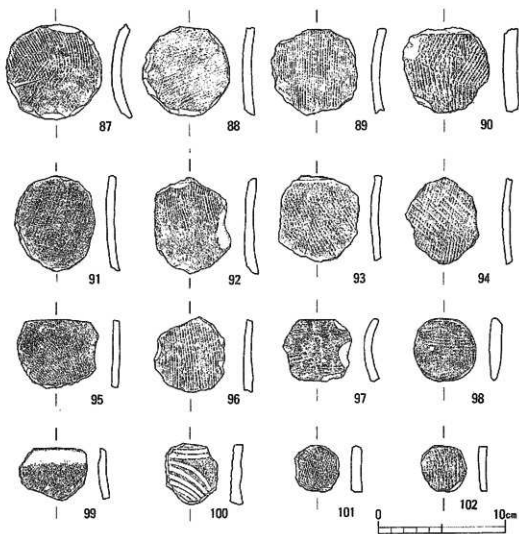
第17圖 遺物実測圖(15) 弥生式土器13



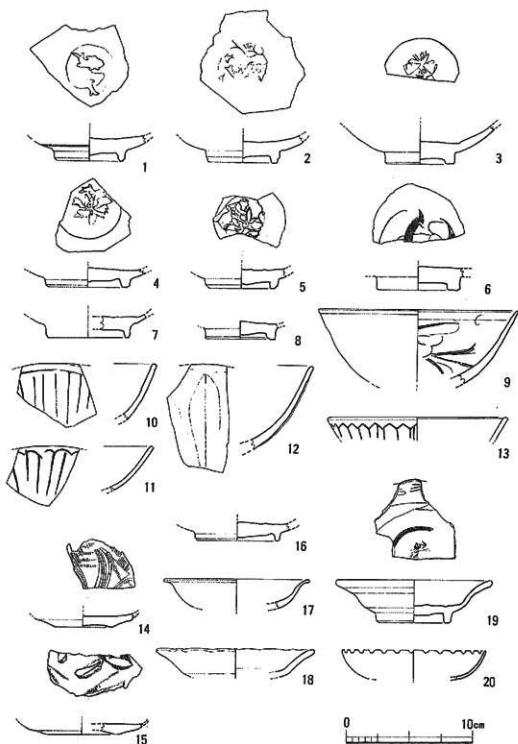
第18圖 遺物実測図(14) 弥生式土器14



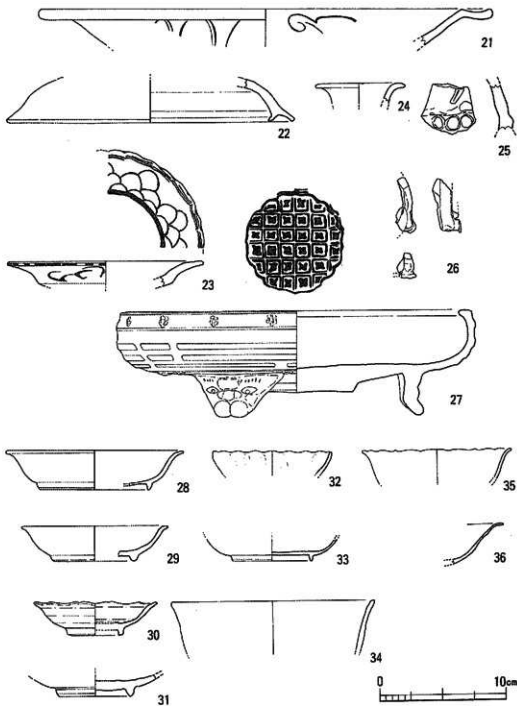
第19圖 遺物実測圖09 弥生式土器15



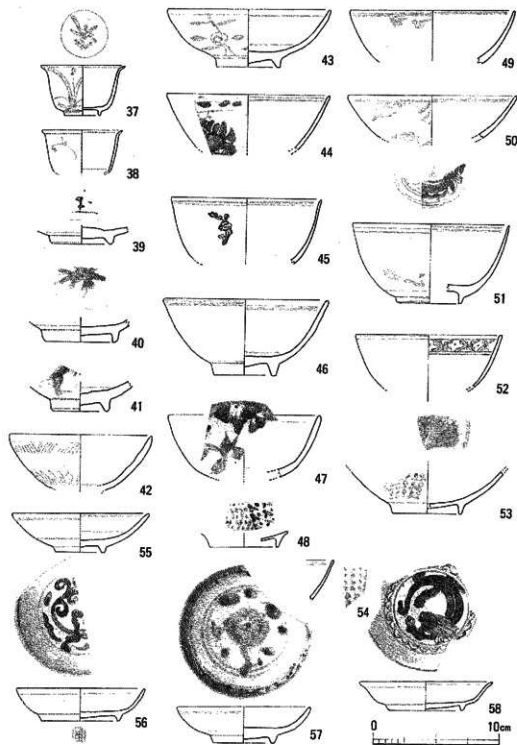
第20圖 遺物実測図(16) 土器片加工品



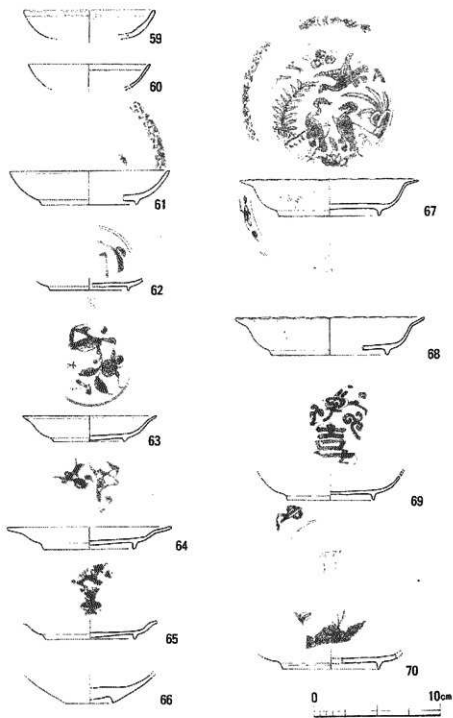
第21图 遗物实测图(1) (磁器 1)



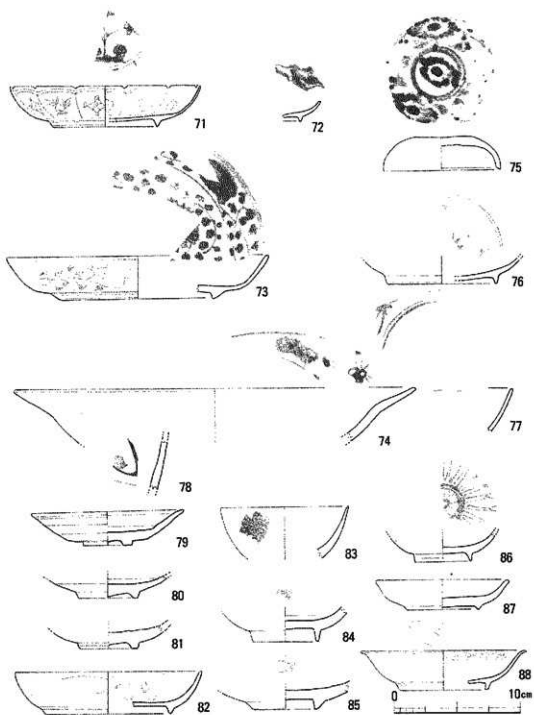
第22图 遗物实测图08(磁器2)



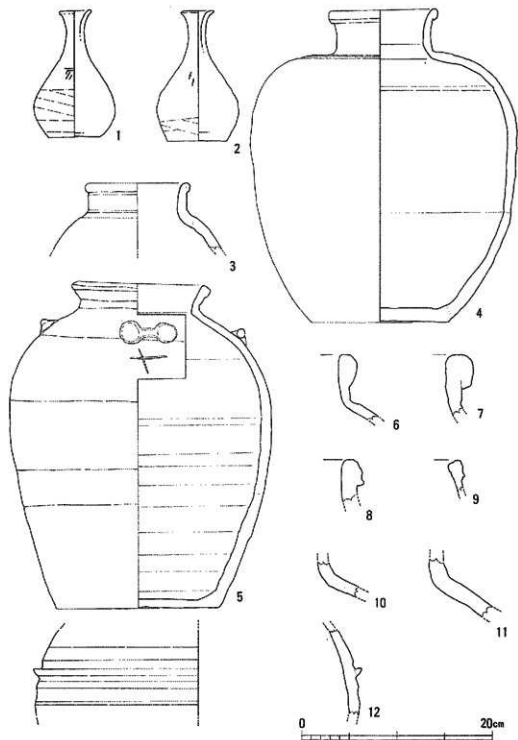
第23图 遺物実測図(碗(磁器))



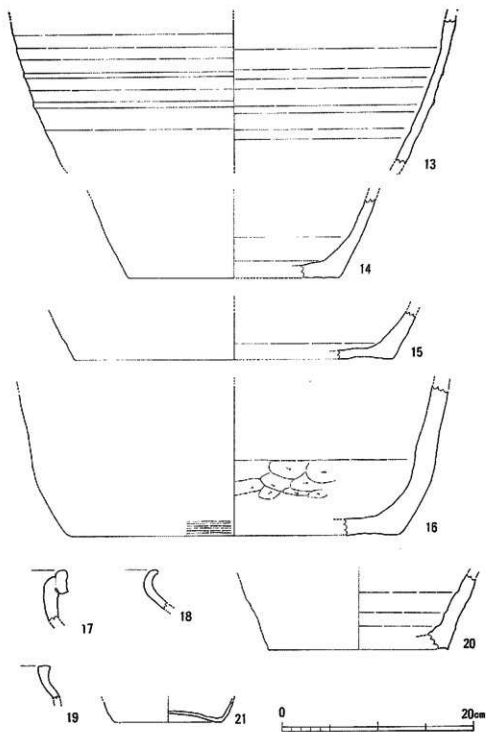
第24回 遺物実測図28 (磁器4)



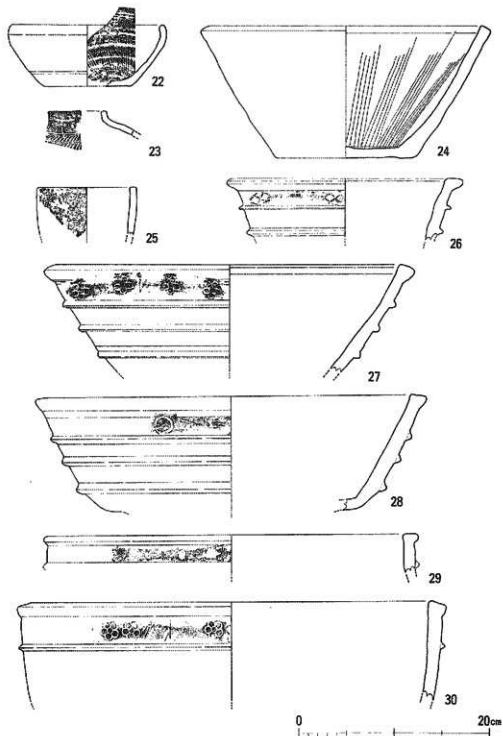
第25圖 遺物実測圖20 (磁器 5)



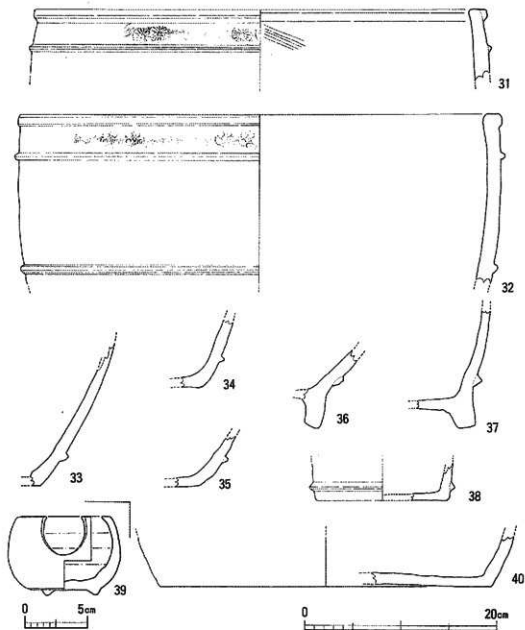
第26圖 遺物実測図(2) 備前焼 1



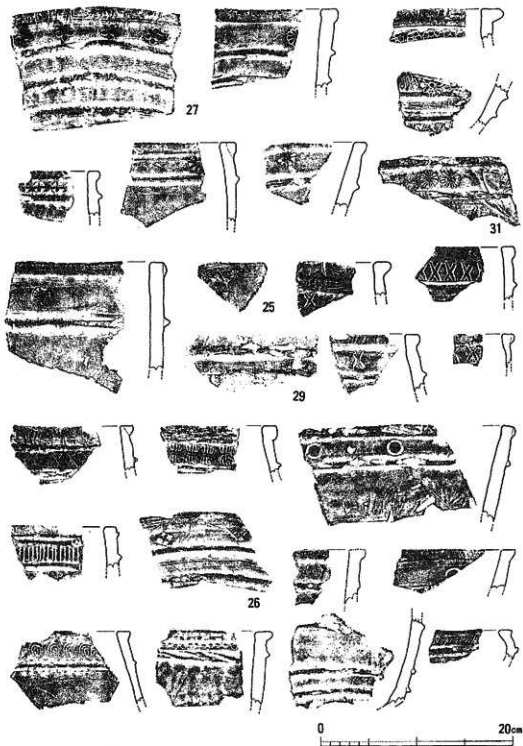
第27回 遺物実測図(四) 備前焼 2・その他陶器 1



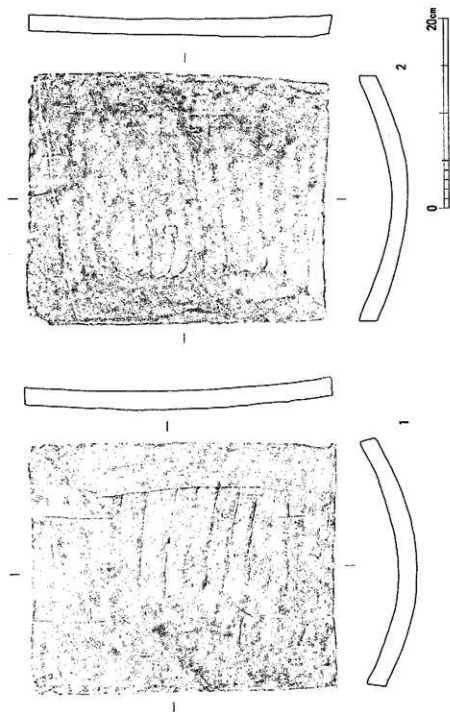
第28图 遗物实例图24 陶器 2·瓦器 1



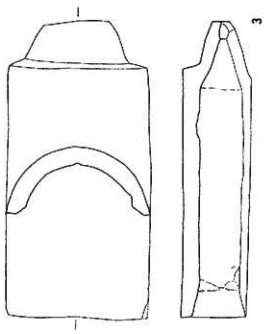
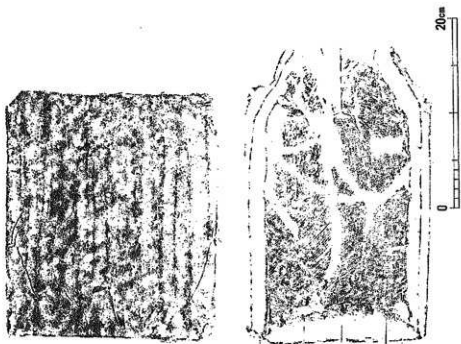
第29图 遗物实测图09 瓦器 2



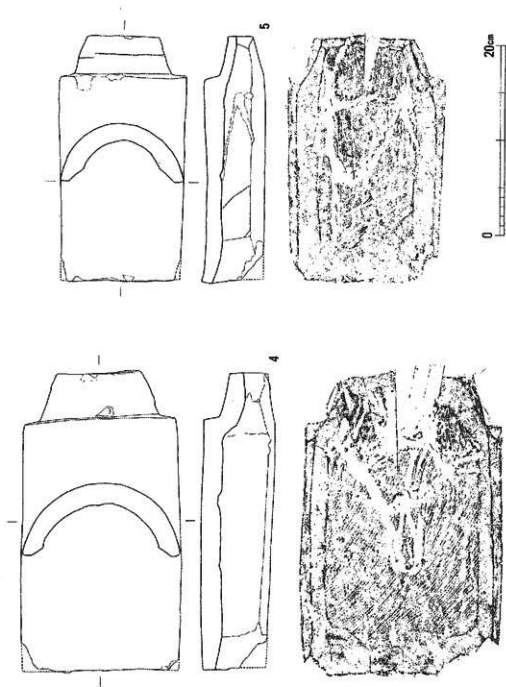
第30図 遺物実測図(26) 各種の刻文



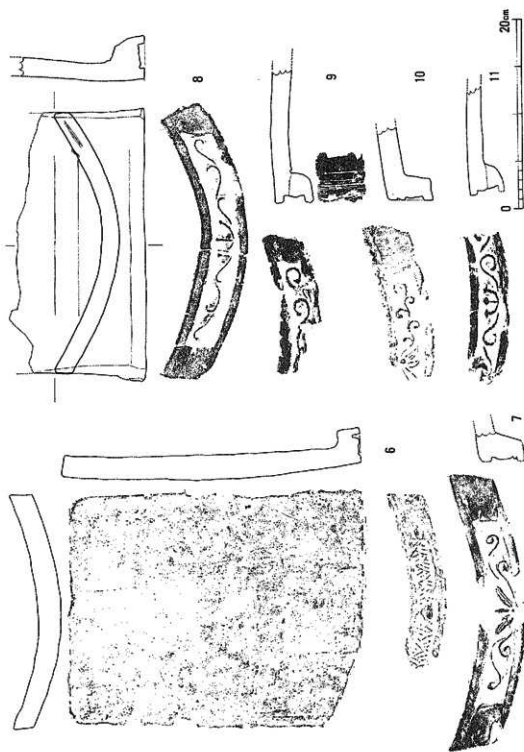
第31圖 遺物実測図(瓦)



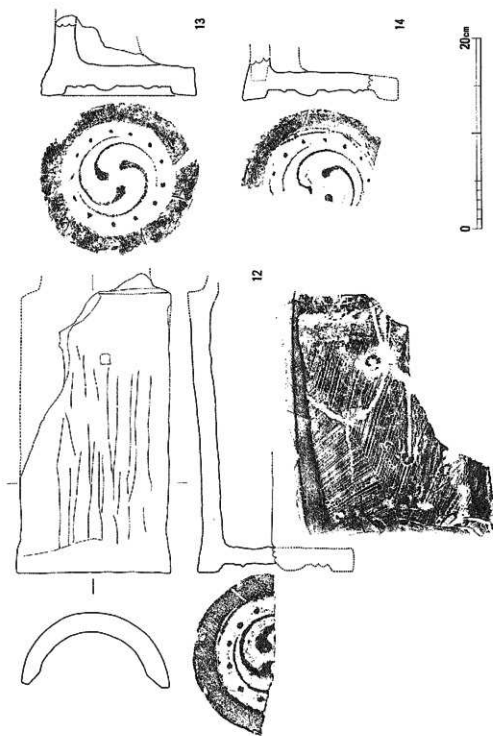
第32圖 遺物実測図 瓦 2



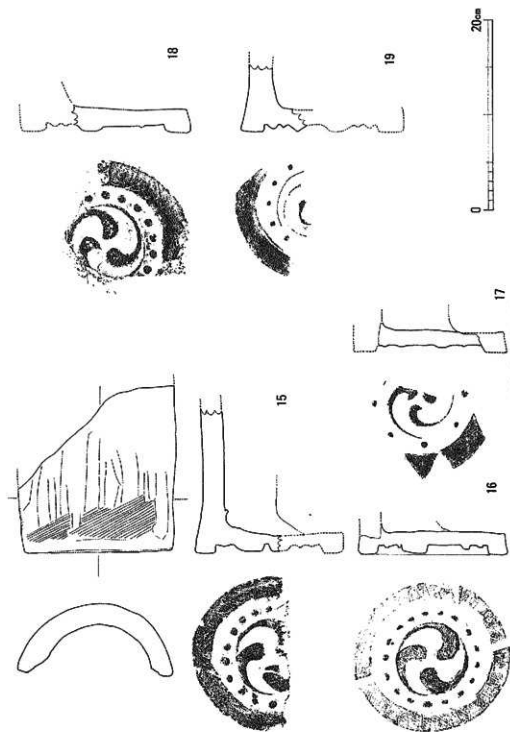
第33圖 遺物実測図 瓦 3



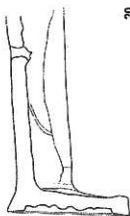
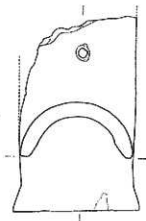
第34圖 透物瓦圖牌瓦 4



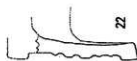
第35圖 遺物家器圖 瓦 5



第36圖 遺物美濃國函 瓦 6



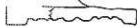
20



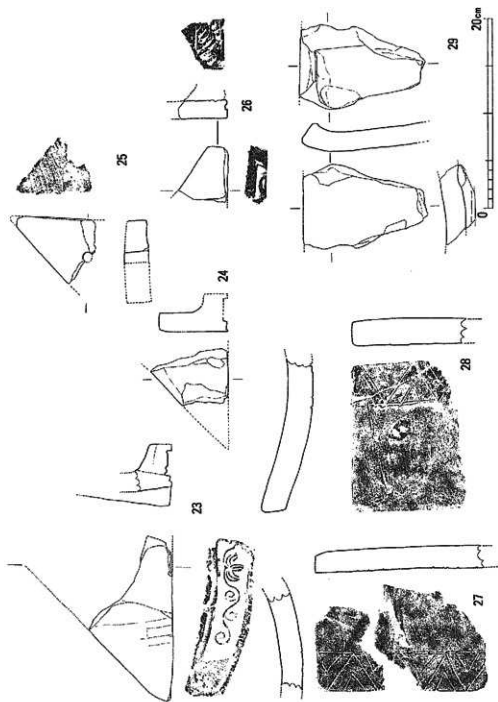
22



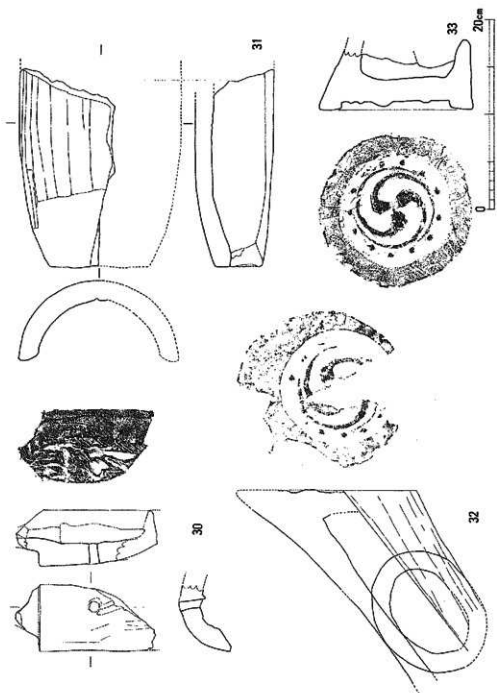
21



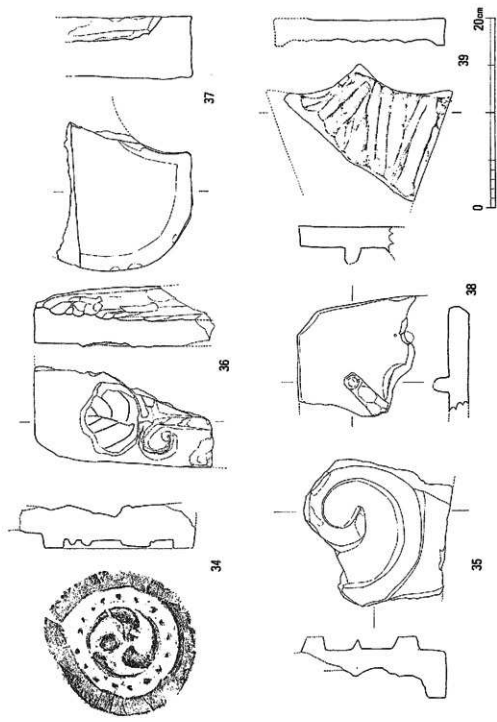
第37圖 遺物実測圖(肆) 瓦 7



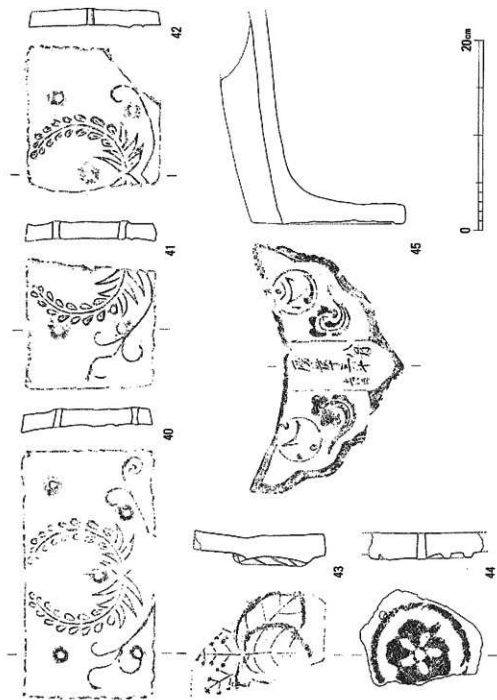
第30圖 遺物実測図04 瓦 8



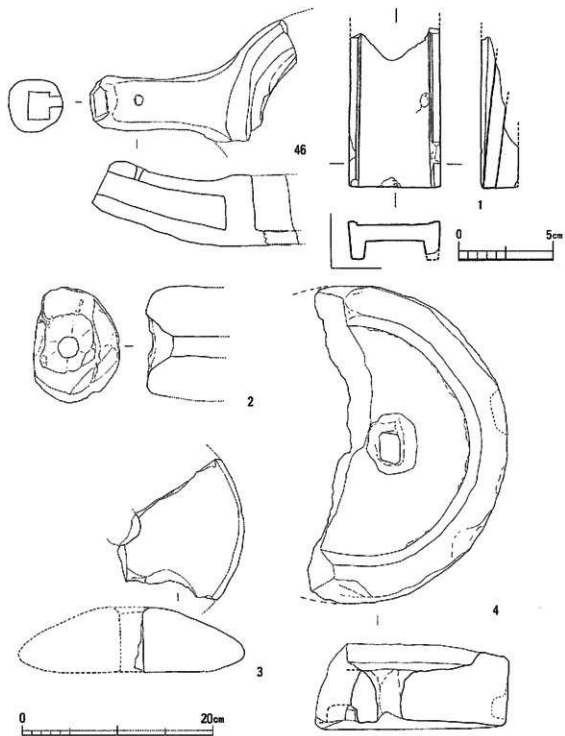
第38圖 遺物英國國095瓦



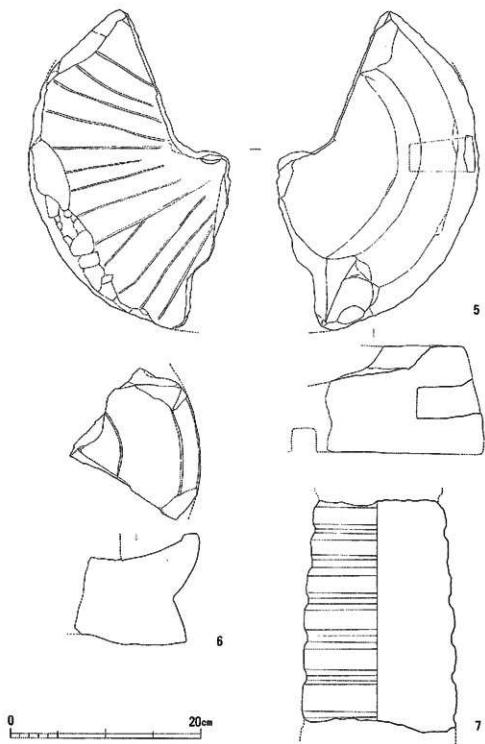
第40圖 遺物実測図(附瓦10)



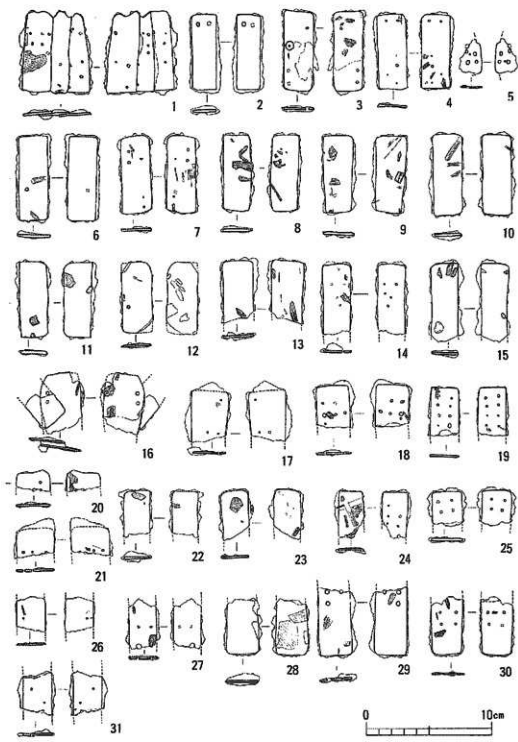
第41圖 遺物実測図(0) 瓦 11



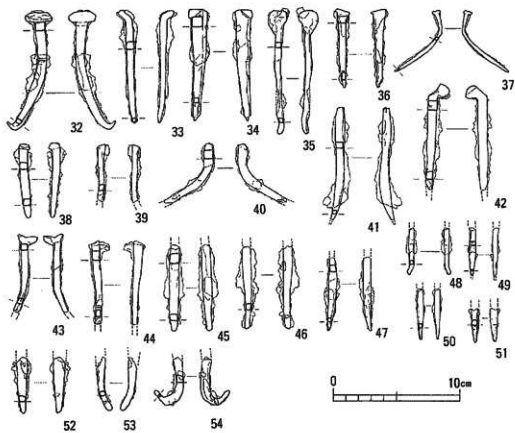
第42圖 遺物実測図(3) 瓦12・石製品1



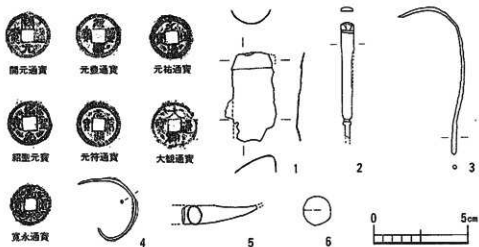
第43圖 遺物実測図③ 石製品 2



第44回 遺物実測図44 鉄製品1



第45圖 遺物実測図40 鉄製品 2



第46圖 遺物実測図40 銅・銀製品

第2表 出土遺物観察表（弥生式土器、A-T10土器溜一第5図～第19図）

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
1	壺	15.3				内外面共ハケメ、口縁部はヨコナデ	良好	外面はにぶい棕色、内面は淡褐色	ち密。砂粒を含む	
2	壺	17.8		21		内外面共ハケメ	良好	内外面共淡褐色	微砂粒を含む	
3	壺	19.2	42.8	22.1	12.9	外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	内外面共淡黄褐色	細砂粒を含む	
4	壺	20.1		22.3		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	不良	内外面共灰白色	細砂粒を含む	
5	壺	22.6				外面はタタキ、内面はナデ	良好	内外面とも灰白色	密	
6	壺	20.6		23.9		内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡赤褐色	密	
7	壺	22.1		24.6		外面はタタキ、内面はハケメ	良好	外面はにぶい棕色、内面は褐色	細砂粒を含む	
8	壺	25		29.9		内外面ともハケメ	良好	外面は明褐色、内面はにぶい褐色	細砂粒を含む	
9	壺	20.7		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	細砂粒を含む	
10	壺	25.3				内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
11	壺	22.3		20.3		内外面ともハケメ	良好	外面は茶褐色、内面は灰黄色	微砂粒を含む	
12	壺	22.2		21.3		内外面共ハケメの後ナデ	良好	外面は黄褐色、内面は黒色	ち密。黒色砂粒を含む	
13	壺			22.4		内外面ともハケメ	良好	外面は黒褐色、内面は白茶褐色	微砂粒を含む	胴部下半に細広突縁
14	壺					外面はナデ、内面はハケメ	良好	外面は黒色、内面はにぶい黄褐色	微砂粒を含む	底部欠失後再使用
15	壺				13.4	内外面ともハケメ	良好	内外面ともにぶい棕色	ち密	胴部

No.	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径 cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 考
16	盃				12.6	外面はハケメ、内面はナデ	良好	外面はぶい橙色、内面は黒褐色	ち密	胴部
17	寛				15.6	外面はハケメ、胴部内面はヘラ刷り	良好	外面は橙色、内面は淡い黄色	砂粒を含む	胴部
18	寛	26.0		26		外面上部はハケメ、下部はヘラ刷り、内面は研削	良好	外面は灰青色、内面はぶい橙色	砂粒を含む	
19	袋	30	35.9	34	6.1	外面はナデ、内面はハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	くびれ部に突帯、胴部に割目突帯あり
20	袋	40.4	37.4	38.7		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外面は灰白色、内面は黒褐色	密	くびれ部に割目突帯あり
21	盃	28.8	90.4	60.4		内外面ともハケメ	良好	内外面とも茶褐色	微砂粒を含む	口唇部上面に突目、クビレ部と胴部に割目突帯あり
22	盃	16.5				内外面ともハケメ	良好	内外面とも明茶褐色	砂粒を含む	
23	袋	10.2				内外面ともハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は淡黄褐色	ち密	口縁下とくびれ部に割目突帯あり
24	盃	19				外面は研削、内面はハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は赤褐色	砂粒を含む	口縁下とくびれ部に割目突帯あり
25	盃	15.5	39.8	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面ともぶい橙色	ち密	
26	盃	18.4				内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡い黄褐色	ち密	
27	盃	16				内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡褐色	砂粒を含む	くびれ部に割目あり
28	袋	18.6				内外面ともハケメ	良好	内外面とも褐色	ち密	くびれ部に割目あり
29	盃	19.6	40.8	28.8		内外面ともハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は薄茶褐色	ち密	胴部上面に柳葉状文、底部に二次穿孔あり
30	袋	16.4				外面はナデ、内面はハケメ	良好	外面は淡い黄褐色、内面は灰白色	ち密	胴部上面に柳葉状文あり
31	盃	20.1				外面はナデ、内面はハケメ	良好	内外面ともぶい橙色	ち密	胴部上面に柳葉状文あり

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径cm	底径 cm	表 装	焼 成	色 割	胎 土	備 考
32	壺	18.4				内外面ともハケメ	良好	外面は褐灰色、内面は褐色	ち密	胴部上面に華扁重張文あり
33	壺	13.3	45.6	32.8		外面はタタキ、内面はハケメ	良好		ち密	
34	壺	9.5	9	11.4		内外面ともナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
35	壺	9	10.8	11.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも赤褐色	砂粒を含む	
36	壺	15.6		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも褐色	砂粒を含む	
37	壺	17.6		20.4		内外面共ハケメのちナデ	良好	外面は赤褐色、内面は褐色	砂粒を多く含む	
38	壺	18.2	21.4	22.2		不明	良好	外面は淡赤褐色、内面は赤褐色	砂粒を多く含む	
39	壺	18.5	21.2	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
40	壺	19	22.9	23.8		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
41	壺	16		27.3		内外面共ハケメ	良好	外面は淡黄褐色、内面は明褐色	ち密	
42	壺	11.6				外面はタタキのちハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも淡褐色	ち密	
43	壺	12.8				外面はタタキのちナデ、内面はナデ	良好	内外面共黄褐色	ち密	
44	壺	10.3		17.8		内外面共ハケメ	良好	外面は淡い黄褐色、内面は灰白色	ち密	
45	壺	18		25.9		内外面共ハケメ	良好	外面は褐色、内面は黄褐色	ち密	
46	壺	18		29.6		内外面共ハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面は淡褐色	ち密	
47	壺	11.6		25.8		内外面共ハケメのちナデ	良好	内外面共褐色	砂粒を含む	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径 cm	底径 cm	調 整	洗 成	色 調	胎 土	備 考
48	壺	20.5		27.6		内外面共ハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面はにぶい褐色	砂粒を含む	くびれ部に刻目状あり
49	壺			24.5	2.1	内外面ともハケメ。外面下部にヘラ削り	良好	外面は橙褐色、内面は白灰色	砂粒を含む	
50	壺			23.5		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外面は赤褐色、内面は灰白色	ち密	
51	壺			27		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白赤褐色	微砂粒を含む	
52	壺				11.7	内外面ともハケメ	良好	内外面とも暗灰色	密	
53	器台	30.5	29	13.4	34.2	内外面共にハケメ、胴部はヨコナデ	良好	内外面共に、にぶい褐色	替肌、胎砂粒を含む	沈殿は12本、スカシは上下二段各4ヶ所
54	器台	28	27.3	12	31	内外面共上半はハケメ、その他はヨコナデ	良好	にぶい黄褐色	替肌、微砂粒を含む	沈殿は16本、スカシは上下二段各4ヶ所
55	器台	29.6		14.2		外壁はハケメ、口縁から内面上半にかけてヨコナデ、下半はハケメ	良好	褐色	微砂粒を含む	沈殿は11本、スカシは4ヶ所、上下二段と思われる
56	器台	29.8				内外面共にハケメ、さらに口縁部はヨコナデを施す	良好	にぶい褐色	微砂粒を含む	スカシは4ヶ所に付く。下位は不明
57	器台					内面はヨコ方向ハケメ	良好	明褐色	微砂粒を含む	上下のスカシに挟まれた部分、4本の太い沈殿を置く
58	器台	26.3	22.8	28	28	外面にヘラ削り、口縁・底部はヨコナデ。内面はハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面は黄褐色	密、砂粒を含む	沈殿は4本、スカシは上下二段各4ヶ所
59	器台			14.1	30.5	内外面共にハケメ後ヨコナデ	良好	外面は黄赤褐色、内面は暗赤褐色	ち密、砂粒を含む	4本の沈殿の後、下から上へへらによる沈殿を施す。スカシは二段
60	器台	27.7		12.1		内外面共に口縁部はヨコナデ、他はタナナデ	良好	外面は淡黄褐色、内面は淡褐色	ち密(替肌)	沈殿は5本、ヘラで板の跡を削る。スカシは二段4ヶ所
61	高杯	34	27.7	4.5	19.2	内面は内外面共ハケメ、胴部は外面へら削り、内面ハケメ	良好	外面は暗褐色、内面は暗褐色、内面は黄褐色	密	胴部に3ヶ所の焼成前穿孔
62	高杯	29				外面ハケメ、内面へら削り	良好	外面にぶい褐色、内面褐色	砂粒を含む	
63	高杯	31		5		胴部は外面ハケメ内面へら削り、胴部は外面へら削り内面へら削り		外面黄褐色、内面にぶい褐色	密	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径 cm	底径 cm	調 整	挽 成	色 調	胎 土	備 考
64	高杯	31.6		4.6		杯部は、内外面共にヘラ研削。脚部は、外面へラ研削内面へラ削り	良好	内外面共に黄褐色	ち密	口縁部内面に増文
65	高杯	32.8				内外面共にハケメのちヘラ研削	良好	外面は浅い黄褐色、内面は黄褐色	ち密	
66	高杯	27.3		4.6		内外面共に研削	良好	内外面共に褐色灰色	密	脚部に焼成前穿孔あり
67	高杯			4.2	22.4	脚部は内外面共にハケメ	良好	内 外 面 共に、にぶい黄褐色	砂粒を含む	脚部に3ヶ所の焼成前穿孔あり
68	鉢	10.5	6.5	10.7		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
69	鉢	10.9		11.2		外面はヘラ削り、内面はハケメ	良好	外面はにぶい褐色、内面は黒褐色	砂粒を含む	
70	鉢	13.1		13.9		内外面共にヘラミガキ	良好	外面は浅黄褐色、内面は浅黄褐色	ち密	
71	鉢	13.6	10.5	15.7		外面はハケメのちナデ	良好	外面は浅い黄褐色、内底面は灰黒色	ち密	
72	鉢	15.2	11	15.4		内外面共にハケメのちナデ	良好	外面はにぶい褐色、内面は浅黄褐色	砂粒を含む	
73	鉢	17.5		18.6		内外面共に上部はハケメ、下部はヘラ削り	良好	外面はにぶい褐色、内面は黒褐色	ち密	
74	鉢	19		19.7		外面はヘラ削り、内面はハケメ	良好	外面は黒褐色、内面は暗褐色	ち密	
75	鉢	20.5		20.6		外面はハケメのちナデ、内面はナデ	良好	外面にぶい赤褐色、内面にぶい褐色	やや砂粒を含む	
76	鉢	22.7	13.8	23.7		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
77	鉢	20.3		20.6		内外面共にナデ	良好	外面は淡赤褐色、内面は淡い青色	やや砂粒を含む	
78	鉢	15.9	15.9	18	4.1	内外面共にハケメ	良好		ち密	
79	割付鉢	11.8	11.7	11.9	12.6	外面はナズリ、内面はナデ	良好	内外面共にぶい褐色	ち密	

No	器種	口径 cm	器高 cm	胴部径 cm	器深 cm	調 空	焼 成	色 調	胎 土	備 考
80	鉢	16.4	8.9	13.7		内外面共ハケメ	良好	内外面共浅黄褐色	砂粒を含む	
81	鉢	19.9		15.1		外面はハケメのちナデ、内面はナデ	良好	内外面共赤褐色	ち密	
82	鉢	21	11.3	18.5		外面上部はハケメ、下部はヘラ削り、内面はヘラ削り	良好	内外面共浅黄褐色	ち密	
83	鉢	21.9		17.1		内外面共ハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は浅黄褐色	ち密	
84	鉢	23.2		18		外面はハケメのちナデ、内面はナデ	良好	内外面共浅黄褐色	砂粒多い	
85	胴付鉢	20.6	13.4	16.9	12.3	外面はナデ、内面はヘラ磨き	良好	内外面共に赤褐色	ち密	
86	胴付鉢			19.2	15	外面はハケメとヘラ削り、内面はナデ	良好	内外面共浅黄褐色	ち密	

第3表 出土遺物観察表（土器片加工品—第20図）

No	長径 mm	短径 mm	厚さ mm	取付 目	外面調整	内面調整	焼成	色 調	胎 土	備 考
87	75.6	73.2	8.2	62	ハケメ	ハケメ	良好	褐色	白色砂を含む	裏又は蓋片
88	70.5	68.4	7.1	45	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：褐色	緻密	裏又は蓋片
89	68.6	66.7	6.5	41	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぶい棕色 裏：褐色	黒色砂粒を含む	裏又は蓋片
90	66.4	65.3	11.5	62	ハケメ	ハケメ	良	赤褐色	白色砂を含む	蓋片
91	75.4	62.4	6.0	37	ハケメ	ハケメ	良好	にぶい褐色	黒色微砂粒を多く含む	裏の胴部片
92	75.7	38.3	8.3	44	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒色 裏：にぶい褐色	黒色砂粒を含む	裏の胴部片
93	67.8	61.5	6.2	33	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：褐色	微砂粒を多く含む	裏の胴部片
94	68.4	55.4	6.5	26	ハケメ のち タタキ	ハケメ	良好	表：淡黄褐色 裏：にぶい黄褐色	黒色砂粒を含む	底片
95	64.0	54.0	6.0	28	ハケメ	ハケメ	良好	淡褐色	緻密	底の口縁片
96	56.0	53.0	8.0	22	ハケメ	ハケメ	良好	表：赤褐色 裏：にぶい褐色	緻密	裏又は蓋片
97	58.7	49.4	7.2	24	ハケメ	ナデ	良好	表：にぶい褐色 裏：褐色	大きめの白色砂を含む	耳の口縁片
98	49.4	48.3	10.0	25	ハケメ	ナデ	良	表：褐色 裏：褐色	白色微砂粒を多く含む	周囲を囲っている
99	52.5	41.6	6.6	17	ナデ	ナデ	良好	褐色	黒色微砂粒を多く含む	底の口縁片
100	47.0	49.0	9.0	22	ナデ	ハケメ	良好	表：淡赤褐色 裏：褐色	黒色砂粒を含む	重葺文土器片
101	37.0	34.4	8.0	16	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぶい黄褐色 裏：にぶい褐色	黒色砂粒を含む	裏又は蓋片
102	36.0	34.0	6.9	10	ハケメ	ハケメ	良	表：赤褐色 裏：にぶい褐色	黒色砂粒を含む	裏又は蓋片

第4表 出土遺物観察表 (磁器—第21図～第25図)

No	種別	器種	法 量	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	番 号
1	青磁	碗	高台径 - 5.5cm 高台高 - 0.9cm	文様—見込に双魚のスケープ 外縁、底面近くに2本の沈 線、高台縁は筒取、貫 入	高台削り出し、高台及び高 台内露胎	色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	B-T1 4册
2	青磁	碗	高台径 - 5.6cm 高台高 - 1.1cm	文様—見込に印花	高台削り出し、高台内露胎	色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T2 9册
3	青磁	碗	高台径 - 5.3cm 高台高 - 0.8cm	文様—見込に印花 外縁、蓮弁文、貫入	高台削り出し、高台内露胎、 鉄錆を塗る	色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	B-T1 褐色土
4	青磁	碗	高台径 - 6.5cm 高台高 - 0.7cm	文様—見込に印花と1条の 沈線、貫入	高台内削り出し、高台は露 胎	色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T1 3層褐色土
5	青磁	碗	高台径 - 5.4cm 高台高 - 0.7cm	文様—見込に印花 高台は片筒取	高台内削り、見込は露胎	色調—灰オリーブ 胎土—密 焼成—不良	A-T8、 7区 栗原炭石中
6	青磁	碗?	高台径 - 6.7cm 高台高 - 1.0cm	文様—見込にヘラによる花 文。 高台縁は厚く、高台内は浅 い	高台内削り露胎	色調—黄灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T9 黄褐色砂質
7	青磁	碗	高台径 - 6.7cm 高台高 - 0.9cm	文様—見込に双魚?のスケ ープ 高台は片筒取	高台内削り、露胎、高台は 露胎	色調—淡緑色 胎土—密 焼成—良好	A-T8 5区中央部
8	青磁	碗	高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.8cm	基文、細かい貫入	高台削り出し、高台内は露 胎、高台は露胎	色調—黄灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T8 1区西側耕 作土
9	青磁	碗	口径 - 15.8cm	文様—内面刻花文 口縁縁は丸い		色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T1 2册
10	青磁	碗		外縁—目よりさらに簡略化 した蓮弁文 口縁縁は丸い		色調—緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T8 5区耕作土
11	青磁	碗		外縁—簡略化した蓮弁文 刺先を破状に、弁間を條刻 で表現		色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T8 No2セク ション用ブリ ッジ
12	青磁	碗		外縁—蓮弁文 口縁縁は丸い、貫入		色調—灰オリーブ色 胎土—密 焼成—良好	B-T1 黒色土
13	青磁	碗	口径 - 14.3cm	外縁—簡略化した蓮弁文		色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T8 石原北側コ ナー、石 原に伴なう
14	青磁	碗	底 径 - 4.6cm	文様—見込に磨損露胎文 底面は磨損	底面は削り出しで露胎である	色調—明緑灰色 胎土—密 焼成—良好	A-T9 黄褐色砂質
15	青磁	碗	底 径 - 6.1cm	文様—見込磨損露胎文 底面は茶褐色	底面は削り出しで露胎、鉄 錆を塗る	色調—黄灰色 胎土—密 焼成—良好	表様

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
16	青磁	碗	高台径 - 6.8cm 高台高 - 0.6cm	見込平皿、高台内凸状、状行が丸い、貫入	高台内、見込共に蛇ノ目輪ハギ、鉄屑を流る高台残輪	色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 黄褐色砂質
17	青磁	皿	口 径 - 11.4cm	体部は内湾し、口縁部はすどく外反する、細かい貫入		色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側所状張り込み
18	青磁	碗	口 径 - 12.5cm	輪花圖 体部と口縁部の量曲が強く、口縁部は外反する、細かい貫入		色調 - 緑灰色 胎土 - 陶質 焼成 - 良好	A-T8 石患北側コーナー石皿に伴う
19	青磁	皿	口 径 - 12.4cm 器 高 - 3.4cm 高台径 - 6.0cm 高台高 - 0.8cm	輪花圖 文様 - 見込に双魚?のスタンピング 口縁部に沈線文様、細かい貫入	高台内輪ハギ	色調 - 黄灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 4区北東側耕作土
20	青磁	皿	口 径 - 11.4cm	輪花圖 口縁部は波影を呈する、体部は丸く内湾し、面影は薄い		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側
21	青磁	鉢	口 径 - 36.0cm	文様 - 内面へう描きの草花文外壁はへう描き蓮弁文。体部は大きく外へ開き、やや内湾する。口縁部上端はくばみ、端部は丸くなる		色調 - 淡緑色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
22	青磁	高	径 - 22.7cm	体部は内湾し、口縁部でやや外反する。口縁部内面に長いかみりをもつ。細かい貫入	内面壁輪	色調 - 淡明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T4
23	青磁	皿	口 径 - 15.6cm	輪花圖 文様 - 口縁部内面に3条の沈線図形文 外縁は草花文 体部から口縁にかけて著しく外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側耕作土
24	青磁	碗	口 径 - 0.7cm	口縁は強く外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰褐色土
25	青磁	碗		外面 - 円形の浮彫	型作り?	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 No2セクショ ンブリッ ジ
26	青磁	香炉		底部は肥厚	足は貼付	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
27	青磁	鉢	径 - 27.4cm 器 高 - 8.4cm 底 径 - 9.5cm	文様 - 外面蓮木文、上下に16個と9個の花文の浮彫 見込に格子目状の押線文スタンピング 鉄屑三足		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
28	白磁	皿	口 径 - 14.0cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 8.7cm 高台高 - 0.6cm	体部は内湾し、口縁部は外反する。端部は丸い、高台は片側取り	高台端は露胎	色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰褐色土、石皿に伴う
29	白磁	皿	口 径 - 11.6cm 器 高 - 2.3cm 高台径 - 6.7cm 高台高 - 0.4cm	輪花圖? 体部は開きぎみに内湾し、端取り	見込は蛇ノ目輪ハギ 高台端は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良好	A-T9 灰層
30	白磁	皿	口 径 - 9.7cm 器 高 - 2.7cm 高台径 - 4.5cm 高台高 - 0.4cm	輪花圖 高台片側取り	見込は蛇ノ目輪ハギ 高台内は露胎	色調 - 緑味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層

No.	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
31	白磁	皿	高台径 - 5.8cm 高台高 - 0.6cm	高台両面取り、貫入	見込は蛇ノ目輪ハズ、高台削り出し	色調 - 灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
32	白磁	皿	口 径 - 9.4cm	菊花風	カンナによる菊花文	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層 二次焼成
33	白磁	皿	高台径 - 6.2cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 内面に草花?の浮彫 見込は平坦、高台は薄く低い、器壁は全体に薄い	高台端に砂付着	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T8 田区石垣前 黒色土・ 石皿に伴う
34	白磁	碗	口 径 - 16.0cm	口縁部は外反し、端部は丸い 体部に穴あり 一部貫入		色調 - 灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良好	A-T8 石垣北側コ ーナー、石 皿に伴う
35	白磁	碗?	口 径 - 11.8cm	輪花文 文様 - 内外両側花文 体部は真すくぐび、口縁部で外反する。器壁は薄い	削作り	色調 - 白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
36	白磁	皿		文様 - 胡笳文 体部は真すくぐび、口縁部で外反する。器壁は薄い	削作り	色調 - 白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T1 3層 黒色土層
37	染付	杯	口 径 - 6.8cm 器 高 - 3.9cm 高台径 - 2.9cm 高台高 - 0.3cm	文様 - 見込は草花文 内面口縁近くは1条の界線 外面、体部に大きく草花文 その上には1条の界線 見込平坦、器壁から露出 した体部は真すくに立ちあがり 口縁部で水平に反り、端部は丸い	器壁の黄色はよい	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
38	染付	杯	口 径 - 6.3cm	文様 - 内面、口縁と見込に1条の界線 外面、口縁に1条の界線と 体部に「バツ」を描く 35同等に体部は真すくに立ち 上がり、口縁で反る。端部 はやや丸い	器壁の黄色はあまりよくない	色調 - 青味白色 胎土 - 緻密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
39	染付	碗	高台径 - 4.8cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込に「五」の字を描く	高台削り出し、露胎。見込は蛇ノ目輪ハズ	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
40	染付	碗	高台径 - 6.0cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 見込に草花文と二条の界線 外側高台近くは2条の界線	露胎は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
41	染付	碗	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込に1条の界線 外側高台近くは1条の界線 と体部には草花文	露胎は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 (高台内に 薄く褐色土を塗る。 一部露胎内に滲入) 焼成 - 良	A-T9 灰層
42	染付	碗	口 径 - 11.5cm	文様 - 内面口縁と見込に1条の界線 外側は波濤文・芭蕉文を描く。 貫入 体部は内凹し、端部は丸い	器壁の黄色はあまりよくない	色調 - 黄灰色 胎土 - 粗 焼成 - 不良	A-T8 石垣北側コ ーナー 石皿に伴う
43	染付	碗	口 径 - 13.0cm 器 高 - 4.4cm 高台径 - 5.0cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 内面口縁と見込に1条の界線 外側体部に草花文、上下に1条の界線を描く 体部は内凹し、端部は丸い 高台の断面は台形を示す	高台削り出し、見込及び高台内は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
44	染付	碗	口 径 - 12.9cm	文様 - 内面口縁部に2条の界線 外側は草花文 体部は極くわずかに内凹し端部は丸い		色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・施装	備 考
45	染付	碗	口径-11.9cm	文様-内面口縁部に2条の界線 外面は草花文 体部は極くわずかに内湾し、 胎部は無い		色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
46	染付	碗	口径-13.1cm 器 高-6.6cm 高台径-4.9cm 高台高-1.0cm	文様-口縁部内外側に見込 及び高台近くに1条 の界線 高台が高い 貫入	見込、高台及び高台内は露胎	色調-乳白色 胎部部分は褐色 胎土-陶質 焼成-不良	A-T9 灰層
47	染付	碗	口径-12.2cm	文様-内面口縁部に見込に 1条の界線 外面に草花文	器付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 田区石碁 前面黒色土 石碁に伴う
48	染付	碗	高台径-5.5cm 高台高-0.7cm	文様-見込に造点文 外面高台部分に2条の界線 見込は凹む。高台から体部 にかけての層部はなめらか	器付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
49	染付	碗	口径-13.2cm	文様-内面口縁部に1条の 界線 外面口縁部に1条の界線と 造点。体部は内湾、胎部は 無い。貫入	胎部は青褐色	色調-黄灰色 胎土-粗 焼成-不良	A-T9 灰層
50	染付	碗	口径-13.4cm	文様-内面、口縁部に1条 の界線 外面草花文 貫入、歪み		色調-黄灰色 胎土-粗 焼成-不良	A-T9 灰層
51	染付	碗	口径-12.4cm 器 高-6.3cm 高台径-5.2cm 高台高-0.6cm	文様-見込は獅子文 外面にも獅子文？ 胎部は見込。口縁内外面高 台にそれぞれ2条。底等は 肥厚。体部から口縁部にか け薄くなり胎部は無い	器付は露胎 高台内の削りが深い	色調-青味白色 胎土-細砂粒を含む 焼成-良好	A-T9 灰層
52	染付	碗	口径-11.6cm	文様-内面は西方釋文 体部から口縁にかけて厚き一 定 胎部は無い	外側塗金	色調-内面青味白色 外面は赤褐色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 田区石碁 前面黒色土 石碁に伴う
53	染付	碗	高台径-5.4cm 高台高-0.7cm	文様-見込は草花文と2条 の界線 外面は造点文。高台に2条 の界線。見込凹状	器付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T8 石碁内端 前面黒色土 石碁に伴う
54	染付	碗		文様-口縁内外面に2条の 界線 外面体部に造点文	外側の発色がよくない	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
55	染付	皿	口径-10.8cm 器 高-3.1cm 高台径-3.9cm 高台高-0.4cm	文様-内外面2条の界線 高台は台形状 高台径が小さく、体部は大 きく開く。貫入	見込は蛇ノ貝軸ハゼ 高台及び高台内露胎	色調-青味灰色 胎土-やや粗 焼成-良好	A-T9 灰層
56	染付	皿	口径-10.2cm 器 高-2.6cm 高台径-6.1cm 高台高-0.4cm	文様-見込は獅子文、1條 内外面に1条の界線と 高台部に1条の界線 胎部を記す 見込部分は広く、体部は短 く立ち上がる	器付は露胎、砂付着	色調-青味灰色 胎土-やや粗 焼成-良好	A-T9 灰層
57	染付	皿	口径-10.5cm 器 高-2.9cm 高台径-4.8cm 高台高-0.4cm	文様-見込は花卉文、内面 は西方釋文 外面は口縁と高台近くに1 条の界線 見込部分は広く、体部は内 湾し胎部は無い		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
58	染付	皿	口径-10.5cm 器 高-2.9cm 高台径-5.7cm 高台高-0.4cm	文様-見込は獅子文、山形 文 口縁内外面と高台に1条の 界線 見込部分は広く、体部は短 く外長し口縁は開く 胎部は薄す	器付は露胎、砂付着	色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層

比	振	期	高	法	法	寸	形態の特徴	技法の特徴	色調・粘土・焼成	備考	
59	焼	付	皿	口	径	10.4cm	文様-内部四方様文 外縁口縁1条の界線 体部内寄、端部は丸い 貫入		色調-青味灰色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層	
60	焼	付	皿	口	径	9.6cm	文様-内寄、口縁部に1条の界線 体部は内寄、端部は薄手		色調-青味灰色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層	
61	焼	付	皿	口	径	12.6cm	文様-見込は獅子文の2条 の界線 器 高-2.7cm 高台径-7.5cm 高台高-0.3cm	器付は露胎、砂付着	色調-青味白色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層	
62	焼	付	皿	高台径	6.2cm	高台高	0.3cm	文様-見込は獅子文と3条 の界線 外縁高台に1条の界線 輪高踏「福」を置く 見込平坦、高台は薄く低い	器付は露胎、砂がわずかに 付着	色調-青味白色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
63	焼	付	皿	口	径	10.7cm	器 高-2.1cm 高台径-3.8cm 高台高-0.3cm	文様-見込は小鳥と樹木と 2条の界線 口縁内外と高台に1条の界線 輪高踏は不明 見込は広く、体部は短い、 口縁部は大きく開き、端部 は短い	高台内の輪高が低い 器付は露胎、砂付着	色調-青味白色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
64	焼	付?	皿	口	径	13.0cm	器 高-1.8cm 高台径-7.3cm 高台高-0.5cm	文様-見込は花文 高台内にも小さく花文を描く 見込は広くわずかに凹状 体部は著しく短かく、端部 からすぐ口縁部となり、口 縁部は大きく外反する	器付露胎、砂付着	色調-白色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 元形の二次 焼成?
65	焼	付?	皿	高台径	7.1cm	高台高	0.4cm	文様-見込は花文 高台内にも小さく花文?を 描く 見込は広く、わずかに凹状 体部は短かく、端部からす ぐ口縁部となり、口縁部は 大きく外反する	器付は露胎、砂付着	色調-白色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 64同様五彩 の二次焼 成?
66	焼	付	皿	口	径	3.7cm	文様-見込と外寄にあるが 不明 筋部は著しい 筋部は厚いが体部は薄くな る。貫入		色調-淡緑色 粘土-やや重 焼成-良	A-T8 石炭、北側 コーナー前 細黒色土 石炭に伴う	
67	焼	付	皿	口	径	14.1cm	器 高-2.9cm 高台径-8.1cm 高台高-0.5cm	輪花皿 文様-見込は花鳥文 口縁には花文を描く 体部外縁には3ヶ所に鳥を 描く 見込は広く、体部は内寄し、 口縁部はほぼ水平に開く、 端部は短い	器付は露胎、わずかに砂が 付着。輪高が青味がかって いる	色調-淡青色 粘土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
68	焼	付	皿	口	径	15.0cm	器 高-3.0cm 高台径-9.1cm 高台高-0.5cm	G7同様、輪花皿 文様-G7同様花鳥文と並む れる 口縁は四方様文 体部外縁に鳥(?)を描く 見込は広く、体部は内寄し 口縁部は外反する	器付は露胎	色調-乳白色 粘土-密 焼成-二次焼成が著 しい	A-T9 灰層
69	焼	付	皿	高台径	6.9cm	高台高	0.5cm	文様-見込中央に「喜」を 半円で描き、周りを 樹草文が囲む 輪高踏「大明宣徳年造」 見込は広く、体部は内寄し、 端部は短い	器付は露胎、砂付着 筋部の発色がよい	色調-青味白色 粘土-密 焼成-良好	A-T13 盛土、褐色 砂質土層

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
70	染付	皿	高台径—7.6cm 高台高—0.6cm	文様—見込に花草文と2条の昇線 高台内の2条の昇線に囲まれた縁部は不明 見込部分が広い	畳付は露胎	色調—青味白色 胎土—密 焼成—良好	A—T13 遺土、褐色 砂質土層
71	染付	皿	口 径—15.1cm 器 高—3.3cm 高台径—8.2cm 高台高—0.6cm	梅花皿 文様—見込花草文 内面：花と虫を交互に描く 外面：梅花と雲形を交互に描く 体部は内写	畳付は露胎	色調—青味白色 胎土—密 焼成—良好	A—T1 3層
72	染付	皿	高台高—0.4cm	文様—詳しくは不明 体部やや内写	畳付は露胎、砂付着	色調—青味白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層
73	染付	皿	口 径—29.8cm 器 高—3.3cm 高台径—11.9cm 高台高—0.3cm	文様—見込、内外縁共に唐草文 見込部分はやや凸状で広い 体部はわずかに内写し、口縁部で肥厚する	口唇部少し 畳付は露胎	色調—青味白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層
74	染付	皿	口 径—32.0cm	文様—口縁部に草花文 外面は口縁部に2条の昇線 体部は内写し、やや開き気味。口縁部で漸く大きく外反する。縁部は丸い、貫入		色調—灰白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層
75	染付	蓋(合子)	口 径—9.2cm 器 高—2.7cm	文様—外面に大きく3ヶ所に花草 上部やや円状、端部は角ばる	内面露胎	色調—青味灰白色 胎土—やや粗 焼成—良好	A—T8 石垣 錆跡褐色土 石壁に伴う
76	五彩	皿	高台径—8.6cm 高台高—0.5cm	文様—見込、外面共に草花文 見込部分は凹状で広い 体部は内写	畳付は露胎 袖染(緑・赤)	色調—乳白色 胎土—密 焼成—良好	A—T8 石垣北側コ ーナー前側 黒色七 石壁に伴う
77	五彩	碗		文様—口縁部内面、四方唐文 外面は格子 体部は内写、口縁部は丸い		色調—白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層
78	鉄絵			文様—不明	ロクロ整形	色調—洗剤褐色 胎土—密 焼成—良好	磁州窯? A—T8 黒色土質褐色 下灰層 石壁に伴う
79	唐津 (陶器)	皿	口 径—12.0cm 器 高—2.7cm 高台径—3.9cm 高台高—0.4cm	高台内凸状 高台は厚く低い 口縁部外反	高台及び体部外面は無釉 高台削り出し 見込に駒土目	色調—明青灰色 胎土—密 焼成—良好	A—T8様 現代の石垣 のクラゴメ
80	唐津 (陶器)	皿	高台径—4.6cm 高台高—0.4cm	高台内凸状 高台断面台形 見込と体部の境に壁がつく	全面露胎 見込及び高台に砂目4ヶ所	色調—明青灰色	A—T8様 現代の石垣 のクラゴメ
81	唐津 (陶器)	皿	高台径—4.5cm 高台高—0.5cm	高台は厚く低い	見込に駒土目 底面は無釉 高台削り出し	色調—内面：緑灰色 外面：にじみ赤褐色 胎土—やや粗 焼成—良好	B—T1 W側
82	伊万里	皿	口 径—14.7cm 器 高—3.4cm 高台径—9.8cm 高台高—0.5cm	文様—内面格子状 外面不明 見込部分が広く、体部は内写する	口縁 畳付は露胎	色調—青味灰白色 胎土—密 焼成—良好	B—T5 溝土
83	伊万里	碗	口 径—10.1cm	文様—外面に銅 体部から口縁にかけて著しく 器壁が薄くなる	コンニャク判	色調—白色 胎土—密 焼成—良好	A—T8 門跡に伴う

No	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
84	伊万型	碗	高台径 - 5.2cm 高台高 - 1.0cm	文様-見込中央に五弁花 高台は薄く高い	コンニャク判 墨付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良	A-T8 門跡東辺 溝状縁込み
85	伊万型	皿	高台径 - 5.2cm 高台高 - 0.7cm	文様-見込中央に五弁花 高台断面三角形	コンニャク判 見込純ノ目細ハギ 墨付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良	A-T2 内層 黒褐色土
86	伊万型	碗	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.7cm	文様-内外面ともに刷目文 高台は薄い	墨付は露胎	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良	A-T11 刷目土
87	黄瀬戸 (陶器)	皿	口 径 - 10.5cm 器 高 - 2.4cm 高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.2cm	高台は低く薄い	口口ろ型形 錠状の堂道具の形 見込は円形の輪ハギ	色調-オリーブ黄色 胎土-粗 焼成-良	A-T11溝
88	墨 付	皿	口 径 - 13.1cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 7.1cm 高台高 - 0.6cm	文様-見込 見込四伏、体部は内湾、口 縁部外反	墨付は露胎 其頃の発色が淡い	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良	A-T11溝

第5表 出土遺物観察表 (備前焼・陶器・瓦器—第26図～第30図)

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
1	備前焼	罐・利	口径—3.6cm 胴部径—8.4cm 底径—5.2cm 高さ—13.1cm	胴部が大きくくびれる	ロクロ成形 胴部より上は水びき横ナデ 胴部下半はヘラ削り	色調—暗赤褐色 胎土—密砂粒を含む 焼成—良好	A—T9 灰層 底部 ヘラ記号あり
2	備前焼	罐・利	口径—3.4cm 胴部径—8.3cm 底径—6.2cm 高さ—13.6cm	胴部が大きくくびれる	ロクロ成形 胴部より上は水びき横ナデ 胴部下半はヘラ削り	色調—灰白色 胎土—密 焼成—良好	A—T9 灰層 二次火熱をうけている ヘラ記号あり
3	備前焼	壺	口径—11.0cm	口縁部は種かな玉縁状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—少し赤みを帯びた黒茶色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良好	A—T13 蓋土
4	備前焼	壺	口径—11.4cm 胴部径—26.0cm 底径—14.5cm 高さ—32.7cm	口縁部は玉縁状のおりかえし	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた黒茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T8 S—Wビット 胴部に2本の紋様
5	備前焼	西耳壺	口径—14.5cm 胴部径—27.4cm 底径—17.0cm 高さ—34.1cm		ロクロ成形 横ナデ	色調—暗茶色 胎土—緻密 焼成—良好	胴部の西側面の肥乎 ヘラ記号あり
6	備前焼	壺		直立した口縁部で種かに玉縁状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T2 S—Wビット
7	備前焼	壺		口縁部は玉縁状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T11 S層1号溝 黒色土質
8	備前焼	壺		口縁部に凹縁あり	ロクロ成形 横ナデ	色調—赤みを帯びた茶褐色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T13 窯網覆りこみ
9	備前焼	壺		口縁部	ロクロ成形	色調—赤みがかった茶色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T9
10	備前焼	壺		胴部		色調—赤みを帯びた暗茶褐色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良好	A—T8 石塚中
11	備前焼	壺		胴部	ロクロ成形	色調—赤みを帯びた暗茶褐色 胎土—砂粒を種かに含む 焼成—良好	A—T9 石塚前面 灰層下層
12	備前焼	壺?	胴部径—34.1cm	胴部	ロクロ成形	色調—暗茶褐色 胎土—砂粒を少し含む 焼成—良好	A—T8 灰層操作土 1条の裏帯
13	備前焼	壺?		胴下半部	ロクロ成形 横ナデ	色調—暗茶褐色 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	A—T11 S—Wビット 2条の點付裏帯
14	備前焼	壺?	底径—22.0cm	胴部	横ナデ	色調—黄褐色 胎土—砂粒を多く含む 焼成—良	A—T2 深VI層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
15	燗酒碗	茶?	底径-33.3cm	底部	横ナデ	色調-暗茶褐色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良	
16	燗酒碗	茶?	底径-34.5cm	底部	クロロ成形	色調-赤みを帯びた 茶褐色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良好	
17	常滑焼	甕?		口縁部	クロロ成形 横ナデ	色調-赤みのある茶 色 胎土-砂粒を多く含む 焼成-良好	A-T8 東御代黒色土
18	陶器	壺		口縁部が大きく外反		色調-赤褐色地に灰 白色の自然釉 がかかる 胎土-細砂粒を多く 含む 焼成-良好	表様 (中割製?)
19	陶器	山口壺		口縁上端部に下須部を つくる	クロロ成形 横ナデ	色調-黒褐色 胎土-密 焼成-良好	表様
20	陶器	甕?		底部	横ナデ	色調-暗緑灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T8, 石塚3 須面黒色土 二次火焼をうけた 可能性あり
21	陶器		底径-11.0cm	底部(あげ形)		色調-外側: 黄灰色 内側: 赤灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T2 WNIビット
22	陶器	磁鉢	口径-横15.9cm 器高-6.5cm	口縁部は内寄	内部のカキ目は10条	色調-外側: 灰褐色 内側: 灰褐色 地に灰白色 の自然釉が かかる 胎土-密 焼成-良好	A-T12 IV層
23	瓦器	短須壺				色調-灰色 胎土-やや粗い 焼成-良好	A-T9 黄褐色砂質質
24	瓦器	深鉢	口径-30.2cm 底径-14.3cm 器高-13.9cm	口縁部は単葉にひろく	カキ目は5条	色調-暗白灰色 胎土-砂粒を少し含 むが、密 焼成-不良	A-T2 8層、9層
25	瓦器		口径-10.3cm	口縁部は直口	外側上部に花文あり、 外側ナデ	色調-茶褐色 胎土-わずかに砂粒 を含むが、密 焼成-普通	B-T1 E 拡張2層
26	瓦器	火鉢	口径-24.6cm	口縁部外側に突帯をつ け、胴部にも2条の突 帯がある	口縁部突帯の下部に回 つた変形をくろあわせ た花文あり	色調-外側: 灰茶褐 色 内側: 白灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T1 石塚遺跡
27	瓦器	火鉢	口径-38.5cm	口縁部外側に突帯をつ け、胴部にも2条の突 帯がある	口縁部突帯の下部に、 五弁弁をもった花文あり 横ナデ	色調-灰褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T8 中央部
28	瓦器	火鉢	口径-40.6cm	口縁部外側に突帯をつ け、胴部にも3条の突 帯がある	口縁部突帯の下部に、 1条の円を描いた花文 あり 横ナデ	色調-白灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T8 1号土壌

No	類別	器種	法屋	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
29	瓦器	火鉢	口径-39.1cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも突帯あり	口縁部突帯の下部に、菊文に似た花文あり横ナデ	色調-黄褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T8 東辺ブリッジ 築石内
30	瓦器	火鉢	口径-径44.7cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも1条の突帯あり	口縁部突帯の下部に、五弁花をもった花文あり横ナデ	色調-暗灰褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-やや不良	A-T3 暗黄褐色 瓦器帯土
31	瓦器	火鉢	口径-径47.6cm	口縁部外側に突帯をつけ、胴部にも1条の突帯あり	口縁部突帯の下部に、菊文に似た花文が2個づつつく横ナデ	色調-暗灰褐色 胎土-砂粒をわずかに含む 焼成-良	A-T2 I層(灰)層
32	瓦器	火鉢	口径-50.7cm	口縁部外側に低い突帯をつけ、胴部に2条の突帯あり	口縁部突帯の下部に五弁花をもった花文あり横ナデ	色調-黒灰色と黄褐色 胎土-砂粒をわずかに含む 焼成-良	C T1 灰層
33	瓦器	火鉢		胴部下半、突帯あり	横ナデ	色調-黒灰色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	
34	瓦器	火鉢		胴部下半、突帯あり	横ナデ	色調-外側：茶色 内側：白灰色 胎土-密 焼成-良	A-T8, 東側P3 A-T8 1号土壌直土
35	瓦器	火鉢		底部、突帯あり	横ナデ	色調-外側：褐色 内側：黒灰色 胎土-細砂粒を含む 焼成-良好	A-T8 1号土壌直土
36	瓦器	火鉢		底部部、突帯あり	横ナデ	色調-淡黄褐色 胎土-砂粒を含む 焼成-良	A-T3 I層
37	瓦器	火鉢		底部部、突帯あり	横ナデ	色調-外側：褐色 内側：黄褐色 胎土-石屑を含む 焼成-良	A-T8 東側灰黒色土層
38	瓦器	香炉?	底径-13.4cm	底部、突帯あり		色調-黄褐色 胎土-密 焼成-良	A-T8 西側耕作土
39	瓦器	香炉	口径-7.3cm 底径-5.8cm 高さ-9.2cm	3脚、半円形の切りこみあり	ヘラ研削	色調-灰黒色 胎土-密 焼成-良好	井戸
40	瓦器?	火鉢?	底径-34.6cm	底部、内面にス付着	ロクロ成形	色調-外側：白灰色 内側：暗黒茶色 胎土-密 焼成-良	A-T13 底土 レッド砂質

第6表 出土遺物観察表 (瓦-第31図~第42図)

No.	類別	器種	法 量	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・成焼	備 考
1	瓦	平瓦	幅 25.5cm 27.0cm 長 さ 31.5cm 厚 さ 1.8cm 谷の深さ 3.8cm 重 さ 2.8kg	平面形はやや台形を呈する 厚さはほぼ均一 側辺は鉛直	一枚作り 凹面は横方向のヘラナゲ調整後、両側端近くを幅広く縦方向のヘラナゲを呈す 凸面は簡単な縦方向の指ナゲ 張線を数ヶ所に残す 側辺はヘラ切り	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	A-T2 W側ビツ
2	瓦	平瓦	幅 24.9cm 26.1cm 長 さ 32.5cm 厚 さ 2.0cm 谷の深さ 3.2cm 重 さ 3.05kg	平面形わずかに台形、側辺がやや張を描く 側辺は鉛直	一枚作り 凹面は糸切りの跡が残る。調整は縦方向のヘラナゲ、両側端近くを幅広く(縦方向のヘラナゲ。唇部部に糸切りのための大きな面取りを施す。凸面も糸切りの跡を残し、簡単な縦方向のナゲ 側辺はヘラ切り	色調-灰色 胎土-密 焼成-良	A-T2 W側ビツ
3	瓦	丸瓦	全 長 31.4cm 幅 15.1cm 高 さ 7.0cm 厚 さ 1.7cm 胴の長さ 27.0cm 玉縁の長さ 4.4cm 重 さ 1.7kg		胴部外周は縦方向のヘラナゲ 玉縁側部は縦方向の指ナゲ 内面は糸切り、布目、組の圧痕 布目 縦: 12本/cm 横: 10本/cm 縦径: 7mm - 3mm、2種類 内面の面取り: 先端部 3cm 玉縁部 1.9cm 側辺 1.2-1.8cm	色調-灰色 胎土-密 成焼-良	A-T2 swpit
4	瓦	丸瓦	全 長 31.5cm 幅 16.7cm 高 さ 7.2cm 厚 さ 2.4cm 胴の長さ 27.0cm 玉縁の長さ 4.5cm 重 さ 2.25kg	胴部先端がわずかにひらく	胴部外周は縦方向のヘラナゲ 胴部は縦方向の指ナゲ 玉縁外周は横方向の指ナゲ 内面は糸切り、布目(一部)、組の圧痕 縦径: 6mm 内面の面取り: 先端部 4cm 玉縁部 3cm 側辺 1.2-1.8cm	色調-灰色 胎土-砂粒を含む 成焼-良	A-T2
5	瓦	丸瓦	全 長 26.0cm 幅 13.5cm 高 さ 6.8cm 厚 さ 1.8cm 胴の長さ 22.0cm 玉縁の長さ 4.0cm 重 さ 1.2kg	小型 胴部先端が狭くなる	胴部外周は縦方向のヘラナゲ 胴部は縦方向の指ナゲ 玉縁外周は縦方向の指ナゲ 内面は糸切り、布目、組の圧痕 布目 縦: 18本/cm 横: 16本/cm 内面の面取り: 先端部 4.5cm 玉縁部 1.0cm 側辺 1.2-1.8cm	色調-灰色 (一部灰色) 胎土-砂粒を含む 焼成-良好	B-T2 内堀
6	瓦	軒平瓦	幅 25.6cm 24.0cm 長 さ 31.5cm 厚 さ 2.2cm 谷の深さ 2.4cm 胴の長さ 3.7cm 重 さ 3.2kg	瓦当面の文様、背面が伏文、	凹面の調整は縦方向のヘラナゲ 両側端近くは縦方向のヘラナゲ 凸面は簡単なナゲ 側辺はヘラ切り 垂れの接合部の調整はココナデ	色調-灰色 胎土-砂を含む 成焼-良好	A-T8
7	瓦	軒平瓦	幅 29.5cm 厚 さ 2.2cm 谷の深さ 3.5cm 胴の長さ 4.8cm	瓦当面の文様、均正唐文 中心、飾りは3葉 唐文は左右対、中心から下方、上方、巻き込みが強く均正	凹面は縦方向のヘラナゲ調整 垂れはココナデ、上面は糸切りのための面取り 瓦当面にはなれ砂付着	色調-灰白色 胎土-砂を含む 成焼-良	A-T8 B区 溝状掘り込み
8	瓦	軒平瓦	幅 28.0cm 厚 さ 1.8cm 谷の深さ 4.9cm 胴の長さ 4.5cm	瓦当面の文様、均正唐文 唐文は左右対、中心から下方、上方、下方、巻き込みも少なく、僅く低	凹面は縦方向のヘラナゲ調整 両側端近くは縦方向のヘラナゲ 凸面は糸切り、簡単なナゲ 側辺はヘラ切り 垂れは胎土帯粘付-ナゲ	色調-灰色 胎土-砂を含む 成焼-良	A-T8 7区 Zトレンテ

No.	種別	器種	法 状	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	番号
9	瓦	軒平瓦	厚 さ - 1.9cm	瓦当部の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から 下方、上方、下方に巻く	西面は縦方向のヘラナゲ調整 側面近くは縦方向のヘラナゲ 凸面はナゲ 垂れは粘土帯の貼付、接着面 には横方向線目	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T1 2層 黒褐色土
10	瓦	軒平瓦	厚 さ - 2.0cm 垂れの長さ - 4.7cm	瓦当部の文様、均正唐草文 中心廻りは下向き3葉 唐草は左右5対、中心から 上方、下方、上方、下方、 上方に巻く	凸面はナゲ 垂れ上側は水切りのための面 取り 垂れは粘土帯貼付	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 日区 石積み
11	瓦	軒平瓦	厚 さ - 1.4cm 垂れの長さ - 3.7cm	瓦当部の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から 下方、上方、下方に巻き、 連続しない	西面先端部嵌ナゲ 垂れは指ナゲ	色調 - 黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T2 W側 ビット
12	瓦	軒丸瓦	胴 部 長 - 29.2cm 幅 - 15.4cm 高 さ - 7.6cm 瓦 当 径 - 16.2cm	瓦当部の文様、三ツ巴(右) 径8.3cm 頭は円形、尻は細く長い 珠文は指定14個、径9mmを 測り不揃い 釘穴は中心線より少しずれ る。径6mm	胴部外面は縦方向のヘラナゲ 内面は2方向の糸切り、径5 mmの筋を残す。側面の凹取 り幅0.5~1.8cm 瓦当表面は指ナゲ	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T1 第4層
13	瓦	軒丸瓦	厚 さ - 2.2cm 瓦 当 径 - 16.1cm	瓦当部の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭は円形、尻は細く長い 珠文は13個、径6mmを測り ほぼ円形	接合部内面ナゲ 接合部外面へう広張	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	本丸北側 表層
14	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 16.4cm	瓦当部の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭は円形で高く、尻は細く 長い 珠文は指定14個、径8mmを測り 不整形	接着面は、ナメ方向線目 瓦当表面は指ナゲ	色調 - 黒灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 1区 石垣4前 面
15	瓦	軒丸瓦	高 さ - 8.2cm 厚 さ - 2.4cm 瓦 当 径 - 15.5cm	瓦当部の文様、三ツ巴(左) 径7.6cm 頭は大きく高い、尻は短い、 珠文は17個、径9mmを測り、 低い	胴部凸面は縦方向ヘラナゲ 凹面は糸切り、有目 側面の凹取りは径1.1~1.5cm 接合部外側ナメ方向ハケメ 表面指ナゲ	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	8T 2トレン チ
16	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.6cm	瓦当部の文様、三ツ巴(左) 径7.8cm 頭は大きく高い、尻は短い、 珠文は17個、径8mmを測り 高い	接着面はナメ方向線目 瓦当表面は指ナゲ	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	
17	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.8cm	瓦当部の文様、三ツ巴(左) 胴部頭が尖り低い、尻は長 く低い 珠文の数は9個とすくなく 径8mmを測る	胴部指ナゲ	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 不良	B-T1 E側 第3層
18	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 17.8cm	瓦当部の文様、三ツ巴(左) 胴部は厚く、尻部は細く低 い 珠文は17個、径9mmの円形	瓦当部はなれ砂付帯 接着面は線目 瓦当表面は指ナゲ	色調 - 灰黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T6 押土
19	瓦	軒丸瓦		瓦当部の文様、三ツ巴(左) 頭・尻とも高く狭がつく 珠文は13個、径12mmと大き く高い	瓦当部はなれ砂付帯 接着面は線目 瓦当表面は指ナゲ	色調 - 黒色 胎土 - 密 焼成 - 不良	A-T8 日区西側 瓦葺
20	瓦	軒丸瓦	幅 - 12.1cm 高 さ - 5.7cm 厚 さ - 1.6cm 瓦 当 径 - 12.8cm	小型の軒丸瓦 瓦当部の文様、三ツ巴(右) 径5.5cm 頭から尻にかけて徐々に小さ くなる 珠文は14個、径6mm 釘穴は円形、径1.1cm	胴部凸面は縦方向ヘラナゲ 凹面は糸切り、線底 径の径4mm 凹取り幅1.8~3.0cm	色調 - 灰白色~黒 色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T2 内層

No	種類	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
21	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径-13.8cm	小泉の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.8cm 胎から尻にかけて徐々に小さくなる 珠文は14個、径7mm	瓦当裏面は指ナデ	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T2 内蔵
22	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径-12.8cm	小泉の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.5cm 胎から尻にかけて徐々に小さくなる 珠文は14個、径7mm	接合部は膠目 瓦当裏面は指ナデ	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T3 内蔵
23	瓦	左隅瓦	厚 さ-2.0cm 垂 れ 幅-4.6cm	瓦当面の文様、均正透草文 中心飾りは下向き3葉 透草は3対、中心から上方、 下方、上方、巻き込みは強く、 高く伸びつく	斜辺はヘラ切り 垂れ裏面指ナデ	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 I区西側 隅り込み
24	瓦	左隅瓦	厚 さ-2.0cm	瓦当面の文様-不明	斜辺はヘラ切り 垂れの接合部は指ナデ	色調-灰黒 胎土-少量 焼成-良好	A-T8 I区 石組中
25	瓦	左隅瓦	厚 さ-2.3cm	胎部部分、釘穴円形、径1.1 cm	斜辺はヘラ切り	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 I区石組
26	瓦	右隅瓦	厚 さ-1.7cm	瓦当面文様、透草(一部)	斜辺は鉛直にヘラ切り、さらに 凸面側面取り 垂れの接合部はナメ方約の 膠目	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T2 W側 pit
27	瓦	平瓦	厚 さ-2.3cm	凸面中央に4.2cm幅で連続 した三角文のヘラ指ナデ	凹面は未切りの跡を残す。隅 部は未切りのための面取り 凸面は指ナデ	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 I区西側 隅り込み
28	瓦	平瓦	厚 さ-2.6cm	凸面中央に4.4cm幅で連続 した三角文のヘラ指ナデ	凹面は横方向ヘラナデ、側部 縦方向のヘラナデ 側部はヘラ切り 凸面は指ナデ	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 E区西側 前面通面
29	瓦	平瓦	厚 さ-2.1cm	後部中央を凸面側にあげ引 掛け部を作る	凸面側に曲げた跡の指跡は痕	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-不良	A-T8 II区西側 W側瓦面
30	瓦	丸瓦	幅 - 9.0cm 高 さ - 5.6cm 厚 さ - 2.7cm	小泉軒丸瓦の玉縁片? 釘穴は円形、径9mm	側部外面は縦方向のヘラナデ 玉縁は横方向指ナデ 内面は未切り、砂付着	色調-青灰色 胎土-少量 焼成-良好 (一部酸化)	B-T1 第4層
31	瓦	丸瓦	幅 - 17.0cm 高 さ - 10.4cm 厚 さ - 2.0cm	側部と玉縁部の段がない	側部外面は縦方向ヘラナデ 側部は横方向指ナデ 内面には未切り跡を残す	色調-灰白色 焼成-良好	A-T8 II区 西側瓦面
32	瓦	鳥 瓦	厚 さ-2.6cm 幅 部 幅-14.0cm 縦 部 幅-10.8cm 瓦当部幅-15.5cm 幅-19.0cm	鳥身部分、側部は横内 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 珠文は平型形で短い、径は 10mm程	製作りの痕跡がなく、文様 (巴・珠文)は刷り出しと思わ れる 外面縦方向ヘラナデ 内面指ナデ	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-良好	A-T8
33	瓦	軒丸瓦	厚 さ-2.3cm 瓦 当 径-16.2cm	あご付横瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.6cm 胎部は大きく高い、尻部は 低く、長い 珠文は13個、径6mm	外面は縦方向ヘラナデ あご部分は貼付指ナデ調整 瓦当裏面に指ナデ	色調-灰白色 胎土-砂を含む 焼成-良好	A-T8、 5区耕作 土
34	瓦	東瓦?	瓦 当 径-15.5cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 径7.6cm 胎部は大きく、尻部は短い 珠文は17個、径9mm、高く 形も整っている	瓦当裏面の広いヘラナデ	色調-灰黒色 胎土-少量 焼成-良好	A-T5 pit

No.	種別	器種	法 量	形態の特徴	技法の特徴	色調・土質・焼成	備考
35	瓦	鬼瓦	厚 さ - 2.3cm 側辺部厚 - 5.0cm	文様、左寄せの巻状	縁りは胎付 裏面ヘラナゲ	色調-灰黒色 胎土-密 焼成-良好	A-T5 pit
36	瓦	鬼瓦	厚 さ - 2.2cm 側辺部厚 - 5.7cm	舟形状、左上隅分 文様は黄と紫の部分は胎土 貼付、筋脈と基の中心はヘ ラ削	表面：指ナゲ 裏面：ヘラ削り 側面：指ナゲ	色調-灰黒色 胎土-密 焼成-良好	本丸北工 事 中 須賀
37	瓦	鬼瓦	厚 さ - 3.7cm 側辺部厚 - 6.3cm	文様は顔文？ 瓦瓦と混ぜるため、円環 をなす 下部は平坦、全体として三 つの円を並べた形をなす	表面：指ナゲ 裏面：ヘラナゲ、ヘラ削り 側面：指ナゲ	色調-灰黒色 胎土-砂を多く含 む 焼成-良好	A-T8、 5区中央 裾カク ン層
38	瓦		厚 さ - 2.2cm	舟形状 文様は不明 右側に釘穴	文様は胎土貼付 表面指ナゲ 側面はヘラ削り	色調-灰黒色 胎土-砂を多く含 む 焼成-不良	B-T6 溝上
39	瓦	鱗	厚 さ - 2 cm	縁の部分 三角形の一边を号状に切り 込む	縁の文様はヘラ削りて表現 裏面は指ナゲ 側面はヘラ削り	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-不良	B-T1 W溝 1段上石 組の中
40	瓦		縦 - 26.7cm 横 - 13.8cm 厚 さ - 1.6cm 皿 さ - 0.95cm	長方形の板状 文様は上り筋 縁は左3筋、右2筋 釘穴5ヶ所、様6mm程	製作り 裏面はナゲ、凹凸がある 側面はヘラ削り	色調-灰黒色 胎土-砂を多く含 む 焼成-良好	A-T2 swpit
41	瓦		縦 - 13.7cm 厚 さ - 1.7cm	文様、上り筋 釘穴径6mm	40と同型 裏面はナゲ、凹凸がある 側面はヘラ削り	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-良好	A-T2 swpit
42	瓦		縦 - 14.0cm 厚 さ - 1.9cm	文様、上り筋 釘穴径7mm	40と同型 裏面はナゲ、凹凸がある 側面はヘラ削り	色調-灰黒色 胎土-砂を含む 焼成-良好	A-T2 swpit
43	瓦		縦 - 13.7cm 厚 さ - 2.3cm	文様、五七の柄 船部分に向背 花輪は四角形で低い	製作り 裏面指ナゲ 側面ヘラ削り	色調-灰色 胎土-砂を多く含 む 焼成-不良	A-T8
44	瓦		厚 さ - 2.3cm	文様、楕圓文 円文径11cm 中央と右上に釘穴、径10mm	製作り 表面指ナゲ	色調-黒色 胎土-密 焼成-良好	
45	瓦	軒平瓦	幅 - 27.3cm 厚 さ - 1.3cm 谷の深さ - 3.6cm 縁の長さ - 12.8cm	瓦当箇中央に「慶長十三年 八月吉日」銘	裏面縦方向指ナゲ 瓦当裏面横方向指ナゲ	色調-灰白色 胎土-密 焼成-良好	
46	瓦		高 さ - 7.6cm 柄部長 - 13.2cm 径 - 5.5cm	円筒状 柄を固定する釘穴あり	内・外面指ナゲ 側面ヘラナゲ	色調-灰白色 胎土-密 焼成-良好	A-T1E 裾 3層

第7表 出土遺物観察表 (石製品-第42・43回)

No.	種別	法 量	形態・技法の特徴	色調・材質	備考
1	瓶	長さ - 7.2cm + α 幅 - 4.8cm 高さ - 2.6cm	長方形。表面・側面・裏面とも丁寧に磨 いている。底部は欠失	色調は灰赤色	A-T13 盛上褐色砂質土
2	筒形口	長さ - 8.1cm + α 胴径 - 12.2cm 孔径 - 2.0cm	円筒状	色調は灰白色 石材は阿蘇凝灰岩	A-T2

No.	種別	法 址	形態・技法の特徴	色調・材質	備 考
3	不明	径 - 24.0cm 高さ - 6.8cm 孔径 - 2.3cm	円筒形。中央の孔はやや方形さみになると思われる	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T11
4	石 臼	径 - 約34.0cm 高さ - 9.0cm	上白。上面内側にくぼみをもち、穿孔あり。裏面中心に芯受け用の孔があり、側面にも径3約1.5cmの水平孔がある	色調は黄灰色 石材は安山岩	A-T11 石臼跡水溝に使われている
5	石 臼	径 - 約38.4cm 高さ - 11.5cm	上白。上面内側にくぼみをもつ。表面の溝は磨耗によって浅くなっている。裏面中心に芯受け用の孔があり、側面にも径3約6.5cmの横穴がある	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T2
6	石 臼	径 - 約24.5cm 高さ - 11.8cm + α	上白。上面内側にくぼみをもち、その中央部に上白をのせるむがつくものであるが、その台は欠失している	色調は灰青色 石材は安山岩の一種か	B-T1 SD1
7	相 輪	径 - 16.5cm 高さ - 25cm + α	上下を欠失。	色調は淡黄褐色 石材は花崗岩	井戸

第8表 出土遺物観察表（鉄製品1、小札、A-T9 灰層出土-第44図）

No.	長 さ	幅	厚 さ	備 考	
1	左	6.4 cm	2.3 cm	0.2 cm	3悉。一部に金箔が付着。
	中	6.4	2.5	0.2	
	右	6.4	2.4	0.2	
2	6.0	1.9	0.2		
3	6.3	2.5	0.2		
4	6.0	2.3	0.2	一部に丹が付着。	
5	—	1.7	0.1		
6	6.7	2.6	0.2		
7	6.2	2.4	0.2		
8	6.0	2.2	0.2		
9	6.2	2.5	0.2		
10	6.5	2.1	0.2		
11	6.1	2.0	0.3		
12	5.7	2.4	0.2		
13	4.6 + α	2.5	0.2		
14	5.5 + α	2.3	0.2		
15	6.1 + α	2.1	0.2		
16	上	2.7 + α	2.3	0.2	一部に丹が付着。
	下	4.6 + α	3.1	0.2	
17	3.9 + α	2.6	0.2		

No	長 寸	幅	厚 寸	備 考
18	3.3+ α ^{CM}	2.6 ^{CM}	0.2 ^{CM}	
19	3.8+ α	2.3	0.2	
20	1.7+ α	2.7	0.2	
21	2.2+ α	3.6	0.2	
22	3.5+ α	2.1	0.2	
23	3.5+ α	2.3	0.2	
24	3.7+ α	2.0	0.2	
25	2.7+ α	2.5	0.2	
26	2.6+ α	2.3	0.2	
27	3.9+ α	2.3	0.2	
28	4.3+ α	2.5	0.2	一部に丹が付着。
29	5.2+ α	2.6	0.2	
30	4.6+ α	2.5	0.2	一部に丹が付着。
31	3.4+ α	2.4	0.2	

第9表 出土遺物観察表（鉄製品2、釘-第45図）

No	長 寸	厚 寸	頭部長さ	頭部厚	備 考
32	9.5 ^{CM}	0.7 ^{CM}	20.2 ^{CM}	13.9 ^{CM}	1区石組中
33	9.2		12	11	
34	8.9	0.9	15	14.5	
35	9.9	0.6			M区黒土
36	6.2	0.9	0.9	0.8	
37	6.5	0.3	0.6	0.6	丸釘
38	5.8	0.9	0.9	0.8	
39	4.6+ α	0.6	0.85	0.65	A-T9鉄製
40	6.5+ α	0.8			頭部欠失
41	9+ α	0.6			A-T9鉄製
42	8.2+ α	0.8	1.2	1.2	
43	6.2+ α	0.5	1.82	0.75+ α	2区石組上部
44	6.6+ α	0.7	1.23	1.26	2区石組下部
45	6.9+ α	0.8			頭部欠失
46	6.5+ α	0.7			"
47	5.8+ α	0.6			"
48	3.7+ α	0.4			2区石組下部。頭部欠失。
49	3.8+ α	0.5	0.78	0.59	

No	長さ	厚さ	頭部長さ	頭部厚	備 考
50	4+ α ^{CM}	0.5 ^{CM}			頭部欠失
51	2.6+ α	0.4			"
52	4.5+ α	0.9			A-T9灰層、頭部欠失、
53	4.4+ α	0.7			頭部欠失
54	5.8+ α	0.7			A-T9灰層、頭部欠失、

第10表 出土遺物観察表 (銅・鉛製品-第46図)

No	種別	長さ	幅	厚さ	備 考
1	銅幣?	4.72+ α ^{CM}	2.14+ α ^{CM}	0.08 ^{CM}	
2	斧	6.16+ α	0.66	0.28	A-T9灰層
3	不明	10.3	0.25	0.25	A-T9灰層
4	不明	7.5	0.22	0.22	A-T9灰層
5	キセル	4.1+ α	0.99	0.73	
6	銃弾	1.56	1.58	1.59	重量21.76g、A-T9灰層、鉛製

第11表 出土遺物観察表 (古銭-第46図)

古 銭 名	初 鑄 年	西 暦	径 (mm)	出 土 地
開元通寶	武德4年(唐)	621年	23.8	A-T10
太平通寶	太平興國元年(北宋)	976年	24.35	A-T9灰層
景祐元寶	景祐元年(北宋)	1034年	25.35	A-T9灰層
元豊通寶	元豊元年(北宋)	1078年	23.85	A-T10
元祐通寶	元祐元年(北宋)	1086年	23.15	A-T10
紹聖元寶	紹聖元年(北宋)	1094年	24.3	A-T10
元符通寶	元符元年(北宋)	1098年	24.0	A-T10
大觀通寶	大觀元年(北宋)	1107年	24.6	A-T9灰層
正隆元寶	正隆3年(金)	1158年	24.45	A-T9灰層
寬永通寶	寬永3年(日本)	1626年	22.4	A-T8

第4章 まとめ

“現在残っている宇上城跡（城山）の石垣・縄張の殆んどは、小西行長没後に加藤清正が造ったものであり、小西の時代の遺構は地中深く埋もれてしまっている。”

調査に入った昭和53年当時、このような結論が出ようとは誰も予想だにできなかったことであるが恐らく間違いはないと思われる。以下、このような結論を出すに至った理由を項目ごとに整理し、結びとしたい。なお、踏殷の事情で遺構・遺物個々の詳細な内容についての記述を割愛せざるを得ず、不完全な体裁となってしまったが、遺構については既刊2冊の調査概報を、^{(註1)(註2)}遺物については本書収録の遺物観察表をそれぞれ参照されたい。

層 序

今調査の最も重要な成果はA-T8において2期に亘る遺構を層的に把握できた点にある。^(註3)即ち、A-T8において検出された38.7mの石塁の上部に破壊された石垣の一部と裏込め石6mが確認され、時期は異なるもののが城に伴う遺構であることが明らかとなり、重複するふたつの時期の遺構の存在が明確となった。

遺 構

A-T8における二時期の遺構のうち、上層期のは打込ハギによる石垣であり、約80cm幅の裏込め石をもつ。下層期にあたる石塁は野面積みの手法をとる。

前者に伴う遺構が、本丸南西コーナー付近に以前から残っていた石垣や、今調査で検出された大半の石垣とその他の遺構であり、いまそれを列記すれば次のようになる。

A-T3礎石群、A-T6礎石、A-T8石垣、A-T8'門礎・石垣・排水溝、A-T11排水溝、A-T12石垣、B-T1石垣、B-T2石垣、B-T3石垣、B-T4石垣、B-T5石垣、B-T6石垣、B-T7石垣、B-T7'石垣、B-T8裏込め石、B-T9石垣、C-T1石垣、C-T2石垣

これらの遺構に共通してみられる打込ハギによる手法の多くが、関ヶ原の戦い以後に築かれた城にみられることは近年の石垣構築技術の研究によって明らかであり、^(註4)これらの遺構が小西行長没年（慶長5年）以降につくられたものであるという事実が大きくクローズアップされることになる。

後者に伴う下層期遺構は、いうまでもなく上層期遺構下に深く埋もれ、多くはそのまま残存

しているが、場所によっては上層期遺構形成時に破壊されたところもあるようである。検出された下層期遺構には次のようなものがある。

A-T 1 礎石建物跡・石列、A-T 8 石罌・門礎、A-T 9 石列・灰層

遺物

出土した遺物は、弥生式土器と城に伴うものの2種に分類が可能である。

弥生式土器の殆どはA-T 10から一括して出土したものである。範囲が狭いためその遺構の実態を明らかにすることはできなかったが、集落に伴う土器溜として位置づけおきたい。器種構成にも特別な片寄りは見られず日常生活に伴うものと理解されるが、長方形透孔をもった大形器台の存在には注目すべき点がある。そのほか、一括遺物としても脚付甕・多様な壺類・大形壺・高坏・鉢・加工土器片などの様相を明らかにできた意義は大きい。

透孔をもった同種の器台は熊本県内においてははまだ報告されたものはなく、今回の宇土城跡のものが初例である。破片から推測される総数は10個体であり、3点は全形が復原できたが、基本形はいずれも同じである。近年、佐賀・長崎・福岡の各県から相次いで発見・報告されており、有明海沿岸に広く分布することが判ってきた。それらは何れも弥生終末期に位置づけられるものようではあるが、形態や文様に少なからずの変化がみられ細分が可能である。時期的にも若干の年代幅が考えられよう。

城に伴う遺物のうち、量的に最も多かったのはいうまでもなく瓦であり、総数でコンテナ約200箱を数えた。それ以外の陶磁器・土師器・石製品等は、総量からいえば必ずしも多いものではないが、内容的には重要なものを含んでいる。

陶磁器のうちで、青磁(第21図1~20、第22図21~27)、白磁(第22図28~36)の大半は小片となったものばかりであり、僅かに27の1点が全形を復元し得たにすぎない。このうち、第22図21・26・27・29~32・35がA-T 9の灰層から出土したものである。青磁のうち、3・6・9・12・14・15の6点は中国の南宋頃に作られたものであり、小西行長築城にかかる宇土城以前の13・14世紀頃に位置づけられる。青磁の10・11・13・18・19・21・27、白磁の28~32・35・36などは明末の産と考えられ、宇土城跡下層期遺構に伴う16世紀末頃に用いられたものであろう。なお、27と同類の獣脚をもった甕は福井県朝倉氏館跡からも出土している。^(註6)

染付(青花)の大半は下層期遺構のA-T 9灰層より出土(第23図37~41・43~46・48~51・54~58、第24図59~65・67・68、第25図72~74・77)したものであり、後述のごとく一括遺物として取り扱うことができる。火熱を受けて釉薬が変色したり、煤が付着して黒くなったものなどがあるものの、何れも中国の明代の終り頃に作られたものと考えられる。坏・碗・皿・蓋などがあるが、文様表現はかなり類れたものとなっている。77は赤絵。そのほか、A-T 8の

石墨に伴うものも同時期のものとしてよいもので、78は小破片ながら磁州窯の鉄絵の可能性もある。

上層期遺構に伴ったものとして第25図87・88があり、87は黄瀬戸。88は文様表現としては明代の終り頃とした下層期遺構の染付と比べれば呉須の色がうすく、時期的にはそれより遅れる可能性が高い。第24図69は、見込み文様や「喜」の字もシャープに描かれ「大明宣徳年造」の軸裏銘が示すように15世紀前半のものとするに問題はなからう。全国的にも類例の乏しい貴重例である。A—T13盛土中より検出されたものであり、小西築城以前に持ちこまれていた可能性が高い。

明確な形で遺構に伴ったものではないが、第25図79～81は国産の唐津焼であるが、79・81は見込みに重ね焼きの折の胎土目が、80には砂目が残っている。近年の研究によればこの手法は、前者を1580～1600年頃に、後者を1600～1630年頃に位置づけられるという。また、第25図82～86は伊万里焼であり、83～85はコンニャク判を用いた18世紀頃の所産と考えられる。^(註7)

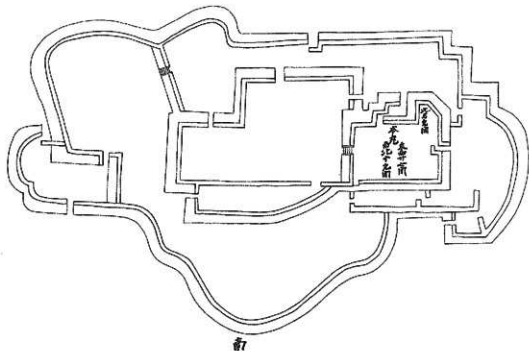
陶器のなかで注意をひくものに、徳利・四耳壺・壺・大甕などの備前焼がある。第26図1の徳利は完形をなす良品であるが、二次的焼成をうけた2と共にその形態はほぼ同一で、これらと同形態のものが香川県直島で引きあげられたなかに数点ある。間嶋忠彦氏によれば、この直島海上りの資料は16世紀後半の元龜・天正頃より後の17世紀初期の段階に位置づけられ、慶長最末年まで降す必要のない極めて限定された時期の遺物であることを明らかにされている。このことは宇土城跡の徳利が出土したA—T9の石列を覆う灰層が下層期遺構のなかで、慶長5年の加藤清正の宇土城攻めによって炎上したものがその直後の、少なくとも慶長13年までの間に燃えたものである可能性が極めて高いということからも裏付けできるのである。即ちこの層の出土遺物が小西行長時代のものであれば、本書掲載の大半の陶磁器や鉄小札（第44図1～31）・銃弾（第46図6）などもその時期に属することになり、時期の限定された一括遺物として重要な意義を併せもつことになるのである。

観察表にもあるように瓦の殆どは上層期の遺構に伴って出土したものであり、ここに掲載したものの大半がその時期に属する可能性が高い。瓦の殆どは平瓦・丸瓦の破片であり、全体量からいえば、軒平瓦、その他の特殊瓦の総量は極めて少ない。軒平瓦の文様は基本的には鋸歯文ぎみの青海波状文をもつもの（第34図6）と唐草文をもつもの（第34図7～11、第38図23・26）の2種で、前者が下層期、後者が上層期に属するものであるかもしれない。軒丸瓦は大小や文様表現方法に若干の異同はあるものの三つ巴に限られる。

発掘調査によるものではないが、以前から採集されていた慶長13年8月在銘の軒平瓦^(註9)（第41図45）や加藤清正の花紋のひとつである桔梗文のある瓦（第41図44）は、明らかに加藤統治時代のものであり、宇土軍記にみえる加藤の隠居所とするための普請に伴うものとみてよい。特殊瓦には、鳥会・棟丸瓦・鬼瓦・賊などがある。

宇土城の歴史

肥後南半国(宇土・益城・八代郡)の統治を小西行長が行うようになったのは天正16年(1588)のことであり、この年の6月に宇土城に入っている。その時の宇土城は宇土氏・名和氏が居城していた中世宇土城(宇土市神馬町字千畳敷・西岡・日平・三城・西平所在、国指定史跡)^(註10)であり、本書でいう宇土城とは位置が異なる。小西は翌、天正17年(1589)に宇土城修築を行なったといわれ、この折に旧城の東方約200mのところにならなる宇土城を築いたのである。これが今回発掘調査を行うようになった宇土城であり、宇土市古城町字古城から宇土市神馬町字古城にかけて広がっている。城の規模は、本丸の東西37間、南北19間をはかり、城門5箇所を置いた。縄張を示す絵図はかなり知られており、「主図合結記」のもの^(註11)を第47図に示す。



第47図 宇土城絵図

発掘調査によって石列や石塁、門礎などが検出されており、下層期遺構としたものがこれにあたる。遺構の大半は上層期遺構の下に埋もれているため、天守の位置などはもとより詳細を明らかにし得ない。慶長5年の関ヶ原の戦いによって行長は没し、弟小西準人の守る宇土城は加藤清正によって開城させられている。同年12月には小西領をも含めた肥後国主に加藤清正が

なり、加藤は宇土城城代に並河氏之を置いた。^(註12)慶長12・3年の頃になると清正は、宇土城を隠居所とするための大幅改築を行なっている。^(註13)これが現在残っている宇土城の縄張であり、殆どの石垣をはじめとする上層期遺構がこれにあたる。

慶長15年になると加藤清正は尾張の名古屋城の天守の普請を命じられ、これには当時の宇土城々代中川太郎平も参加していることが最近明らかになった。^(註14)清正は翌16年の6月には没しており、隠居所としてはつかわれなかった。しかも慶長17年(1612)6月には、幕命によって宇土城の破却が命じられており、極めて短期間でしかも殆ど利用されることなく破壊されてしまったことになる。このことは、宇土城の上層期遺構に伴う陶磁器などが殆ど検出されていないことから明らかである。

寛永14年(1637)に島原の乱が起こったことによって再び宇土城の石垣はとり壊されて、堀も埋められた。以後、城として利用されることはなく荒地として放置されたままになっていたようである。

(高木・木下)

第12表 関係年表

西暦	年号	月	主なできごと	今回の調査で検出	その他の調査で検出
1576	天正4年		織田信長、安土城を築く。		
1587	15	4	宇土頼孝、豊臣秀吉に降り宇土城(旧城)を開城退去。		三ノ丸廻立柱建物跡 S B01・溝 S D03
1588	16	5	小西行長、宇土・益城・八代の三郡を領す。		
		6	小西行長、宇土城(旧城)に入る。		
1589	17		小西行長、宇土城(新城)築造にとりかかる。	下層遺構 A-T1礎石建物跡・石列、A-T8石壁・門礎、A-T9石列	
1592	文祿元年		文祿の役。		
1596	慶長元年		慶長の役。		
1600	慶長5年	9	関ヶ原の戦い。		
			加藤清正、宇土城を攻める。		
		10	小西行長、京都六条河原にて処刑される。	?	A-T9石列上の灰層
			宇土城落城。留守居小西準人切腹。		
		12	加藤清正、肥後國主となり肥後南半をも領す。宇土城代に並河氏之をおく。		
1601	6	8	加藤清正、隈本(後、熊本と改む)城を築造。		
1603	8	2	徳川家康、将軍となり江戸幕府を開く。		
1607	12		熊本城完成。		
1608	13		このころ、加藤清正が宇土城を隠居所とするために宇土城を改築。	上層遺構 A-T3礎石群、A-T6礎石、A-T8石垣、A-T8門礎・石垣・排水溝、A-T11排水溝、A-T12石垣、B-T1~9石垣、B-T7石垣、C-T1・2石垣	三ノ丸石垣、三の丸石垣(S X01・02)、三の丸門礎(S B02)
1610	15	2	加藤清正、名古屋城普請役を命ぜられ名古屋城天守の普請にかかる(宇土城城代中川太郎平も参加)。		
1611	16	6	加藤清正死す。		
1612	17	6	革命により宇土城を破却。		
1632	寛永9年	10	細川忠利、肥後國主(54万石)となる。		
1637	14	10	島原の乱起こる。 このころ、再び宇土城の石垣を取崩し、堀を埋める。		

註

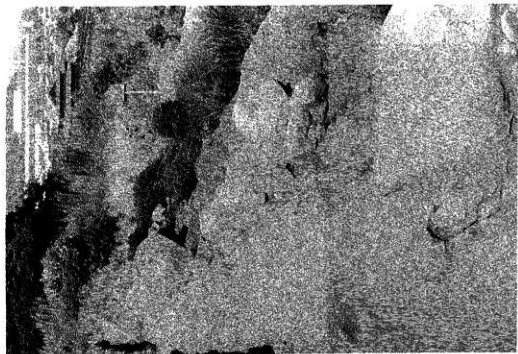
- (1)木下洋介「宇土城跡(城山)―宇土城跡城山調査概報Ⅰ―」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (2)木下洋介「宇土城跡(城山)―宇土城跡城山調査概報Ⅱ―」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。
- (3)註1書、18頁 Fig 25。
- (4)松岡利郎ほか『城郭事典』小学館、1981年、東京。
- (5)矢部良明・長谷部栄樹「日本出土の中國陶磁」東京国立博物館、1978年、東京。
- (6)註5書に同じ。
- (7)前山博・大橋康二「国内出土の肥前陶磁」九州陶磁文化館、1984年、東有田。
- (8)間壁忠彦「備前焼の産年と分布」島根県立博物館調査報告第3冊、1982年、松江。
- (9)宮腰卯三郎「宇土城跡(城山)出土の軒平瓦」宇土市の文化財第3集、1977年、宇土。
- (10)平山修一・高木恭二ほか「宇土城跡(西岡台)」宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (11)「主園合誌記 第5」宇土城岡、国立国会図書館蔵。
- (12)井上正「宇土城」日本城郭大系18、新人物往來社、1979年、東京。
- (13)井上正 校訂「肥後宇土軍記」宇土城跡(西岡台)史料編148頁、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (14)名和達夫氏の御教示による。
- 朝日新聞(名古屋版)昭和58年11月2日付。
- 名古屋城天守閣石垣の隅石(北西角)に「加藤肥後守内 中川太郎平」と刻まれていることが明らかになった。なお、これまでに明らかにされていた他隅の刻銘は次のとおり。
- 南東 加藤肥後守内小野弥 兵衛
- 南西 加藤肥後守内中川
- 北東 加藤肥後守内小代下殿

圖 版



宇土城跡（城山）空中写真

图版 2

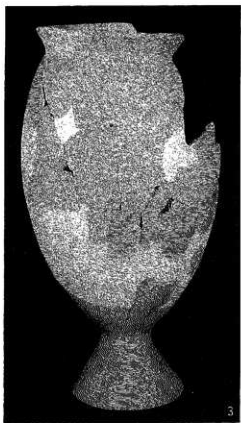
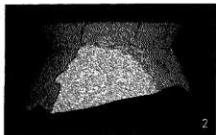
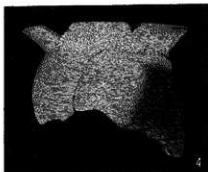


A-T12

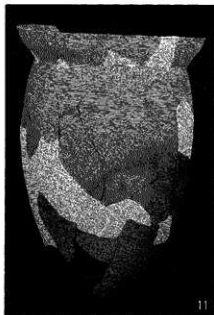
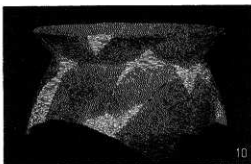
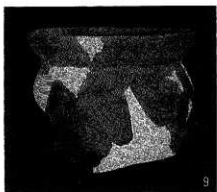
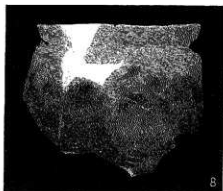
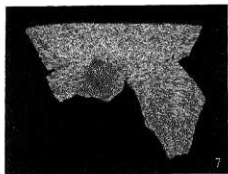


井 戸

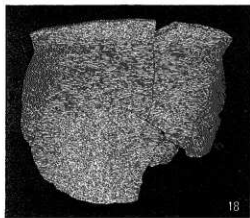
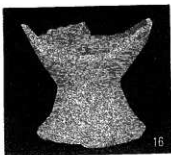
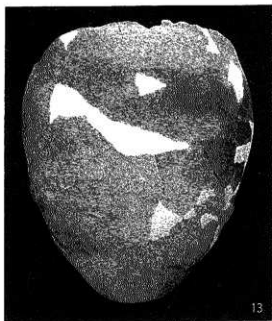
图版 4



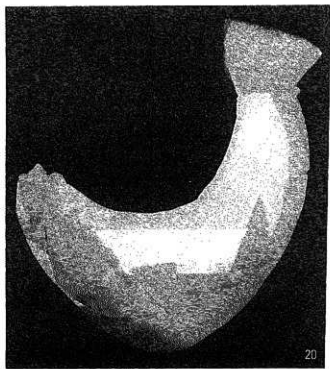
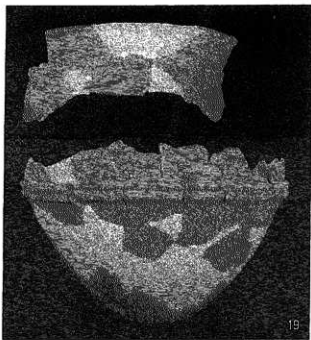
出土遺物(1) 弥生式土器 1 (約 1/4)



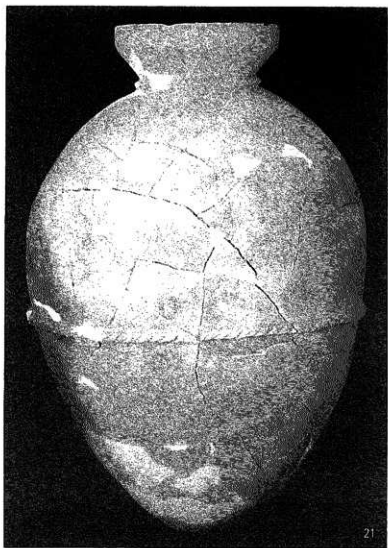
出土遺物(2) 弥生式土器 2 (約 1/4)



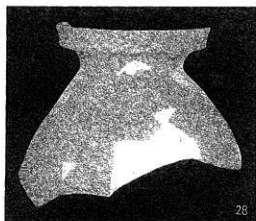
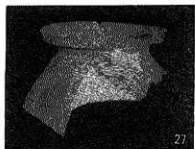
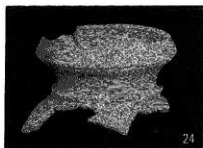
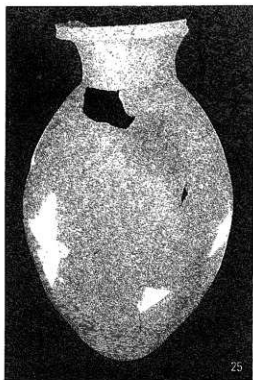
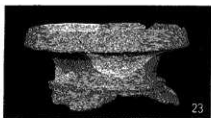
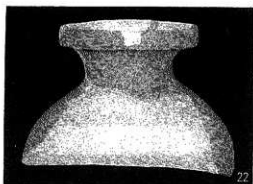
出土遺物③ 弥生式土器③ (約 1/4)



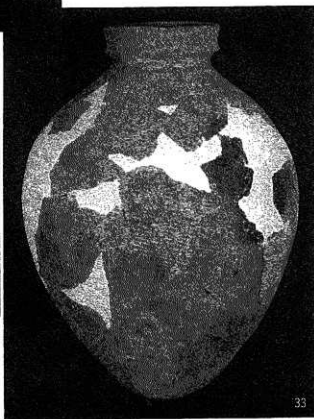
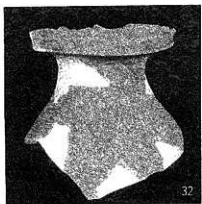
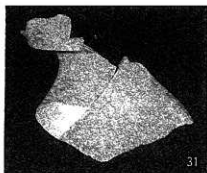
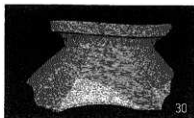
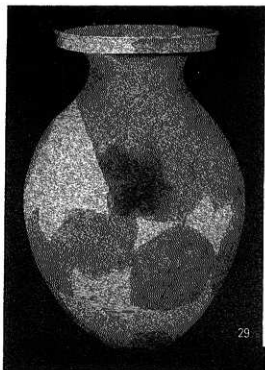
出土遺物(4) 弥生式土器 4 (約 1/4)



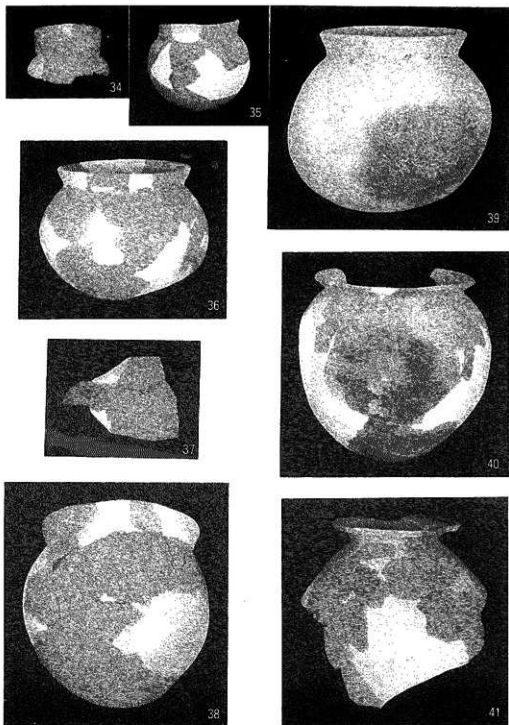
出土遺物(5) 弥生式土器 5 (約 1 / 6)



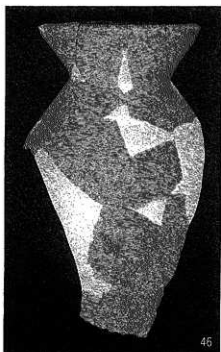
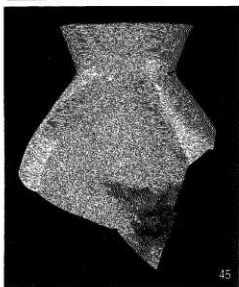
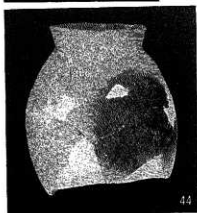
出土遺物(6) 弥生式土器 6 (約 1/4)

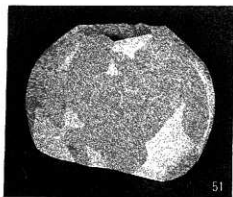
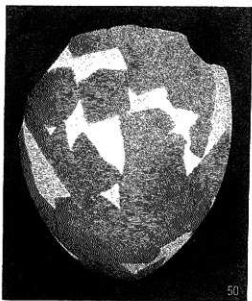
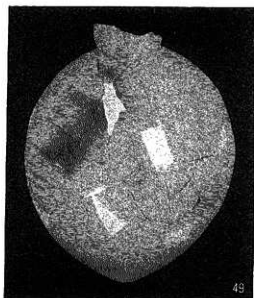
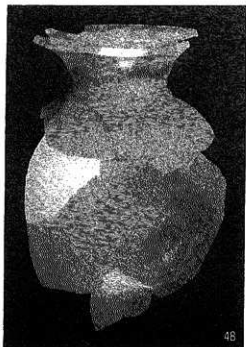


出土遺物(7) 弥生式土器 7 (約1/4)

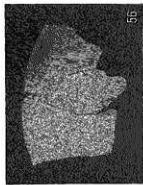
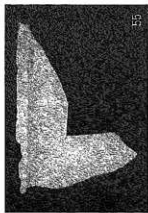
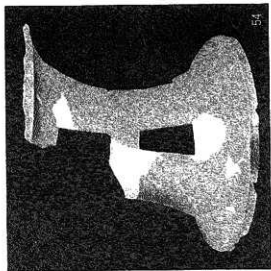
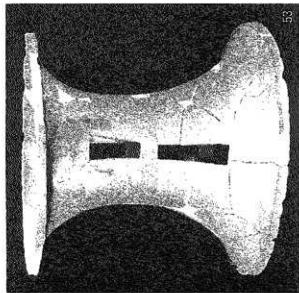


出土遺物(8) 弥生式土器 8 (約 1/4)

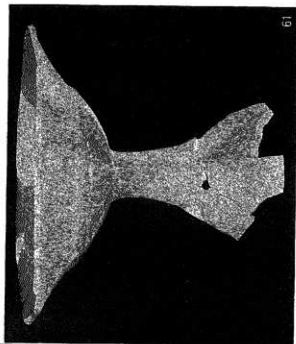
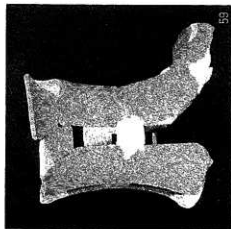
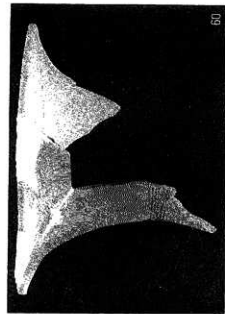
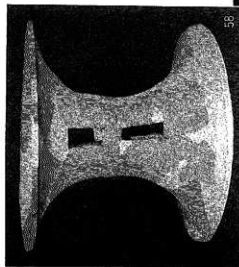




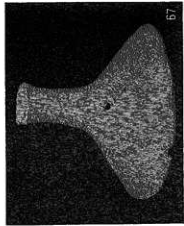
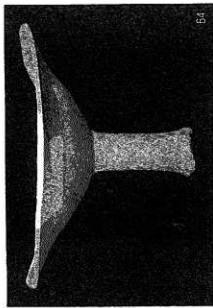
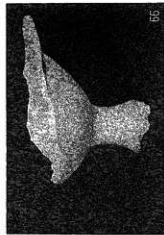
出土遺物⑩ 弥生式土器⑩ (約 1/4)



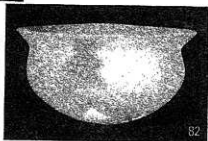
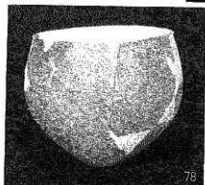
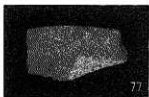
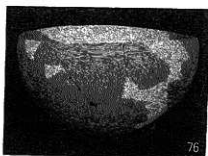
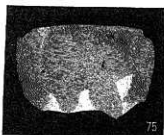
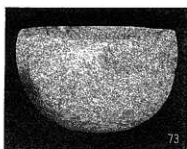
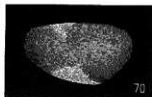
出土遺物Ⅱ 弥生式土器Ⅱ (約 1/4)



出土遺物即 弥生式土器12 (約1/4)



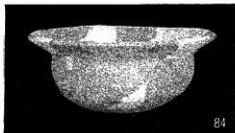
出土遺物⑬ 弥生式土器⑬ (約 1/4)



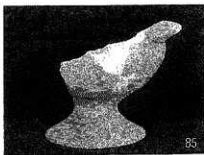
出土遺物10 弥生式土器14 (約 1/4)



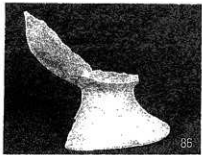
83



84



85



86



87



88



89



90



91



92



93



94



95



96



97



98



99



100

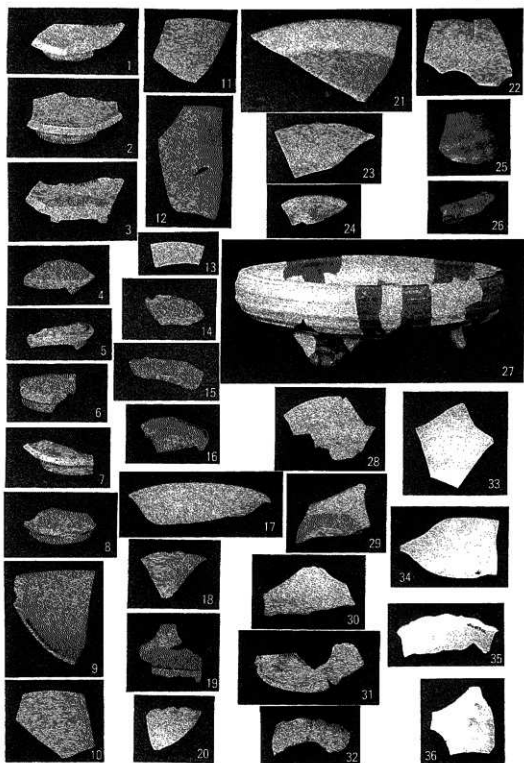


101



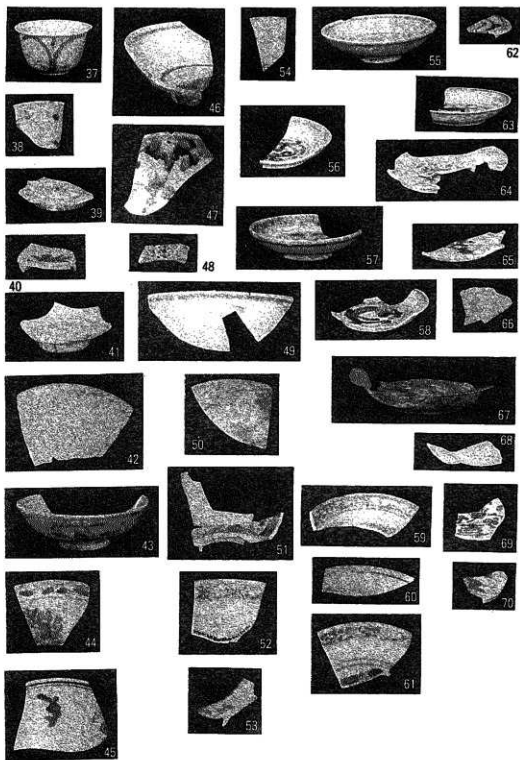
102

出土遺物19 弥生式土器15 (約 1/4) 土器片加工品 (約 1/3)

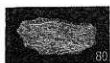
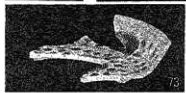
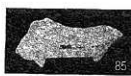
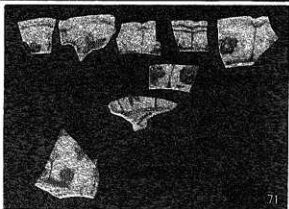


出土遺物(16) 磁器 1 (約 1/3、27は約 1/4)

図版 20



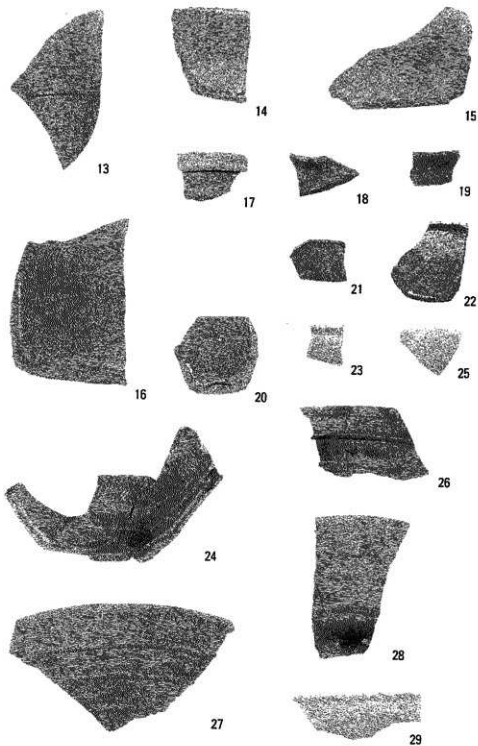
出土遺物(7) 磁器 2 (約 1/3)



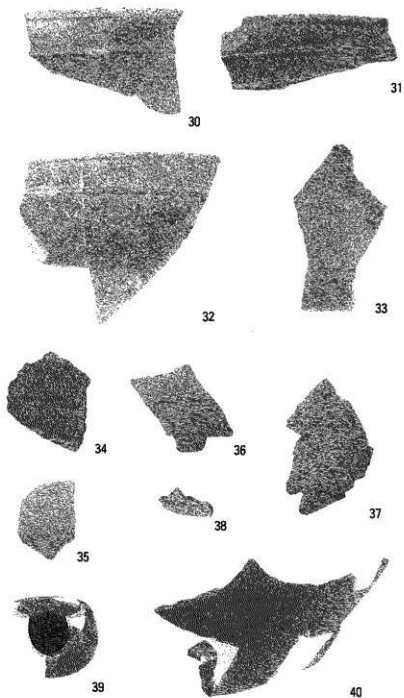
出土遺物⑩ 磁器 3 (約 1/3)



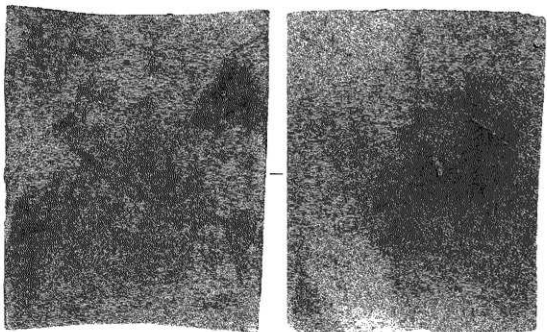
出土遺物⑩ 備前焼 I (約 1/4)



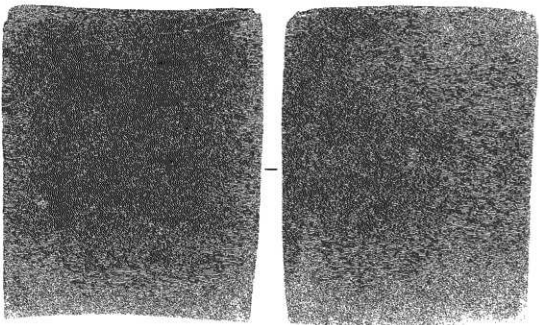
出土遺物 備前焼 2・その他の陶器・瓦器 1 (約 1/4)



出土遺物20 瓦器2 (約1/4)

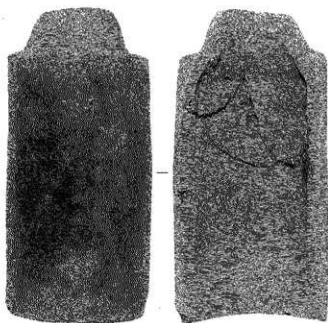


1

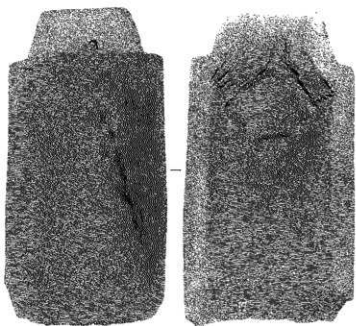


2

出土遺物 瓦 1 (約 1/4)

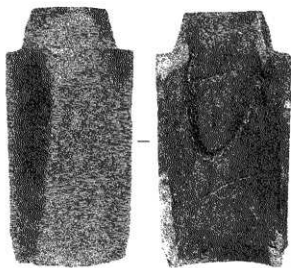


3

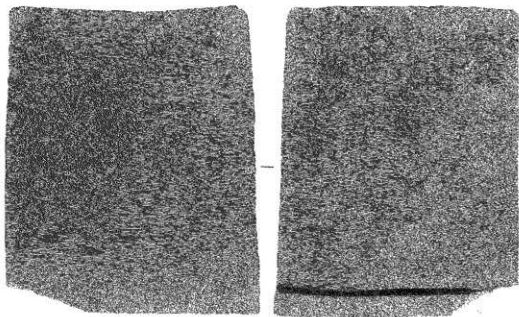


4

出土遺物④ 瓦 2 (約 1/4)



5



6



出土遺物26 瓦3 (約1/4)



7



8



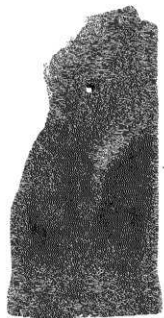
9



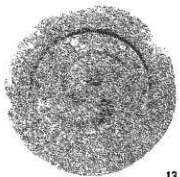
10



11



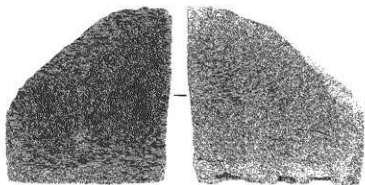
12



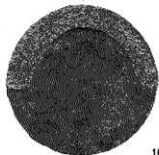
13



14



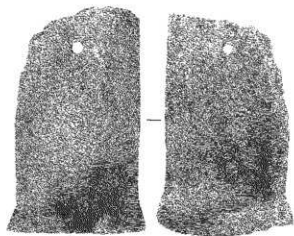
15



16



17



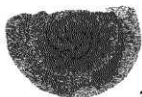
20



18



19



21



22



23



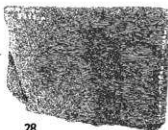
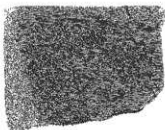
21



24



25



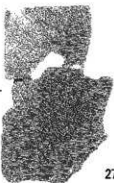
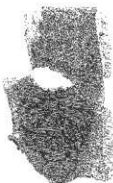
28



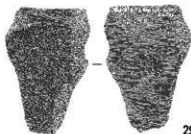
26



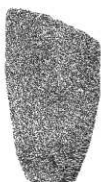
30



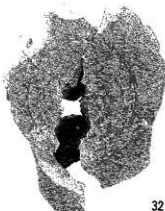
27



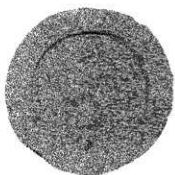
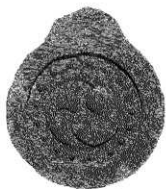
29



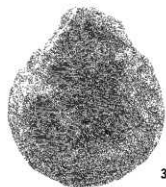
31



32



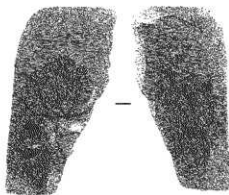
33



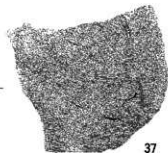
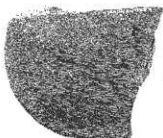
34



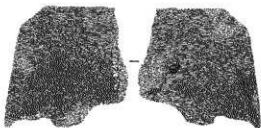
35



36



37

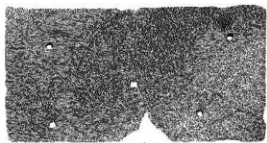


38

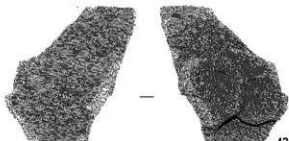


39

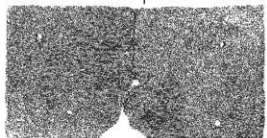
出土遺物26 瓦7 (約1/4)



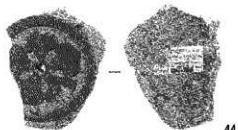
39



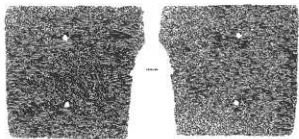
43



40



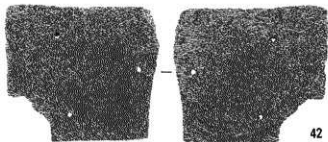
44



41



45

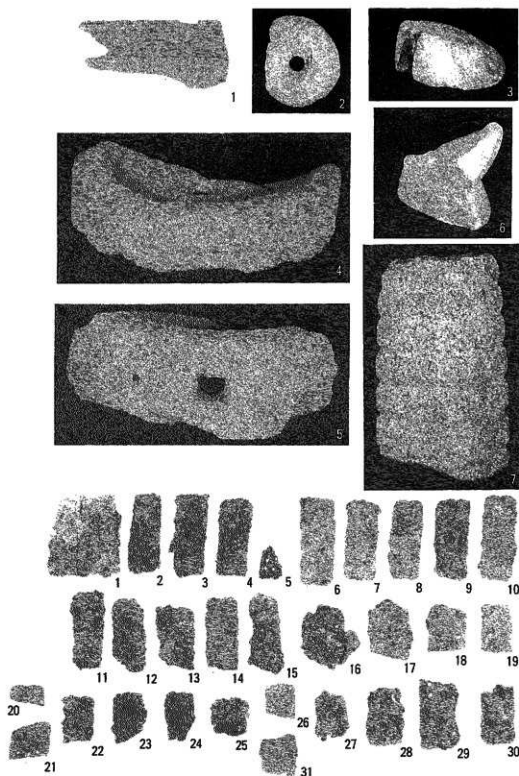


42

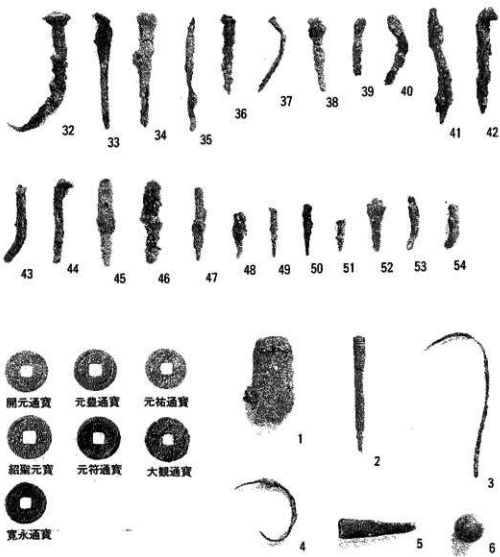


46

出土遺物 瓦 8 (約 1/4)



出土遺物④ 石製品(約1/4)・鉄製品1(約1/3)



出土遺物① 鉄製品 2 (約 1/3)・銅製品 (約 1/2)

宇土城跡 (城山)

宇土市埋蔵文化財調査報告書 第10集

1985年3月31日

発行 宇土市教育委員会

印刷 (資) 下田印刷



加藤清正伝 (中野嘉太郎)

加藤清正公伝 (斎藤貞象)

有馬晴信記

石田三成 (渡辺世祐)

概説石田三成 (池崎忠孝)

石田三成 (今井林太郎)

安國寺惠瓊 (河合正治)

天草時貞 (岡田章雄)

島井宗室 (田中健夫)

千利休 (芳賀幸四郎)

高山右近 (海老沢有造)

高山右近大夫長房伝 (片岡弥吉)

高山右近の生涯 (片岡弥吉)

ジュスト高山右近 (和仁三郎)

黒田家譜 (貝原益軒)

黒田如水伝 (金子堅太郎)

黒田如水 (福本日南)

賢君寺沢志摩守 (松代松太郎)

立花宗茂 (古賀敏夫)

島津義弘公記 (谷山初七郎)

島津中興記 (渡辺盛徳)

島津國史 (山本正顕)

改定史籍集覧一五

小早川隆景 (渡辺世祐)

日本西教史 (ジャン・クラセ)

キリシタン大名 (ミカエル・シュタイシエン)

日本史 (ルイス・フロイス)

日本教会史 (シャルヴォワ)

日本切支丹宗門史 (吉田小五郎訳)

日本基督教史 (比屋根安定)

キリシタン大名 (岡田章雄)

九州の古城とキリシタン (パチエコ・ダイエゴ)

結城城主ジョルジ結城弥平次 (パチエコ・ダイエゴ)

八代切支丹史 (夕葉文庫)

鹿児島島のキリシタン (パチエコ・ダイエゴ)

日本二十六聖殉教者 (小沢謙一訳)

キリシタンの英雄たち (マレガ)

高山右近の横顔 (パチエコ・ダイエゴ)

幸田成友著作集 (中央公論社)

切支丹研究 (山田野理夫)

朝鮮西教史

キリシタンと茶道 (西村貞)

宇土郡村誌

宇土郡誌(宇土郡役所)

宇土市史(宇土市)

宇土半島 自然と文化(宇土半島研究会)

不知火町史(不知火町)

下益城郡誌(下益城郡教育支会)

松橋町史(松橋町)

城南町史(城南町)

村誌富合の里(富合村)

町誌中央(中央町)

小川町史(小川町)

小川年代記

八代郡誌(八代郡教育支会)

八代市史(八代市)

水俣市史(水俣市)

上益城郡誌(上益城郡)

矢部町の文化財(矢部町教育委員会)

天草郡史料(天草郡教育会)

天草の歴史(本渡市教育委員会)

鹿本郡誌(鹿本郡)

鹿本町誌

乗櫓雑録二二七

太宰管内志(伊藤常足)

佐賀県史(佐賀県史編纂委員会)

佐賀県史料集成(佐賀県立図書館)

佐賀県の歴史(文雨堂)

鎮西町史(鎮西町史編纂委員会)

名護屋城秘史(名古屋經一)

名護屋城詞華集(名古屋經一)

岐阜県史(岐阜県)

岐阜県百科事典(岐阜日日新聞社)

関ヶ原町史(関ヶ原町)

関ヶ原合戦史料集(藤井治左衛門)

関ヶ原合戦(藤井治左衛門)

関ヶ原町の名所古跡(関ヶ原町)

堺市史(堺市)

堺文化伝(堺市教育委員会)

豊公遺文(目下寛)

太閤記(小瀬南庵)

豊臣家譜

豊臣秀吉(鈴木良一)

繪本太閤記(武内確斎)

左大史季亮記

關原始末記

塩尻

大垣藩地方雜記

關原御合戰当日記

庵主物語

内府御陣場覚書

関ヶ原一乱志

寛永諸家系圖伝

美濃雜事誌

梵舟日記

時慶齋記

押小路氏之日記

義演准后日記

関ヶ原御陣之圖及略記

首經齋記

東照宮御年譜

肥後宇土軍記

石田軍記

關原軍記大成

備前老人物語

蛭亀之助覚書

改訂史籍集覽二五

改訂史籍集覽二六

日本圖書大成三期九、一〇

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

関ヶ原合戰史料集

大日本古記録

甲子夜話三〇

宇土市埋藏文化財調査報告書一

国史叢書三八

国史叢書八一—一

雜撰錄九五

乘燭雜錄四五

八代郡内略記

石瀨漫錄(草野石瀨)

熊本の城(熊本日日新聞社)

熊本の古戰場(熊本日日新聞社)

肥後史話(卯野木卯一良)

日本戰史 關原役

國郡一統志(北鳩雪山)

菊池伝記(井沢蟠龍)

肥後地誌略(井沢蟠龍)

新編肥後國誌草稿(成瀬久敬)

肥後國志略(森本一瑞)

増補肥後國誌(水島實之)

肥後國陳跡略誌(水足屏山)

古今肥後見聞雜記(寺本直麿)

熊本県史(熊本県)

熊本県史料—中世編(熊本県)

熊本県の歴史(文通堂)

熊本の歴史

相良家文書

熊本市史

三宮社記録

乘燭雜錄三六五

肥後國地誌集

乘燭雜錄一九九
肥後國地誌集

大日本古文書家わけ五
平野午

元親記
 黒田長政記
 安西軍策
 氏郷記
 福富半右衛門親政覚書
 老翁物語
 脇坂家伝記
 松永道斎開書
 戸川記
 面高連長坊高麗日記
 朝鮮日々記
 清正高麗陣覚書
 魚住道庵覚書
 奥関助覚書
 天野源右衛門覚書
 庵杭記
 島津世禄記
 近代雜記
 淺野家文書
 毛利家文書
 吉川家文書
 小早川家文書

統詳書類従二三輯上
 統詳書類従二三輯上
 改定史籍集覽七
 改定史籍集覽一四
 改訂史籍集覽一五
 改訂史籍集覽一五
 改訂史籍集覽一五
 改訂史籍集覽一五
 改訂史籍集覽一六
 改訂史籍集覽二五
 改訂史籍集覽二五
 改訂史籍集覽二五
 統統詳書類従四
 肥後古記集覽八
 雜撰錄一
 雜撰錄一
 雜撰錄九二
 藻塩草一二
 藻塩草五〇
 大日本古文書家わけ二
 大日本古文書家わけ八
 大日本古文書家わけ九
 大日本古文書家わけ一一

島津家文書
 立花文書
 異称日本伝
 惣恐録
 平壤録
 武備志
 晋州千榮事蹟 忠烈録
 日本戦史 朝鮮役
 藤公遺業記
 旦夕覚書
 拾集物語
 拾集昔語
 渡辺健長以来之故事
 早川故事
 鶴頭夜話
 統武者物語
 眞田軍功家伝記
 甲子夜話(松浦清)
 慶長見聞書
 武功雜記
 川角太閤記

大日本古文書家わけ一六
 熊本県史料中世五
 改定史籍集覽二〇
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 肥後文獻叢書四
 日本戦史関原役
 日本戦史関原役
 日本戦史関原役
 改訂史籍集覽一〇
 改訂史籍集覽一〇
 改訂史籍集覽一九

一話一言

朝野雜載

兼獨譯

中世堺を代表する俊傑小西行長（池水晃）

鉄の首枷（遠藤周作）

小西行長（田村親治）

宇土と小西行長（宇土中学校）

備前軍記

西國太平記

古今武家盛衰記

豊臣記

南海通記

新撰事蹟通考

藩翰譜（新井白石）

豊薩軍記

九州御勤座記

城戸左右兵衛寛書

筑前國織風土記

竹内吉兵衛寛書

島津家記

蜀山人全集五

益野全集八

日本隨筆全集一期六

吉備群書集成三

國史叢書七

國史叢書四五

続群書類従二〇輯上

改訂史籍集覽七

肥後文獻叢書三

改訂史籍集覽七

大宰府・大宰府天満宮・博多史料

藩垣草一九

益野全集四

雅撰錄一

続群書類従二三輯上

高橋記

九州記

九州治乱記

日本戦史 九州役（参謀本部）

清正記

續撰清正記

清正行狀

加藤家伝（森本一友）

清正熱績考（黒木石水）

天草郡史料（天草郡教育会）

天草台戦記

天草由來記

常山紀談

水野日向守寛書

豊盛

臨坂記

朝鮮記

島津家高懸軍秘録

吉野甚五左衛門寛書

本山豊前守安政父子戦功寛書

続群書類従二三輯上

天草郡史料二

肥前叢書二

肥後文獻叢書二

肥後文獻叢書二

続群書類従二三輯上

高塩草一七

有朋堂文庫

改訂史籍集覽一六

群書類従二〇

続群書類従二〇輯下

続群書類従二〇輯下

続群書類従二〇輯下

続群書類従二〇輯下

続群書類従二〇輯下

⑤ 行長報復

⑥ 秀百是明使命再征

⑦ 明使游留于界

⑧ 行長屯並山阻清正渡海

⑨ 沈惟敬報南原盧實子行長

⑩ 破附山水師

⑪ 行長取南原島津義弘等取全州

⑫ 明將劉綎臨行長講和攻順天

⑬ 元帥秀秋還

⑭ 明軍圍順天行長謙退上船啓海敬

⑮ 行長等敗奔加德島東旋

⑯ 行長清正等互開罪案于大老

⑰ 行長黨三成謀亂

⑱ 庚子亂過關原奔博河

⑲ 林藏主擁行長致草津

⑳ 關原勝長說行長事

㉑ 行長奉天主教不自欺

㉒ 其行長三成忠敗

二五六 宇土城・小西行長關係資料・出典目錄

肥後古城主考 (辛島道珠)

古城考

古城主記

肥州城址旧知考

宇土城跡 (西岡台) 史料編 (宇土市教育委員會)

熊本城 (藤岡通夫)

八代城志 (磯田正敬)

野史 (飯田忠彦)

武家事紀 (山鹿素行)

和泉名所圖會

日本人物史

武德安民記

武家盛衰記

武者物語

兵家茶話

太閤時世大名分限帖

和漢三才圖會 (寺島良安)

名將言行錄 (岡谷繁家)

神谷宗湛遺記

慶長三年大名帳

庵總錄

渡辺幸庵對話

卜齋記

豊公逸事錄

明鑑

泉州志

肥後文獻叢書一

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後文獻叢書一

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

肥後古記集覽三二

記實「就其刑」也。挽首凄然、檢監便「人間」其意、行長曰「祕旨、殊令」士人
竊聞之、行長頓「目瞶」、聲曰「勇者臨「就刑」、何言之有、爰問之、愚、延頭
視、斬云、武者、物語、

- ① 小西行長 父壽德能得秀吉
- ② 兵廠小西次忠謁明世宗
- ③ 行長爲岡山賈人與子出入宇喜多氏屬京畿之間
- ④ 秀吉擢用行長授勳臣氏
- ⑤ 對肥後牛國治宇土城
- ⑥ 平天草土寇
- ⑦ 行長清正爲征韓光祿野豐
- ⑧ 築義章旗
- ⑨ 先發源德取釜山浦壘八千五百人
- ⑩ 拔西平浦大浦
- ⑪ 拔東萊城梁山舘院
- ⑫ 略慶尙右道固金海城
- ⑬ 慶尙右兵使金誠一左道安慕使金功
- ⑭ 拔尙州城李慶茂算
- ⑮ 取忠州
- ⑯ 朝鮮王通義州二王子悉全軍
- ⑰ 行長清正兩路入京城
- ⑱ 行長阻清正進軍
- ⑲ 行長先入京城
- ⑳ 王宮焚
- ㉑ 破臨津至大同江
- ㉒ 柳川劉信始進和
- ㉓ 行長歸降
- ㉔ 王哈奔李邊我軍取江源入平壤

- ㉕ 韓民避寇
- ㉖ 毒井
- ㉗ 平壤京城間分寨
- ㉘ 破明援軍于安定
- ㉙ 三軍入京城
- ㉚ 伐韓將李元寬等
- ㉛ 明主託詞和撤兵
- ㉜ 沈惟敬與行長親和
- ㉝ 停職禁標
- ㉞ 與沈惟敬書
- ㉟ 明使督李如松渡大同江判安定館
- ㊱ 行長惟敬密議
- ㊲ 玄赫討
- ㊳ 李如松殺我間諜
- ㊴ 行長不知明軍到而迎李如松
- ㊵ 明軍圍行長于平壤
- ㊶ 大友義統不援行長奔京城
- ㊷ 行長棄平壤奔靑山
- ㊸ 撤大同江以南守備
- ㊹ 小阜川隆景破如松于碧蹄館
- ㊺ 三軍行撤京城士民
- ㊻ 沈惟敬與行長再議和
- ㊼ 敵焚京城龍山倉絕我糧
- ㊽ 撤京城守備屯釜山
- ㊾ 明軍入京城
- ㊿ 沈惟敬贈幣
- ① 小西如安往北京約和議

略代督戰。行長併舟圍磯。幾獲之。荒庵衆救之。健開破圍。罵文煥等後船益至。鐵砲火矢四損。我師敗績。船皆燒殘。乃求一島登之。廣濶在焉。行長殺成備之。璵等追至。連巨艦守之。行長夜以軍何奔加德島。餘衆不能。屬義弘反。船迎取。與明將陶明幸戰。破之。獲明幸。於是廣不復追尾。風潮亦便。我師乃奮帆而歸。行長喜。清正同兵援順天。拜請釋佛。佛。清正辭曰。固所願也。然子與石治部善。竟不可調停矣。豐臣家慶長四年三月。先是行長征明陣中。藤結與寺澤廣高。密遣數。清正。長政。直茂。勝信等。書以聞。大考。大老。即投其書於四人。四人各載書。數行長罪狀。武德傳年表大老問。實。行長遂決。許約多。東照公曰。太簡矣。而後。未幾。構訟相諍。甚不可。俱解。宿德。直親交。強而後從焉。安長記行長黨三成。謀亂。征明之役。少難。樹功。素起。自卑賤。超列侯位。心懷。調修。侮。誨。諸士。惟欲一身樹功。每與衆不。協。不知三省之恨。頻猜忌人。然性剛勇。屢難。說計策。三成弗從。庚子秋九月。與三成及秀家。義弘。據大垣城相議。遣島勝。猛於株瀨川。分兵援岐阜城。及東軍西上。岐阜陷。與敗衆。恠怖。更無機勢。或云。待而戰。于戰野。行長不聽。而曰。岐阜之陷也。非戰之罪。以守將怯弱也。頃聞內府已遣赤坂。今宵急襲。其備未定。有得利矣。衆議不決。三成等亦議。退列。陳于關原。行長制止而不聽。怒師陣營。三成等聞。東師將夜擊。十四日。宵涉陣。經牧田。退陣關原。會暴雨。諸部亂擾爭逃。行長不得止。退。慚。悔。黨三成。特期死。與親臣。斟酒。以祭。東明。中。城。十五日。行長及義弘等涉關原川。陣小關。秀家及大谷吉誠。平塚爲廣。戶田重政。津田信成等。下古原嶺。論川出關原北。行長分隊爲二。

即與本多忠勝等相挑交。成三成等敗。行長前隊又自亂。行長傳令。少卻而回。計欲取次。勝東師謂行長又走。爭萃。於是軍遂潰。行長應衆大呼曰。走者斬矣。非聽乃挺身而逃。三成味於兵機。但以其狹。異圍也。含黃招致諸侯。實客贊諸亡命。故軍鋒甚銳。殺傷又過當。士死勢窮而後走。行長勇悍。練武事。然嗜利。不好客。首佐異圖。而益事封殖。士又無師者。故及大事人不出。關軍潰散。世以爲笑。傳云。將石田行長軍行至。糟河近境。土民聞關原敗。逃者多。分部搜索。相川。僧林藏主者。經川記。龜弘錄。石田軍記。

○板坂卜齋慶長記。關原正偽。並作土民探。捕亡人。捕行長。庚子明年秋。卜齋與城島茂。宿關原。問。去年合戰於釋長。某年六句餘。刺髮爲道人。道人所對首尾。最詳云。土人探。索。通亡。不。追。收。舉。僕。爲。此里長。誡。土人曰。勿。侮。土人。嘗聞本多正統弟。仕。宇。喜。多。氏。僱。過。拘。此。人。則。他。日。必。被。嚴。罰。矣。僱。經。廻。山。野。偶。會。一。土。人。僕。曰。請。疾。去。強。之。不。從。其。言。曰。我。小。西。播。津。守。也。係。慄。而。致。當。得。賞。云。僕。猶。嗔。遁。去。曰。我。奉。天。主。教。故。不。得。自。殺。云。會。土。民。家。問。不。得。已。誘。歸。僕。家。以。達。竹。中。殿。乃。付。酬。馬。以。致。草。津。行。駕。賜。賞。金。十。枚。云。云。

會入禪室。好武戲。有臂力。被。搜。索。遇。行。長。物。色。之。行。長。告。實。曰。我。德。汝。拘。而。往。林。曰。事。至。此。公。之。職。名。盡。自。引。決。行。長。曰。我。嘗。奉。天。主。教。法。禁。自。乃。解。刀。作。授。之。林。即。縛。而。致。竹。中。重。門。重。門。携。而。送。草。津。行。駕。賜。林。以。金。百。兩。石田軍記命使村越直吉監。賜。衣。食。實錄慶。十。月。朔。行。長。及。三。成。惠。復。向。京。師。處。斬。梟。首。于。三。條。河。川。

虜船四散分漂不知方向均收餘船還至加德島虜皆渴甚爭下船取水我兵從島中突出掩之。行長又反擊斬首四百餘均奔巨濟泰川島權標在圍城以均無所得撤召均杖之督令更邁均運到軍中益忿邁飲酒醉臥諸虜欲見均言事不得夜半行長進襲之均走至海邊棄舟登岸欲走而體肥臃坐松樹下左右皆散或言斬殺或言走全羅石水使李億祺從舟上投水慶尙右水使裴瑛先是屢諫均必敗是日又言泰川島淺窄不利行舟宜移陣他處均皆不聽。與私約二所傾船或嚴待變見我師進奪港先走殺其軍獨喪。懷還至開山島縱火焚燬舍糧殺軍器縱餘民之留在島中者使避統而遁於是海路始通天津東萊皆可揚帆豐原家諺開山一失京西水道無處不通於是我兵水陸並進軍糧泊光陽豆恥津距南原甚近釜山西山之師又由慶尙右路往會南原權標元翼等兵勢不能阻截皆伴趨於東嶺我兵益張行楊元一聞警報十日先遣家丁將行李二箱押回平壤平壤毛利秀元豐原家諺大川志願豐原家諺並步騎五萬行長爲先鋒將攻南原當枯闕欲往全州而繼南原之後擄島津義弘加藤嘉明等圍二人率兵向全州是以陳忠衷不能救南原行長率兵與諸將進十二日攻南原楊元及全羅兵馬使李福男固守統失追發秀元進衆四面攻擊遣雲梯懸樓以傅城又刈出稻稟稟又於澤外築木柵二層以阻虜突出攻拒四日猶不拔前還而遠圍焉虜見之以爲勢極不能攻成謂困厭解甲脫弦而安以十六日黎明行長乘衆肉薄奪南門虜遂不能拒備秀元亦與蜂須賀家政兵督我部元親等繼進入城楊元在帳中驚遽不得被衣甲服

跡足遁走傳報官甯固取衣靴帶圍從軍十八人逃出西門李福男死之遠尋城斬虜二千餘搶口又多義弘高明又攻全州陳忠衷棄城而走實錄明主聞之諭朝鮮王昭曰爲日本取敗者朝鮮之罪明之恥也王昭懼而頻促兵於八道實錄十月行長屯松島豐原家諺三年正月朔行長及諸將由海路攻蔚山大破明將豐原家諺七月明將劉綎統率所部居水源地跨攻順天塞近大海中旣兵不能遠乃謀襲惟敬故營欲誘行長而擒之因使間使吳宗道等來告行長曰先鋒昔年曾以請和與中國盟誓本出誠心特錄清正邪謀惑亂關白致有今日我大兵遠來異國爾衆亦渡海開關今爾下師老財賈終非全計今提督欲親會通好仍結前盟以遂夙願行長初猶未信後譯使等至劉綎單騎俟於中道以示不疑行長因信議八月朔相與約定行長將出赴會我兵有降在綎部中者密告其謀行長大驚從中道還去綎計不就遂率兵來攻行長拒擊破之監軍王士琦聞報怒疑不用力傳令縛綎于營綎懼不敢歸乃率諸師奮勇還來攻行長復擊破之豐原家諺十月元帥勞秋澄蓋山營先遣到對馬清正撤蔚山義弘撤泗川劉綎聞之復圍順天行長告急義弘清正分兵反擊解其圍行長乃撤順天以十六日岸上船水路將陣瑞等謹而知其期合衆艦遮擊郭子龍及朝鮮李舜臣以巨艦爲先鋒清正先歸義弘且戰且退抵加德島明師卒於行長行苦戰士卒多死子龍乘之兵鋒益銳會虜大煩誤中子龍船折檣焚樓我兵乘機處之斬子龍其下鎮焉舜臣方血戰望子龍危轉爐赴救流丸洩胸而仆順目曰事方殷勿言我死言未畢而絕兒子亮有膽

問行長，行長無異辭，乃具揭到石星，因行長聽命，復令惟敬催小西如安等入京，如松節請，正遇惟敬携，蜜膳錦衣三十，玉帶七條，及花布四十，揀送。行長如松節語曰：日本方畏寒，今給以此，所謂實寇兵而實盜也。蓋惟敬再入我營，不止貨物，帶去書牒，有大明一統志，大明官制，武經七書，悉以遺之，及回私受我旗五面，徐瑋得其二，送提督，乃告義謙，詰之，惟敬以游言自解之。平壤十二月，如安往北京，石星遇對其湖，如三公決和議，如安殊揚之，過關不下，彼要以三事：一勸備蓋歸營，二封外不與，三誓無犯朝鮮，如安一親書懇從。平壤尋石星，趙志舉，徐文駿，孫不揚等俱集左副，研審情由，問答十一事，俱聞明主，決封事。平壤慶長元年正月，行長歸報，款局。實錄九月二日，太閤秀吉引見明使，問封冊之旨，彪怒，命再征，使清正，行長復為先鋒，行長曰：女罪當斬，姑假借以卒，專，宜以功自償。德臣家四日，明使揭方亭與，惟敬面，議于界河，曰：我償還來萬里，不得一的信回去，有何面目，且驗書三事，皆行長再三議定，還就行長去，申前約，秀吉怒罵，惟敬不曾聽，遂日本所求，但為朝鮮謀事，我不再見，迫請回去，行長以此言告二人，心內快快，住數日，秀吉遣人賜二使，禮亦優厚，皆行長詞，停其間。平壤二年正月，行長，清正將航海，秀吉所命為仲春，行長備，秀吉先期諭海，而屯釜山浦，二月，行長等改築釜山故壘，建樓浚溝，周圍木棚，定為元帥營，小早川秀秋撤之，其餘諸將連營列，釜山，宜津，粟，為久領之計，傳令嚴禁，由探，實錄行長恐清正益深，其初發也，潛遣譯者來，往金應瑞等陣，密言曰：我將行長百，和議之敗，職由，清正，今治正當，設海朝鮮。

水戰，若要請海中，可以收殺，慎勿失也，應瑞以聞，海平君尹根壽尤踴躍，以為機會難失，要言之，速備，全羅水軍李舜臣，前進，舜臣疑，有詐謀，遂回者，曰：於是謀者又至，曰：清正今已上陣，朝鮮何不，要截，伴致，恨惜之意，元均因懼之王，遂滅，舜臣死，下，以均代領，其軍。影史，沉惟敬所虜，痛恨，楊元，無由，報復，被擒之日，暗令，泰國安脫身，報，行長南原，實，令，起，兵，南原，南原者，朝鮮要地，副總兵楊元，以，選兵三千，扼其地，延緩，遊擊陳愚，統兵二千，往，全州，以協助之，且特韓將金應瑞，李元，兵在，雲峯外，權懷兵在，關山內，又元均督，舟，守拒，各為，障蔽也，無何，行長得，惟敬之報，即欲，進攻，南原，而七月初，大兩敵日不，歇，晝夜如，注，平地皆為，巨浸，三江大河，一望，滔天，朝鮮水營將元均在，關山，謀，舉，兵，約令，明人，揭，釜山浦，不，意，金應瑞在，宣寧，陸路，虛張，聲勢，元均約，明人，揭，賀，日期，滿，于，行長，行長欲，攻，南原，清正，勝，元均，其後，一聞，此，價，就，中，用，計，欲，襲，元均，水軍。平壤八月七日，關山舟軍潰，初元均至，關山，盡，舜臣約，束，軍，愛，居，運，籌，莫，備，酒，獨，事，怒，刑，罰，無，度，行長，又，遣，譯者，謂，金應瑞，曰：我，起，某日，當，至，朝鮮，舟，師，獨，可，遊，擊，權，懷，尤，信，其，說，且，以，舜臣，還，已，得，罪，日，促，元均，進，兵，均，又，以，已，前，言，舜臣，見，敵，不，進，以，此，陷，舜臣，而已，得，代，其，任，至，是，難，如，其，勢，難，而，意，無，以，為，只，得，率，舟，艦，進，前，我營之在，岸上，者，皆，視，船，行，互，相，傳，報，均，至，絕，影，島，風，浪，流，起，日，已，昏，船，無，止，泊，處，望，見，我，船，出，海，中，均，督，諸，軍，連，戰，舟，中，人，自，關山，終日，搖，機，不，得，休，息，又，因，飢，渴，疲，不，能，運，船，請，船，縱，橫，進，退，午前，午，卸，我，欲，夜，之，與，廢，船，相，近，敵，向，伴，引，避，而，去，不，與，交，終，夜，深，風，怒，

虜又死亡數千人。是日晡如松收軍城外，初虜之至也。行長告急於鳳山。大友義統憤慨，無意救之。聞其謂師二十萬。而曰：大兵若斯，行長決不生矣。義統願沛奔于王城。長政等又以兵寡，隔河不援。行長點檢兵士，死傷者三分之一，而餘兵不過五千。自度不可克，率餘衆，連夜遁還。氣乏足疲，披暨而行。或謂如田間，指口乞食。李時言罵其後，不敢過。但斬飢病落後者六十餘級，率餘衆下。行長踏水渡江，奔龍山寨。黎明，如松等蹙攻，圍牙城。初，識有走悔意，乃分兵追之。而不及。行長義統智走到龍城，此城黑田長政臣小川傳右衛門所守也。傳右遣人，副鳥統一百，迎之。或作兵敗聞行政，自白川初義統之走，遣人謂傳右曰：寡兵固守，請疾去。對曰：未聞君命，何去矣。長政白川實，進龍泉七里，行長馳入，謂長政及毛利秀包曰：請備去。不聽，而曰：未見虜旗，而去者恥也。與小早川氏講，擊虜矣。卿力罷則去。大三川大同江以南，黃州、中和、原山等諸寨，相議皆撤守備。會王城，小早川隆景特不聽，三成等強之，乃撤開城，進王城。三里而耕陣。謂年夏，十九日，如松等入開城，將攻王城。先是，戰以聊有利，意輕我。出相地形，僅以家丁二三千，自隨。隆景圍之，器時餉，精得十萬繼之。如松鼓衆力戰，見敗危急，會楊元授兵至，僅免逃歸開城。豐臣家說三奉行等恐韓虜爲內應，收王城士民數百人，悉殺之。史三月初，如松克平壤，鎗銳甚。因沈惟敬不復問，和議及碧蹄之敗，氣大索，且不信。水土，海氣蒸濕，瘟疫盛作，益圍結局，而我師亦歸糧既盡，衆生惡瘡。行長最心折息歸。韓民不得樹麥，餓殍相屬於道。是和議復行。史四月，如松賈惟敬，來見行長，申前議。約以七事：一曰歸俘，蓋送。

朝鮮王子已下也。二曰割地，蓋初慶尙忠清，全羅三道附我，還其餘于朝鮮也。三曰入貢，四曰封冊，蓋許足利氏故事也。他三事秘不傳。豐臣家說行長及秀家，三奉行之徒，皆告在陣之久，懷歸國之情深。甚信惟敬之言，且皆不學亡術，以入貢爲歸交之禮，以封冊爲封。秀吉於明，喜受約，女蘇等雖粗知字，又記語誦習，不識國體，未嘗辨。折其不遜，後雖知封實爲國恥，而惟敬諂我情，欺四百出行長等意，竊平壤之軍，惟敬有內應，惟敬歸與石星講，遣徐一貫，耐用梓於行長，多贈金幣。又說和親，行長及三奉行，前與清正不相善，故糾清正，建功欲還，生勝于韓。且糧米漸竭，士卒患瘧而死者多，皆有欲還軍于釜山浦之意。惟敬百萬兩和，行長等甘心聽納。申報行臺，惟敬請先撤王城兵，以爲信。諸將勉從之。豐臣家說龍山倉者在王城，朝鮮二百年租賦之所入，盡積于此。行長率兵就食焉。宋應昌密遣部將，率死士夜焚之。我師絕食，恨惟敬，秀家召行長入問計。行長曰：明虜說不可當，不如早請解，恐王城又不。恃秀家不然而之。而部下平壤之敗卒，往往私議一軍憫恨，心思不一。秀家始危議，我師自去。屯王城。故朝鮮四民皆復故。勤其業者多。於我兵。豐臣家說十八日，縱火城中，乘烟撤兵，步步相顧，分番輪殿。虜既屯鳥嶺，惟不敢迫師。漢江，斷橋沈舟而退，皆隆景之策也。豐臣家說朝鮮謀士勸如松曰：日本既還歸，若追之，則速可獲。如松弗聽。如松聞行，成神稍定，始進兵。二十日，入王城。我師屯釜山浦。列營於蔚山，西生、東萊、金海、熊川、巨濟，依山擁海，爲久頓之計。虜亦分三守諸要，而不出。史明將孫顯代顧養謙統兵，又不信惟敬言，復遣人以其言諭。

能識我事情，故臨用之，應昌到，遣騎提督李如松率兵，涉鴨綠江，

分處爲三列，楊元在中列，如松爲右列，世爵爲左列，惟忠領南廣三

千，屬右列，總軍五萬餘，是月二十七日，出山海關，家語十一月，行長驅

在平壤，曠日引久，惟敬過期不來，乃怒戒戰，期會惟敬至，留宿

城中，行長等傳譯密語，累日而去，語秘不傳，史十二月，李如松等盟

于師渡江，家語文祿二年正月，李如松到安定，饋遺別將在大受，抵

順安，許曰：「明主已許和，沉遊擊且至。」玄蘇嘗試時曰：「扶桑思戰，服中

華，四海九州同一家，喜氣忽消雲外，雲乾坤春早太平花。」史

○鄭文徵書引仙果稿云：「玄蘇字景輟，號仙果，以町庵祖

嗣法湖心，從是役，掌書牘之事，後文祿四年二月，明神采賜本光禪

師號，并剃髮削髮，其制曰：「兵部爲欽奉聖諭事，照得頃日因關白具表

乞封，皇上嘉其恭順，特准封爲日本國王，已足以遠慰內附之誠，

永堅外藩之鎮矣，但關白既受，皇上錫封，則行長諸人，卽爲天朝臣

子，以應的禮，宜授官職合給，共戴天恩，永爲臣屬，恭候命下，特

十五日來報，故聽出矣，柳成龍問爲聞者獨汝乎，更有幾人，對曰：凡

四十餘人，每散出安順，江西諸軍，以至肅州、安州、蕪州，無不貫穿行

走，隨事轉輾，乃急通諸陣，捕之，或得或逸，斬順良於城外，不久明

廣至，而我不知，行長遣牙將逸見好官，迎惟敬于順安，董大受誘飲之

酒，伏起縱擊之，擒好官，斬從卒幾盡，三人逸歸，我帥始知廣之

至大擾，史行長大敗，遣小西如安，詰如松，如松見如安於肅軍，

慰解還之，史六日，如松等虜五萬，轉屬虜，或謂兵二十萬至平壤，行

長始覺其詐，分兵登陣，遣步卒試之，明虜李軍擊走之，擒七人，

行長遠驚，飛檄洪塔穴，實錄七日，平壤，如松督師薄平壤，平壤

之爲地也，東有大同江，西北背山，遠城二里許，牡丹臺側修築，以

爲牙城，如松等進兵，先欲拔牡丹臺，往攻之，守固拒備，如松使吳

惟忠攻牡丹臺，其餘皆向平壤。

○逸史作韓李鎰，金應瑞門，于倉德門，城兵緊拒卻之云云。

是夜行長擁衆十萬，設伏斬李如柏陣而不，平壤錄八日，圍合獨

缺，東西如松門，于小西門，如柏門，于大西門，吳惟忠，略尙志門，于北

門，祖承訓門，于南門，以我容易，韓也，承訓軍萬，韓裝，不敢前，行長

督衆拒小西門，弓銃盡發，虜少卻，如松揮死士，攀鈎梯，直上，我兵方

奮力於此，輕南面，不備。

○豐臣家譜云：西面守備疎，張世馬察之，率南兵一萬，急進入。

承訓乃卸裝，露甲，肉薄而登，城中大驚，急分兵捍禦，刀槊下墜若

蠅，如松與松柏，惟忠等，外布鐵索，數重，已毒門，三面齊入，火聲並

發，烈焰燄空，我兵殊死巷戰，死者千六百四十七，退保牙城，明臣家譜

則見社，裂之，賞一牛，同爲，聞者徐漢龍，賞油五匹，約更探外享，期

符者，右制符日本光禪師玄蘇准，此。

先，是如松拘惟敬，李成吳，捕種人金順良，持掠鞠之，乃吐實曰：爲

日本間，受傳令及秘密公文，直入平壤東敵，敵將置傳令於案上，公文

則見社，裂之，賞一牛，同爲，聞者徐漢龍，賞油五匹，約更探外享，期

符者，右制符日本光禪師玄蘇准，此。

丸而斃。承訓騎馳遠渡二水而逃，尙恐追至，遂還遼東，明虜初來也。三千，其免死者僅十許人。朝野震愕。朝年歲是月，石田三成增田長盛、大谷吉繼抵王城。西征八月朔，朝鮮李元翼、李賁率敵千虜，陣于順安，部將金應瑞等率龍岡、三和、瓶山、江西四邑兵，分爲三千餘屯，陣于平壤。西金德秋率水軍，陣于大同江上流。十日，元翼等進兵，行長先鋒木戶憲重與之遇戰，尋後軍大至，遂擊走之。大三川祖承訓之敗也。行長傲朝鮮，有羊群放虎之語，誓言曰：暮渡鴨綠，義州何處而立，明聞警，恐上下震駭。明主命大徵發，以備東北。知我兵鋒不可當也。欲以講和紓事，乃勢能使我師者，官市人沈惟敬、多齋、金幣，如朝鮮。關說。沈惟敬者，亡命無賴人也。嘗潛來，被讖於行長。歸國之後，通于吳妓陳滄如。滄如僞有鄭四者，先被執于我，是哉得逃歸。遇惟敬，具談我國事，惟敬爲人頗有才思，聞鄭四言，而謂方今明動干戈，以拒日本，當此際，吾將樹勳功。即往北京，揚言曰：我能識日本之事，是時兵部尙書石星，掌朝鮮兵馬事。一聞朝鮮警，方博來詳，其妾父黃茂偶遊滄如宅，聞惟敬之言，罵之於石星。石星召惟敬，與語大喜曰：吾得人也。乃假說和議于惟敬，惟敬領諾，乞重資於石星，石星許可。於是惟敬致千金買，購衣玉帶花幣，入朝鮮，先遣人于平壤，挑行長之意，而以書報卑，辭請和。行長遣信玄蘇宗逸報之，而惟敬先致金幣，自以黃旗裹書，使家丁一人背負，騎馬直馳，由普通門而入。行長見其書，即回視，求面見議事。遂與宗義等，陣于平壤城北十里乾福山麓。遼陽山下盛設軍容，惟敬從三四家丁至，稱情示不懼。行長曰：若欲定和議，當亟發使者，航海乃約。數條，惟敬務欲

以弭兵爲己功，曲意承當，應答如響，楚楚可聽。因言歸取報而來，期以五旬，請以平壤西北十里爲經界，互不得出入，卽險。期不至，任客所爲。行長許之。實錄

○遼忠錄云：惟敬日暮而去，明日行長遣書致問，且曰：足下在白刃中，顏色不變，雖我人無以加也。惟敬答曰：足下不聞唐朝有郭令公者乎？單騎入回紇，萬軍中曾不爲畏。因約曰：吾歸報聖皇，當有處分。以五十日爲期，足下衆毋得出平壤西北十里外。倭掠朝鮮人，毋八十里內與日本關，乃於地界立本爲禁標而去。

乃與諸將議，皆信惟敬之言，謂疾其報至，而撤平壤之戍矣。行長與惟敬書曰：我邦助合絕久矣，數年雖求和親於朝鮮，朝鮮不應。故太閤勃怒，進節旌於鴨綠也。今足下來欲結和交，是國家承平之基乎。速奏明主，發使者，以爲親交之左券。則何處加焉。使者如來，則以五旬爲期。若人誤期者，則難留。我請將於朝鮮城中，且贈甲冑，鋒刃，及刀劍。明日惟敬悉求鳥銃，時行長又書書云：昨呈兵器若干，且有鳥銃之求，難裝飾甚難，纔以一奏，書一道從來命呈上之，不知適意也否。又書尾，爾到義州，告之，進發上，都請吳少留義州，若中路而遲滯，則恐便期出。五十日乎。是以云爾。又示說侯及傍將姓名官位，侯羅津州前司小西祕書少監豐臣行長，傍將對馬州前司宗治遣侍中豐臣菴智，書尾爲。又示北虜疏遠之事，慮以足下疊層開貢，則開我來往之路，又未爲難事，餘付諸舌。惟時霜寒，菊未花，自愛保重，書意頗懇，乃以木標界而去。實錄十月，明主以總兵李如松爲提督，南北各鎮之兵十萬屬之。侍郎宋應昌爲經略使，促衆虜以救朝鮮。虜自謂

爲實逼矣。將追尾。命元制止，不聽。應實、砮及權徵等，將涉水。應實別將劉克良、年老練武事，曰：不可。而不聽。將斬焉。克良怒而涉水。砮等遂涉。我師棄兵仗而走。虜追及于兩山際。左右伏起。鳴金鼓。橫矢砲。索糧寶。及小西主殿助。木戶德重等。咸廝斷。虜後路。夾擊之。克良及砮戰死。殘虜逼江邊。多投江水溺死。命元、應實遂逃走。平壤。志附錄師遂濟至安城驛。分路行。長自平安道。史。是日。柳川調信遣書於朝鮮。初講和。西征行長至大同江。初王陷入平壤。爲久駐計。以換明救。地險而糧仗充溢。人心稍固。及師進大同。城中大懼。王昭莽告急于明。遂議出走。行長使人報王城。請將口。平壤可指日而定。平壤既下。當飲馬鴨綠江。長驅入明。請諸君爲後軍矣。秀家以全羅、黃海諸部落未下。恐孤軍深入。歸路隔絕。誠之曰：當挾舟師自全羅至。戮力渡鴨綠。行長遂乃令柳川調信、僧玄蘇以書召李德馨。魯臣。又贈書於王昭曰：我師奉天阿之命。將伐明。我邦與一之後。國既民散。曾無奪國之憂。況於食財乎。朝鮮介于一國之間。故路經朝鮮。朝鮮若屬我麾下。則奚攻屠之爲。今反國。邪邪聚。民庶以拒我頭。是以不得擊。頃聞國王在鴨綠江。我師薄之。將在近耳。王昭復頻乞援于明。明亦以頻年干戈屢起。兵風師燬。而不果。實錄李德馨來議江中。依違不決。調信、玄蘇勸擊曰：今日之事。不須多言。女君第亟明擊。導我師。問罪於明而已。不。畫圖。行長聞而忿。據江東布陣。六月十一日。王昭奔率邊使。相尹斗嵩。將金命元守平壤。且使李潤德備江灘。我師營東岸。相持數日。不幾而命元遣別將高彥伯夜來斫我營。師循行長。朶來格。宗義勸助。兵繞出虜後。夾擊之。虜逃去。

涉。自灘淺處。行長望見曰：水可涉。磨衆從之。師畢濟。潤德不戰而潰。斗嵩、命元震怖。沈器械於池。開門出其民。挺身而遁。韓島工商。往逃。自王城。居于此者。悉奔走。婦兒叫泣。路傍所。廣網布器財及書籍。既俱散爲。路側塵埃。或其勢豪大戶。逃入山嶽。潛匿妻孥。初我未知之。遙望炊烟。往探。衆盡散走。入見其所居。竹柱茅簷。繞以金屏。積桶爲甍。或有數櫓。取貯牛家餉。或米酒也。我兵取以救飢。或奪而歸。韓島初東時。投毒於井及河上而去。我不知而飲者或斃。實錄我師入平壤。得糧食十餘萬石。韓島一斗重我三升五合。以十五斗行長就次平壤。投書曰：我舟師十餘萬口。從西海來。未知大王能帥。自此拜之。無恙。乃分兵四出攻略。日望舟師報。平壤以遠。王城遠。大友義統在風山。黑田長政子白川。小早川隆景子。開城。毛利秀包于牛峯。與諸將列城寨。遠王城。互爲應援。實錄王昭聞我師繼進。乞救于明。不已。於是遼東巡按李時葵。遼陽守道利州授受。明主之命。遣東副總兵祖承訓及遊擊將軍史儒。以救。七月。祖承訓、史儒涉鴨綠江。至義州。二人共不諳地理。又未知我師強弱。一攻戰計策。一進一退。十八日。次安定。行長夜出。步卒試之。虜營驚擾。行長哂曰：明虜又易解耳。實錄與勝日本。傳引明政統宗。時露雨。月。山川洪漲。浸潤。漚。浮。潭。陣。爲。將帥者。凌雨于傘下。士卒被甲。冒。流。水。帶。或困。不覺。浸。飲。不。起。上下。疲苦。馬。蹄。斃。士。足。斃。軍府政日記十九日。行長進與。明虜戰于安定。迫以銃手。承訓等遠來。士馬俱罷。望見我旗。鮮明。馬皆。龍。獸。具。裝。悉。被。氣。馬。駭。而。逸。師。數。乘。之。承。訓。等。雖。兵。士。令。下。騎。而。戰。泥。路。滑。滑。沒。埋。足。行。長。麾。兵。急。擊。明。虜。遂。敗。績。史。儒。中。

氣。行長隨以「大兵」迫以「統子」。強者如麻。鎗聲呼。軍虜。叢射。箭數十步。輒墜。行長遂。兵奮擊。分。左右翼。欲。輒出。虜後。遂知。事急。乘。馬先遁。軍大亂。福神朴虎。尹逞已下。無得。脫者。我追。鎗甚急。鎗乘。馬裸體而。走。聞。申誥。或作。在。忠州。投之。行長斬獲最多。猶。慶尙。聞。慶尙。慶尙。敗。走。西征日記。初申。砲至。忠州。得。忠清道兵八千。欲。進。抱。鳥嶺之險。卒。聞。尙州。敗。慶尙。不能。前。走。行長。將。進。兵于。忠州。伏。視。曰。忠州。土地。豐。饒。爲。王城。要衝。兵多。糧。且。遣。善射者。戍之。北城。未。陷。故。王城。未。亂。矣。行長。領。之。而。聞。清正。等。軍。已。至。與。家人。讓。進。取。元帥。秀家。恐。行長。疾。軍。有。變。分。部。將。赴。援。家譜。二十七日。行長。遣。督。兵。踰。鳥。嶺。兩。峽。如。束。巨。川。盤。紆。路。出。其。間。行長。再。四。偵。探。知。無。虜。乃。排。避。而。過。或。報。曰。寇。已。踰。險。砲。以。爲。妄。言。斬。之。乃。出。兵。于。彈。琴。臺。背。江。水。布。陣。二十八日。行長。從。丹。月。驛。分。兵。夾。擊。砲。先。走。溺。江。餘。衆。脫。者。皆。死。水。遂。取。忠州。

○國史實錄。豐臣家譜並云。進攻忠州城。時已入定。虜不意事發。驚。睡。錯。亂。潰。走。虜。數。千。猶。留。縱。箭。衝。刀。禦。戰。行長。遣。兵。建。城。後。燒。山。下。至。是。城。遂。陷。死。亡。者。多。與。逸。史。所。載。異。西征日記云。二十七日。過。安。保。達。忠州。自。王城。來。兵。數。萬。遠。十。里。程。屯。松。山。見。我。師。至。走。行長。揚。旗。旗。逐。北。斬。首。三。千。餘。生。虜。數。百。口。

當。是。時。慶。尙。忠。清。二。道。已。敗。全。羅。黃。海。江。原。三。道。危。在。旦。夕。朝鮮。王。李。昭。聞。忠。州。之。敗。狼。狽。踰。出。王城。走。義。州。王。子。璉。王。子。瑄。瀾。滯。悉。全。寧。官。僚。滿。屬。爭。路。遁。去。西征日記。至。行。長。及。清。正。鎗。島。直。茂。黑。田。長。政。等。來。議。忠。州。分。路。入。王城。清。正。進。曰。我。爲。前。鋒。行。長。曰。征。明。先。鋒。乃。我。

也。太。開。所。命。今。私。違。乖。我。不。敢。清。正。曰。法。令。雖。然。前。鋒。者。在。與。武。矣。行。長。怒。撫。劍。語。罵。直。茂。居。問。曰。先。鋒。固。在。行。長。雖。然。行。長。既。拔。諸。城。非。莫。功。勳。不。如。入。王城。各。相。分。與。路。而。進。矣。行。長。詰。曰。自。此。遠。王城。有。兩。路。西。大。門。行。程。百。里。且。有。巨。流。東。大。門。百。有。餘。里。雖。遠。不。險。宜。任。卿。所。請。清。正。曰。縱。有。大。河。吾。從。其。型。耳。於。是。行。長。自。東。路。清。正。自。西。路。進。行。長。乃。遣。生。虜。二。千。口。于。泗。江。悉。載。流。其。南。岸。舟。筏。西征日記。初。行。長。拔。蔚。山。扼。郡。守。李。彥。誠。而。肆。敵。傳。書。於。朝鮮。王。論。降。彥。誠。同。畏。罪。不。敢。發。書。尙。州。之。蓮。禽。其。和。學。通。事。景。應。舜。授。以。秀。吉。書。契。送。還。實。彥。誠。報。且。曰。朝。鮮。有。意。與。俄。可。令。李。德。馨。會。我。於。忠。州。德。馨。會。接。件。我。使。者。故。行。長。召。之。王。昭。計。解。使。德。馨。挾。應。舜。往。途。聞。忠。州。陷。德。馨。先。使。應。舜。往。探。清。正。爲。應。舜。聞。其。爲。行。長。使。也。乃。殺。之。德。馨。中。路。走。還。西征日記。行。長。至。瀾。水。江。原。助。防。將。元。家。楨。北。岸。堅。拒。

行。長。撤。民。墟。舍。結。長。筏。中。流。覆。沒。死。者。甚。多。會。江。原。道。巡。察。使。柳。永。吉。召。家。歸。本。道。行。長。始。得。濟。王。城。留。守。李。陽。元。聞。之。奔。揚。州。西征日記。五。月。三。日。行。長。抵。王。城。東。門。將。入。門。扉。半。鎖。石。壁。高。幾。不。得。輒。入。或。謂。曰。開。水。門。則。可。得。入。乎。行。長。令。探。之。水。門。十五。尺。以。鐵。打。之。木。戶。憲。軍。說。統。臺。以。筒。推。覆。之。水。門。僅。得。開。行。長。乃。令。曰。勿。亂。次。勿。濫。殺。勿。入。酒。舖。而。後。整。旅。而。入。聞。然。無。人。乃。分。兵。守。四。門。西征日記。四。日。清。正。至。王城。七。日。秀。家。與。群。將。至。縱。火。燬。王城。宮。室。軒。廊。盡。爲。焦。土。西征日記。十四。日。與。會。臨。津。布。軍。江。東。韓。人。金。命。元。及。韓。應。寅。分。兵。於。江。灘。諸。處。嚴。戒。聚。舟。於。北。岸。行。長。等。到。南。岸。無。舟。楫。唯。挑。矢。耳。行。長。約。諸。將。令。諸。部。破。壤。江。邊。陣。營。燒。材。木。爲。退。勢。應。寅。及。申。啟。以。

長信長驅引見使者厚賞遺之使者遂發幣於公卿庶尹。行長往反京戰，措辦其事，周旋甚忙。直家乃置行長于京師，以爲行人。既而秀吉愛行長才，召子祿二百石。中興錄行長好兵，嘗謂從軍解有功。中興錄太閤

福通日源，加予食邑二萬石，較從五位下，任內匠頭。後改攝津守。

○按歷名土代號天正三年七月，累加邑十萬石，授豐臣氏。太閤天正十六年，佐佐成政自盡，關白秀吉割肥後半國，封行長食邑二十四萬石。

治宇土城。關東實錄中采邑天神地土寇起，行長出伐之，魁會大山彈正率賊八百餘，屢侵掠郡縣。行長乞援于加藤清正。清正來援，乃與擊之。

彈正奮怒血戰，行長爲所敗。清正終獲彈正，餘賊盡平。文祿元年正月秀吉命行長爲征明前鋒，賜駿馬。號大清正亦賜章旗二人枯

闕，隔日爲先驅。行長起身於藥戶，馳勇好戰，矜伐不相下，遂分封而侯，亦不修陬好。清正負承讓，心鄙行長。是日拜賜而出。願行長

曰：我當揚此章旗。宜布武威於殊域，子何以爲。擯旗行長應曰：我將

以朱圍巨紙囊，揭竿頭，蓋巨囊，葉戶招牌。清正晒而止。從此尤陳益深。

○西征日記，大三川夷，並作二月。四月，十二日，今從。經年，豐臣家旗。行長及松浦鎮信，有馬義純，大村

喜前等，發那古郡行營，以風波故泊風本。意謂清正等聞我發艦，則

不沸。風波之怒，乘生路，必殺。然則我計空矣。及風稍殺，潛令部下戰

艦，乘夜而發，抵對州豐崎。以宗義智爲橋，衝風發。豐崎颶風猶

不止。行長慮清正等可至，自起促水手，矢以死。危而達。釜山浦。實

十三日也。實錄釜山夷民，會與我小民，通婚嫁，來往交易。我民多在

此。行長以爲先導，海濱所在小夷，望見周章，東西逃走。朝鮮釜山僉使鄭

撥出獵間，等狼狽而還。守禦不備，行長圍圍其城，一鼓拔之。獲

擊八千五百人，擄二百餘口。寧町殿日記遂分兵拔。西平浦，多大浦，獲

多大僉使弁興信。行長執，欣觀貴訊，問粟地。答曰：西北三十里有東蕪朝

鮮蓋以。我六町爲一里。行長謂衆曰：我欲休兵，弛兵勢。然東蕪朝

之敗，則守備必戰。今乘其未定，先取之如何。衆皆踴躍。十五日，西征

作十四日，今傳。大三進兵圍東萊城。行長部將小西正殿助，木戶憲重等

督衆，肉薄而登。虜削釜山之敗，不得拒禦，棄城而走。追北斬首九

百級。其府使采象賢，坐受刃而死。行長善其節，殮葬而標之。虜俱曰

東萊諸軍，神乎鬼乎，能離城壁。豐臣家譜進拔梁山鶴院，分兵長驅。

郡府州縣望風降。其巡察使金時自晉州赴援。東萊路閉，敗恆捷卻

走。行長檄列邑，書榜曰：令散民還于木宅，而男耕女桑，四民

各修職業。若吾軍士，有犯法以妨汝之業者，必罰焉。西征日記作三十

開城百步。論民避兵，慶尚右道頓空。而圍金海城。黑田長政至，伐

樹長，棄嶺而登，守將徐禮元棄城而遁。行長略定右道諸邑。初朝鮮

以金誠一爲慶尚道右兵使，誠一晝夜赴任。行長與之遇，誠一兵走。

誠一歸，胡床不搖，命軍官迎射。誠一一人，行長兵不敢前。誠一招

離敵，謀守雲。朝鮮王以誠一嘗謂我爲虛鳴，以誤國事，遂下獄。未

不致成就候事、

一上様御逝去之刻、請大名衆ニ御遺物被下候、我等式者不寄存候而在

之處ニ、有方方承付儀候間、治少へ相尋申候處ニ、失念之由候而、

至其時 御太刀拜領仕候事、

一 大園様 御感狀之寫如此ニ候、此御正判國本ニ御座候間、於 御不

審者、可奉懸 御目候事、

一 大園様へ中國方奉得御意候儀最初黒如水、(讀賣新聞) 蜂彦右以御取次之筋目、

萬事得如水御指南中候、然者、右兩人近年御奉行衆と半御座候ニ付

而、我等身上之儀不違 上聞候事、

以上

慶長十九年十一月十一日

(見) 廣家 (花押)

① 廣家、三成ニ對スル所存

② 三成秀吉ノ幕後廣家ノ采色ヲ毛利秀元ニ渡サントス

③ 廣家ノ女ヲ秀吉ニ賜見セシメズ

④ 朝鮮在陣所殺ノ不當

⑤ 廣家ノ朝鮮ニ於ケル軍忠

⑥ 磨山河越ノ先馬

⑦ 京城ノ戰

⑧ 三奉行衆

⑨ 秀吉ノ廣家書院御成ヲ成就セシメズ

⑩ 秀吉ノ遺物ヲ廣家ヘ分與スルヲ失念ス

⑪ 秀吉ノ惡狀寫

⑫ 島田孝高婦須賀家取ト奉行衆トノ不和

⑬ 廣家ノ運送

二五五 野史

(卷二百九)

武臣列傳第一百二十七 小西行長

小西行長、和泉界清人也。未詳姓氏、父名壽徳、或稱如清、初字清兵

衛、住界浦、累樂極、爲業、家資豪富、中興武家盛衰記、太閤記 老居京師、交遊權

貴、大園秀吉徵時、每館於壽徳、深徳之、

○野史氏、今按、蓋魯録云、攝州兵庫小西氏、稱彦兵衛、其先曰次忠、

號久清、天文十九年、携夥伴一人、回易入唐、時明世宗嘉靖二十九年、

同夥畢、事先遇次忠、因緣得見明主、日出入殿廷、累蒙恩賞、多

賜金珠、因國隨意、在明十三年、家有老母生妻、并遺一男、母妻

懇訴同伴、願再航海入明、偕次忠還家、同伴不得辭、復裝、貨

入海、告次忠以情、次忠望請回本國、明主唯允賜歸、乃命盡工、

背次忠相貌、曾子福松供奉圖二幅、其一明主自臨、儲時展覽、其

一授次忠曰、必可再渡也、若不能則必遺福松來、又賜鈴一口、

以爲徵、遂得還本國、時福松歲十三云、既歸欲遺福松、以全其

情、妻不肯、猶豫之間、世宗已薨云、久清、福松於如清暨行長、未

知其授爲何、姑附以備考、

行長、剛勇有機靈、中興武家盛衰記、太閤記 字彌九郎、爲備前岡山買人養子、遺史

家頗富、每出入字喜多氏、上下貴重、太閤記 當天正七年、羽柴秀吉征播磨

日、字喜多直家遣衆、行長、先是直家遣使者于京師、依壽徳、行貨

於織田氏諸貴、壽徳曰、欲右府親視乎、莫若因羽柴氏直家聞之、

以行長官與秀吉、拜相親、命適三水、見秀吉、秀吉喜、爲言、右府信

二五二 加藤清正黒印狀

(熊本県史料中世 志岐文書 四六)

慶長六年十月晦日清正方志岐藩右衛門へ
被遣候事付書通入

志岐藩右衛門尉とのへ

宛行所領之事、宇土郡古保里内立岡村を以、四百貳拾石遣之候、全令所務、可抽忠懇之狀如件、

慶長六年

十月卅日

志岐藩右衛門尉とのへ

清正 黒印

①宇土郡古保里内立岡村四百二十石ヲ宛テ行ウ

二五三 加藤清正黒印狀

(熊本県史料中世 馬場文書 二二)

宛行所領之事、益城郡守富庄榎津村之内を以、百石遣之候、全令所務、可抽忠勤之狀如件、

慶長六年

十一月十七日

伊藤四郎兵衛とのへ

清正 黒印

①益城郡守富庄榎津村百石ヲ宛テ行ウ

二五四 吉川廣家覺書

(吉川家文書 九一八)

對石治少我等所存之事

一 上様以 御並出雲伯耆ニ被 下置候領地之儀、御他界之後、宰相へ渡可申旨被申出候事、

一 我等女五ヶ年之間、雖在伏見候、終不致 御目見候之儀、治少以時分可申由候而打遣候事、

一 高麗地御付城被 仰出候刻、二三ヶ國組ニ一城宛被仰付候、我等國者方角他國ニ相替候、都合八万石之領地役とて、とくねきと申城五ヶ年之間相拘候事、

一 大明之人數、加肥後城うる山へ罷向候時、從 上様七人之御目付衆御相候之刻、我等所存之段、彼衆中へ得御意候事、

一 うる山河越之時致先馬、大明之者壹人我等打捕申候、此両衆を黒筑前存知之前ニ候事、

一 至高麗郡大明衆相動候刻、柳川、小早川致先手候、其一戰之時、壹人我等討取候事、

一 高麗郡河下ニ彼國之者共、一城取付在之處ニ、備前中納言殿、三奉行衆并前但馬、加遠江、小瀬津守其外被相動候、二之丸乘崩候刻、我等被統候、手之者共頭五ツ討取候、本丸者かこひ能御座候て持居候、左候處ニ、大刑少被罷越、我等者共引取旨被致下知、被引取候事、

一 於伏見 上様書院之御成申上度存、五ヶ年之間石治少難奉頼候、終

此分者、最前可令上洛用意ニ舟子のせくませ候舟も、此分にてハ有之
間敷候、其上今度宇土領舟其外舟子之儀をも申付候、さよう之舟并舟

子をハ、いかやうニ仕なし候哉、一切難心得候、何とて如此儀も改不

申候哉、沙汰之限ニ候、きと可相改候、右舟子令穿鑿、舟有次第米大

豆糶、(三商)ミすみ迄可差出候、薩摩之儀御代言ニ相究候者、やかて令上洛

事も可有之候、然者下關方上かたへ召連候人数をものせ候ハ、間、得

其意、宇土領之舟ニ舟道具不足之由候、左様之所をもいそき取

そろへ、又舟造作をも仕候ハて不叶舟候者、見計、きと可申付候、何

篇不可有由断候、又隨代官所當年者、一廉年賣可納所儀候之間、其段

兩人折符を以可相觸候、無沙汰之在所、又ハ年賣など、よく相そたて

候所、付分候て、可差越候、無沙汰之所者、きと可行曲事候、在、年

賣納次第、熊本・高瀬・河尻いづれも例年如申付候、在、ニ片時も不

立、其年寄くへ可出之旨、堅可申付候、奉公人配當之割符、やかて

可遣候間、可得其意候、猶追、可申遣候、(加藤)謹言、

十一月十五日
(原五郎)
加藤 藩左衛門尉殿
下川 又左衛門尉殿

二五一 加藤清正黒印状寫

(熊本縣史料中世)
(加藤清正文書集二)

急度致言上候、薩州之儀、并伊兵部少輔を以、御代言申上候儀、其間

働之儀相延候様ニと、立花左近所迄、(宗茂)龍伯・又八郎方、兩便を差出候

付而、只今押給申儀、上意如何と存、如水令談合、此堺目水俣之城仕

置丈夫ニ申付、先人数打入申候、就夫薩州方御理之様子者、奉對、内

府様、(宗茂)兵處頭無調法をいたし、嶋津家之越度不遇之候、龍伯又八郎ニ

をいてハ毛頭不存之由被申分と相聞候、大ニ相違仕候、其故者宇土ノ

城取詰候内、爲後卷、(宗茂)嶋津家頭・新納武藏・伊集院下野、本田六右

衛門・本郷佐左衛門、此等五人佐敷表ニ至而難相觸候、仕置等丈夫ニ

申付、依而佐敷之城堅固ニ相抱ニ付而失手、水俣ニ引取、彼所ニ城を

こしらへ、それ方八代ニ加勢をいたし候、宇土落去ニ付而、彼八代城

主加勢共ニ舟にて夜幕ニ仕、其足にて水俣も明退候、如此候時者、龍

伯・又八郎不存と申儀、相違候て御座候、近日罷上候て、此面前後

之様子、可致言上之条、此等之趣可然様御披露所仰候、恐々謹言、

十一月廿五日
(原五郎)
加藤 藩原式部大補殿

清正
原 宗茂

② 漆

③ 米磨口ヲ封鎖ス

④ 立花攻ニ出陣

二四七 加藤清正判物(紙折)

(熊本県史料中世 二四)
(天草文書)

宛行所領之事、八代郡海邊村之内を以、貳百石遣之候、全可所務、於
抽忠勤者、可致加増之狀如件。

慶長五年

十一月三日

(前巻)
清正(花押)

(前巻)
天草喜右衛門とのへ

① 八代郡海邊村二百石ヲ充テ行ク

二四八 加藤清正判物寫

(熊本県史料中世 三四)
(天草文書)

(宛行所領之事如左)
八代郡海邊村之内を以、五百石遣之候、全可所務、於抽忠勤者、可
加増之狀如件。

慶長五年十一月三日

(加徳)
清正花押

天草新介とのへ

① 八代郡海邊村五百石ヲ充テ行ク

二四九 相田一良・并河氏之運署奉書寫(紙折)

(熊本県史料中世 三三)
(鳥居文書)

感狀

賞殿事、於宇土表緋下之高名無比類思召候、因^①於^②愈度御加増可被遣之
由、御意候衆、此旨可被相心得者也、仍而狀如件。

(慶長五年)

(并河氏之)
并志摩守(花押)

(慶長五年)
欠く

(相田一良)
相内匠(花押)

(鳥居)
鳥井次良右衛門尉殿

① 宇土表ノ戦功ヲ賞ス

② 慶長五年九月加藤清正小西行長ノ宇土表ヲ攻ム

二五〇 加藤清正書狀

(熊本県史料中世 二五)
(下川文書)

(宛行所領之事)

加藤喜左衛門尉殿

下川又左衛門尉殿

追而、此書狀飛脚申付、久留米へいそぎ可遣候、かしく、

書狀加被見候、此表之儀、出水口へ可及行ニ相究候之儀、御位書申上
度候衆、御取次をも申候權ニと、兩便を以申越候間、此方方も様子申遣
重而之一左右迄、働之儀相延有之事候、少も機遣成儀無之候間、可心
安候、次ニ兵粮積候舟敷之書立落越、令被見候、思外舟敷すくなく候、

二四三 加藤清正判物寫

(關ヶ原合戰史料集 五一四頁)
(關原軍記大成所引)

今度於宇土表、無比類、働、神妙に候。為其裏美、加増領地千石遺し之候。全令所務候。猶可抽忠勤之狀如件。

慶長五年十月廿日

清正花押

三宅喜藏どのへ

二四四 加藤清正判物寫

(關ヶ原合戰史料集 五一四頁)
(關原軍記大成所引)

今度於宇土表、無比類、働神妙に候。為其裏美、加増千石遺し之候。全令所務候。猶可抽忠勤之條如件。

慶長五年十月廿日

清正花押

飯田角兵衛どのへ

二四五 加藤清正判物寫

(關ヶ原合戰史料集 五一四頁)
(關原軍記大成所引)

今度於宇土表、無比類、働神妙候、為其裏美、領知七百石遺之候、全令所務、於抽忠勤者、可加増之狀如件。

十月廿日

清正(花押)

井村彦右衛門とのへ

①宇土表ニテノ戦功ヲ賞シ七百石ヲ宛テ行フ

二四六 加藤清正書狀

(關本與史料中世 三二)
(加藤清正文書集)

昨日廿日之書狀、今日至南關、加被見談、

一、小西美作下代不相見之由、不及是非候、此方方代官申付、きと相改可令所務候事、

一、浦、舟奉行申付由、切手無之舟を出候事、堅可令停止候事、

一、佐敷への書狀相觸之由、其上界目無機運之段、先以令満足候事、

一、うるし之儀、百姓中へ申觸之由尤候事、

一、求、入口出入一切無之様ニ相留候由尤候、与左工門方へも左様之通

可申遊候事、

一、町人百姓人質相改請取候旨、尤候事、

一、柳川表龍造寺及一戰被得勝利候、此方方も美作・橋左工門申談、

町口迄押詰候へ共、此方へハ行可仕様子無之由候、我々明日彼地へ

可令着陣之條、落去程有間敷候之間、機遣仕間敷候事、

一、其許へ遣請侍、万專心付を仕、安堵候様可申付候、當座之儀にて

も無之、ゆくゆく迄も預ヶ置事候間、可得其意候、其地普請道具な

とニなり候、然共材木已下無沙汰ニ申付、公祈なとにさせ申間敷候、

下、迄其許居あらし候ハ、可爲曲事候旨、可申付候、追而吉左右

可申間候、謹旨、

十月廿一日

清正(花押)

吉村左近とのへ

①浦々舟奉行切手ナホ出舟ヲ禁メ

に無御座候、(御座候)信濃守儀も、上方へ出勢仕候所に、逆徒敗軍に付、肥前

江罷下候儀、又關東へ參陣も、誰を頼み可申様も無之、本願寺を頼

關東御味方候得は、其通りに相叶候に付、先達申越候、貴様御歸城前

より(御座候)加賀守儀、筑後表え勢を出し申之由、及承候、黒田如水事も、

大友一揆討果し候而、無事故、豊後國中靜謐申候付、其表え急度出勢

可仕候間、我等えも其旨相心得、早々出陣可仕候由、申越候、定而加

賀守へも、其段可申談と存候、加賀守其表へ罷出候共、爲差儀も

有御座間敷候、拙者儀は宇土表の儀取締候に付、其表へ罷出候儀、

急に成中間敷と申違候、拙者事ハ其元え向ひ候共、弓矢八幡も照覽あ

れ、合戦仕覺悟に無御座候、此節の儀ニ候間、關東へ御無事之取扱

ひ、心之及丈々可仕候、則關東へ飛脚を以而、貴様御事、逆徒に少

も御一味無之に、若君様御意をかり申違候催促に任せ、御上洛有之、

大津を被敗候儀は、出陣之上、とかく不_レ及是非、被相働たるに

て候、是非京極と被と被_レ成候上ハ、關東に至ても、御別心可有_レ之

所は無御座候、貴様御事、數年御入魂に申承り、御心底存分たる儀

に候間、我等手前方申談候は、柳川表之取扱之儀、被_レ仰付_レ様にと

申越候間、京極方も和談之子細、擬成儀、可_レ被_レ仰越候、黒田鍋島

杯、御領内へ相動候共、御かまひなく可_レ被_レ召置候、如水事は、尤

左様可_レ有儀に候、加賀守儀、身之科之通れ道なき故、其表え出陣之

望、近頃以て比興に存候、不_レ及申候得共、今度之儀に於ては、拙者

恐惶謹言、

二四一 立花宗茂書状寫

(日本戰史附錄 九九頁)
(淺川蘭壽所収)

御事多所、思召寄、預細書、忝存候、久敷き御なしみ述、思召不_レ被_レ忘、御惡意、殊以御禮難申述候、左様ニ被_レ仰聞候段々、少しも御虚言可有_レ之儀と不_レ存候、然共、我等は、只今出來之珍事と不_レ存候、兼而か様に有_レ御座へく存候、秀元_(毛)えも、心之及丈け、謹言申候、時宜を以、御間可_レ被_レ成候、如仰、大坂關東御別儀無御座候上は、今更拙方、少しも別心無_レ御座候段、御紙面之通に候、近日自_レ是以使者、委細可_レ申述候心事難_レ成細書候間早々如此御座候、恐惶謹言、

○二番月日署名ヲ驗ス蓋シ十月十八日開ノ往復ナル可シ

二四二 加藤清正判物(紙折)

(塚本泉史料中世 三)
(佐久間文書)

今度於宇土表、無比類勳神妙候、爲其表美、領知五百石遺之候、全可_レ令所務、於抽忠勳者、可加増之狀如件、

慶長五年

十月廿日

(印)
清正(花押)

佐久間角介とのへ

①宇土表ノ勳ヲ賞シ五百石ヲ宛テ行フ

二三八 加藤清正書狀

〔御封ツハ書〕 加主計

淺左京様 清正

人、御中

已上

急度申入候、今度者彼惡逆人共徒黨を企候處、早速御上候て、於澗州
面御手柄之由承及候、然處内府様御出勢ニ付而、於關原面被成御合戦、
悉所被討果、打續各御手柄共御深敷候、此等之儀爲可申入、同名右馬
尤指上候、其元之様子、一、被仰越候て可給候、此面事、只今宇土之
城取詰、本城二丸迄ニ仕成候間、落去程有間敷候、然者其面より被討
洩立花左近、妻子をぬすみ取罷下、則柳川へ令入城候、彼者罷下事、
少ハ拙者仕合ニ候、宇土面雖明次第相働、則討果御注進可中候、不
及申候へ共、九州中之表裏もの共、一人も不被成御免候様ニ、連、可
被仰上候、上方いづれの國ニにても惡黨同心之者共、身上無恙不被成
御赦免候様ニ、是又可被仰上事尤ニ存候、定而上かた御手ニ立もの之
之間敷候、國ニ之様子具ニ可被仰越候、此面之儀、何も如水申誦、き
つと可申付候間、可御心安候、恐、謹言、

慶長五年
十月二日

淺左京様

清正 (花押)

人、御中

①關原合戦

〔熊本県史料中世
淺新家文書 五五〕

②清正宇土城ヲ攻ム

③立花宗茂柳川城ニ入ル

二三九 加藤清正制札

禁制 六殿大明神

- 一、於當社軍勢陳取乱妨狼藉之事、并放火之事、
- 一、伐採竹木之事、
- 一、對社僧・社人、非分之儀申懸事、

右條、若違犯之輩於有之者、速可處嚴科者也、

慶長五年十月六日

①木札高さ二六、七匁 幅五一匁

清正 (花押)

二四〇 加藤清正書狀寫

〔日本戰史附録 九七頁〕
〔淺川圖書所藏〕

加藤清正ト立花宗茂ノ往復書 (二通) のうち

今度上方御出勢、無御恙御歸陣、目出度候、貴様御事、高麗以來預
ニ御芳志候儀、少も失念不仕候、今度之御出勢、本より逆徒一味に
ては無之、只若君様御意と申、秀元之催促に付而之儀に候間、難默
止思召御上落、尤に候、大津江被相働、京極下城之儀、是亦御出勢
之上は、尤左様に可被成事に候、大坂と關東御和談、大方相調候段、
今日飛脚到來仕候、此上は、貴様御事も、關東に異儀可被思召、所

〔熊本県史料中世
六殿神社文書 一三〕

より御取巻之由、尤ニ存候、はや内より懸望申候由、落居程有間布候、爰元も其地より直ニ相働、一昨日宇土へ押寄、外構一皮押破、町懸合放火、はたか城ニ仕置候、内之林ハ丈夫なるふりを仕候、一段と人すくなに相見え候、町人百姓城まハリの人質を丈夫ニ取籠置候、今之分ニ候ハ、急度落居程有間數候と存候、併より口一切無御座付而、城中雖小勢と可仕やう無之林候、但ふけの方へもむめくさおほく候間、仕寄三方より五口申付候、其しより口を押寄、ふけの内之窓溝を押破打果し候ハ、弥落居程有間敷かと存候、兵額も無之由申候、其外隣國機遣なる儀も無之候間、可御心安候、次柳川面働之儀心え申候、縦鑓加加勢候共、働申にをいてハ不苦やうに覺悟いたすべく候、其上陳末明候之間、若陳明相働時分ハ、自是可申談候間、可御心安候、東より

の御左右無之候哉、承度候、恐惶謹言

九月廿三日

加藤清正

清正審判

黒田守直
如水様

まいる御報

- ① 清正宇土城ヲ攻ム
- ② 町人百姓ノ人質ヲトル
- ③ 柳川城攻メ約ス
- ④ 日本戦史開原段附録八六頁 一一九号 黒田文書
關ヶ原合戦史料集 四八〇頁

二二六 鍋島直茂書状

〔佐賀縣史料集成 一一一〕
〔坊所鍋島家文書 二七〕

此比御左右不承候間可申入と存候処、預飛札珍重ニ存候

(中略)

一 肥後表之儀、加主宇土へ取懸、防敵候て、眼本之衆手をくれの由、筑後表より到來候、事裏之儀承合、重而可申入候、加主事昨日まで八字土城ちかく被相控候哉、鉄炮火色相見之由申候、宇土城之儀ハ可爲堅固様ニ承候間、可御心易候、尚互可申承候、恐々謹言

九月廿六日

森兵衛殿
直茂 (花押)

森兵衛殿

二二七 加藤清正禁制

〔熊本県史料中世 一三〕
〔高野文書〕

禁制

- 一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
 - 一、放火之事、付田島立毛町取事、
 - 一、對地下人百姓等非分之儀中懸事、
- 右條々、若違犯之輩於有之者、速可處断料者也、

慶長五年九月晦日

清正

〔加藤〕
〔高野〕

一熊谷城より御引取候処に、人数を出し申候に付、引伏にて被成、御討之由、御割讓御手柄の事

一木付岡人の衆大手柄之由、御出陣之説故と存候。拙者も一昨日松井方よりの註進の趣にて驚き、昨日阿蘇迄着陣、今日小国まで拙者着候。先鋒の者は、従一里三里宛、豊州境に陣取候。明後日は其元へ着陣可仕候。義統首に被成候はん御分別、肝要に候

一紹忍・掃部表裏は、不及是非候。修理手前之儀、沙汰の限に存候に付て、昨日使者を遣し申候

其後へ前夜、修理所より兩使被差越候。則追掛可申与存、書状不請取候処ニ、同名右馬允、今少し致遠慮候へと申に付、先づ人質を遣し候へと、申遣し候。紹忍・掃部妻子の義はいまだ申遣さず候。頼て従一是可中遣事

一大阪の様子被仰越候御書中、此方へも八日に大阪出船之者、昨日参候に付、其様子有増今朝申入候事

一竹豆州妻子呼被越候由、仕合無此類存候。就夫大津の様子被仰越、令満足候也

一吉川筑中殿、雜説の由、此時分は定めて本説に可罷成也

一早内右衛門人数を相立可申由、一段の被仰付やうに候。此方より左様に仕候は、可然由申遣候。定而後にて可罷成候。恐々謹言

九月十六日
清正花押

如水様貴報

二三三 徳川家康感状

小西保津守召捕給候。被入精段、祝着之至候。猶期後首候。恐々謹言
九月十九日 家康 印
竹中丹後守殿

二三四 加藤清正禁制

禁制
一、軍勢甲之人乱妨狼藉之事、
一、放火之事、
一、對地下人百姓等非分族申懸事、
右条々、違犯之輩於在之者、速可處嚴科着也、
慶長五年九月廿一日 清正 花押

二三五 加藤清正書狀寫

已上
追而御見せなされ候狀、得其實候、則返進仕候、猶重而可得御意

去十九日之御狀、今月廿三日卯刻、至幸土弁拜見候、仍熊谷城十七日

関ヶ原合戦史料集 四四四頁

熊本県史料中世 三

熊本県史料中世 九五

一 今度勢州口より被_レ働衆、中國は不及_ニ是非、其外長大刑并御弓

鐵砲衆も、長大安國寺一手二被_レ引向_ニ様ニ相見え候間、大人數回リ

兼候、人數も少々そつに罷成體ニ候事、

一 丹後之儀、陳明之由ニ候、少にても、外聞ニ候間、彼表之衆、當表

被_レ立候様ニ可_レ然候、恐々謹言、

九月十二日

増田右衛門尉殿

石田治部少輔

二三〇 徳川家康書状

(關ヶ原合戦史料集 四一七頁)
(松平藩行氏所藏文書)

今月十五日午刻及一戰、治部少輔・島津刑部少輔・備前中納・小西

人數悉討捕候。今日佐和山着馬候。大柿も則取候間可_レ心安候。一戰

場より早々申越候。恐々謹言

九月十五日

石川日向守との

家康(花押)

二二九 安國寺等連署書状寫

(關ヶ原合戦史料集 三七二頁)
(關原軍紀大成所引)

一 秀頼公十五歳ニ被_レ為_レ成道は、関白職を秀秋卿へ可_レ讓渡事

一 上方為_レ御所、播磨國一円ニ可_レ相渡、勿論筑前は可_レ為_レ如_レ前々事

一 於_レ江州 十万石宛、稻佐渡守・平岡石見守兩人に、從_レ秀頼公可_レ

被_レ下之事

一 為_レ当座之喜物、黄金三百枚づ、稻葉・平岡に可_レ被_レ下之事

右之条々於_レ違表申_レ者(以下神文略す)

九月十四日

安國寺判

刑部少輔判

治部少輔判

大藏大輔判

摂津守判

秀秋卿

二三一 徳川家康書状

(伊達家文書 七〇六)

一 御正判紛無御座候 梶左馬助手跡

今十五日午刻、於_レ瀧州山中及一戰、備前中納言・島津・小西・石

治部人衆、悉討捕候。直ニ佐和山迄今日着馬候。大柿も今日則捕候。

可_レ御心安候。弥其表之様子御仕置等、尤候。恐々謹言

九月十五日

大崎少将殿

家康(花押)

二三二 加藤清正書状寫

(關ヶ原合戦史料集 四三三頁)
(黒田家文書)

一 昨十四日之御状、今日未の刻に拝見申候

一 義統取上げ候に付きて、何れも所を被_レ檢置、御押詰御先手衆、手

柄を被_レ仕候由、御満足奉_レ察候。於_レ拙者、珍重存候事

之妻子御成敗穩便故、先書にも如申、犬山加勢衆謀叛なども、出來候歟、去とは有間數儀ながら、是も孝子氣運無之故と、下々申候、爰元詰侍申され候も、敵方之妻子五三人も成敗候は、心中誓可申と、申事に候、爰元承候通、申入候、御分別に不_レ過候事、

一大津之儀、去とは、此節、根をたやされ候へてハ、以來御仕置のさはりたるへきと存候、殊ニ伊奈之侍從殿、當表にて種々と才覺、御推量之外にて候事、

一敵方へ人を位置聞申候、佐和山口より被_レ出候衆の中、大人數もち、敵へ申談らるゝ子細候とて、此中相尋候、其故は、勢州へ被_レ出陣をも申留、各面々在所々に被_レ相待候様にと、申談なと申、此二三日ハ、頻にかげの口有_レ之、敵方いさみ候つる、然るに、江州之衆、悉山中へ被_レ出候とて、かげの口遠候様に、敵申候とて、唯今申來候、兎角今之世ハ、人質不_レ入體ニ見え申候、終に出し候人質無_レ御成敗候間、人質に不_レ拂も、無_レ餘儀候事、

一何れ之城之傳々にも、輝元御人數入被_レ置候御分別、肝要に候、此段子細有_レ之候間、御分別あつて、勢州を初、太田・駒野に今度城を構候而能候はんと存候、江・濃之境目松尾之城、何れの御番所に、中國衆入可_レ被_レ置御分別、尤にて候、如何程遠成遠國衆にて候共、今時分は、國郡之心さし有_レ之付て、人之心難_レ計候、御分別之前に候事、

一當表之儀は、何とそ諸侍之心揃候は、敵陣は、廿日之中二破り候はん儀は、何れの道にも可_レ多安_レ儀に候へ共、此分にては、結句味

方中二不慮出來候はん體、眼前に候、能々御分別肝要に候、(兵隊)羽兵入(不慮)候とも、某被_レ申候に候へとも、遠慮有_レ之と見え申候、拙子儀は、存知之たけ不_レ遠申候、

一長大安國寺、存之外遠慮深く候、哀々々、貴所に、當表之儀、一目御目ニ懸度候、切々敵之うつけたる體、家中之不_レ揃儀、思召之外に候へ共、それよりは、味方中、事をかきし體に候事、

一輝元御出馬無_レ之事、拙子體は尤と存候、家康不_レ被_レ上_レにハ、不_レ入かと存候へ共、下々ハ、此儀も不_レ審たて申事に候事、

一度々如_レ申入、金銀米錢遣はさるへき儀も、此節に候、拙子なども、以合に早、手之内有_レたけ、此中出し申候、人をも求め候故、手前之逼迫、御推量可有_レ候、然ハ此節に極り候と存候間、其元も可有_レ其心得_レ事、

一從_レ江州被_レ出候衆之手前、自然之不慮之儀も候へはと存、是のみ迷惑二候、輝元御出馬無_レ之候は、佐和山下へ、中國衆五千計、入可_レ被_レ置候儀、肝要之御仕置二候、兎角勢州へ被_レ出來之歸りは、大垣佐和山の通路にも不_レ揃自然之時分は、太田并駒野へ取つき、細道を江州へ御運用之積計と相見え申候間、長引可_レ中と存候事、(御事)一備前中詰言殿、今度之覺悟、さりとは御手柄、是非なき次第二候、此段自_レ詰口可_レ相聞候間、申二不_レ及候、一命を棄而御かせきの體二候、其分御分別御心得可有_レ之、羽兵入小振、同前之事、

一當分御成敗有_レ之間數人質妻子、宮島へ御下可_レ有_レ之歟、御分別不_レ可_レ過候事、

一、放火之事、付立毛刈取之事、

一、對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々、違犯之輩有之者、速可處置科者也、

慶長五年九月五日

十月廿日
清正

（黒印）
關野

二二七 徳川家康書狀

（伊達家文書 七〇三）

急度申入候。濃州大柿城へ備前中納言・島津兵庫・石田治部・小西撰
津守逃入候所を、先手之衆取巻通路取切、願戸川を切懸の由申來候間、
則令出馬候。落居程有間敷候衆、可御心安候。其表之儀、三河守
有相談被入御精尤候。委細者宗薫可申候。恐々謹言、

（原書在）
九月七日

（改書）
大崎少將殿

（原山）
家康（花押）

二二八 石田三成書狀寫

（日本戰史關ヶ原役附録 七四頁）
（古今消息集）

類申入候

一 敵至今日、赤坂何之行も無之、延々と居陣、ものを持様に、しかと有之體に候、不審成と、各申候事、

一 從江州勢州罷出候衆、參着候はんとて今日たきのかなやと申所へ被出逢候、拙子儀はおほかきに在之事に候、當城近邊の人員、伊藤家來のもの、并町人のしちもつ迄入置候、敵より火付之才見、

伊藤若輩故、家中之者共、様々之才覺仕候に付て、心ゆるし不成候、殊に拙子もの共、さき手に有之所ハ、敵相二町三町の間に候之條、拙子ハ城中にしかと有之體に候、今日の談合にて、大形味方中の仕置可相究候、あら／＼なから、一昨日、長大安國寺登壇、陣所へ、我等參、彼内存承候分にては、諸事相濟間敷と存候、その故は、殊之外敵を大事に懸られ候て、縦敵はいくん候共、中々可相果行も無之、兎角身の取まはし積り計にて候、陣所は、垂井の上の高山に、山取之用意に候、彼山は人馬之水も有之之間布程の高山にて、自然之時は、掛合にも、人數の上り下りも不成程の山にて候、味方中も不審可仕候、敵も可爲其分事、

一 安元、刈田候へは、兵根は何程も有之事に候へとも、敵を大事に懸られ、刈田にさへ、人を不出候、兵根ハ、江州より可出之由に候間、成次第持出可申候、近比味方中、ち／＼みたる體ニ候事、一味方勢州江州之人數出候は、何とそ一行可有之と存候處ニ、延々としたる體に候、依之敵もくつろぎたる體にて候、拙者所存之通、長大安國寺へも申候共、一圓御取合無之候間、其通二仕候事、

一 兎角如、此延々と候は、味方中も心中難計、御分別の前に候事、敵味方下々の取沙汰にハ、妻子人買之儀ハ、何様にても苦しがるまじき體に候、増右内府^{（原田氏）}へ被仰合筋目有之、とても妻子など、一人も成敗之義有まじきと、申なし候、是も黒白を存たる者は不申、下々申事に候、併申も無餘儀候、既に如斯討被討候へ共、其者

即取巻可成、水賣と、早速令出馬候、坂戸へ敵於相働は、無油
斷加勢、尤に候、切々飛脚被遣、被添力事、肝要候、恐々謹言、

九月朔日

家康判

眞田伊豆守殿

慶長五 九月五日

治部少 (花押)
撰津守 (花押)
兵庫守 (花押)
秀家 (花押)

二二三 徳川家康書状寫

(日本書紀關ヶ原發附錄 六九頁)

急度申候、仍大柿に、治部少輔、島津、備前中納言、小西孫津守龍居

候、即取巻可被成、水賣とて、早速令出馬候、自然景勝其口於

相働は、眞田伊豆守、本多豊後守、平岩主計頭、牧野右馬允申付候條、

各へ談合、其許城、堅固可被相抑、肝要候、爲其以飛脚申候、

恐々謹言、

九月朔日

家康判

堀丹後守殿

二二五 石田三成等連署禁制寫

(關ヶ原合戰史料集 三六二頁)

禁制 あかさかさいえん寺

一 当手軍勢乱妨狼藉之事

一 伐採竹木之事

一 放火之事

右条々於違背者、速可処殿科者也、仍如件

慶長五 九月五日

治部少花押
撰津守花押
兵庫頭花押
秀家 花押

二二四 石田三成等連署禁制

(關ヶ原合戰史料集 三三三頁)

禁制

あかさかさいえん寺

一 当手軍勢乱妨狼藉之事

一 伐採竹木之事

一 放火之事

右条々於違背者、速可処殿科者也、仍如件

二二六 加藤清正禁制

(關ヶ原合戰史料集 三三三頁)

禁制

宇土郡内
松山村

一、軍勢甲乙乱妨狼藉之事、

まいる

- ① 帖佐勢ノ急派ヲ置ム
- ② 上方ノ情勢變レルニ依リ龍伯ノ上洛ヲ止ム
- ③ 忠恒伏見留守番ノ軍勢ヲ送ラス
- ④ 惟新忠恒ニ派兵ヲ促ス
- ⑤ 島津氏ノ在京勢七千人ト定メラル
- ⑥ 九州聚進半在京シ秀頼ニ味方ス
- ⑦ 忠恒派兵ノ顔面ヲ巻ヘズ
- ⑧ 惟新忠恒ノ使者セザルヲ詰ル
- ⑨ 豊臣家奉行衆ノ下知ニ從ヒ島井ニ出陣ス
- ⑩ 島津氏ノ軍勢伏見城攻メニ死傷多シ
- ⑪ 山水表井ニ肥後表ノ事

二一九 石田三成等連署禁制

〔関ヶ原合戦史料集 三二〇頁〕
〔關ヶ原合戦史料集 三二〇頁〕
〔顯性寺文書〕

はやしむら

一 当手軍勢於此村、竹林の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕ましく候也

慶長五 八月廿七日

〔石田〕 治少 三成 (花押)
 小にし 行長 (花押)
 〔島津派〕 羽兵庫 惟新 (花押)
 〔宇喜多勢〕 備中 秀家 (花押)

二二〇 小西行長等連署禁制高

〔関ヶ原合戦史料集 三六一頁〕
〔神戶町所藏文書〕

林村禁制 はやしむら

一 当手軍勢於此村、竹木の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕ましく候也

慶長五年八月廿七日

小にし行長花押
 〔島津派〕 羽兵庫 惟新花押
 〔宇喜多〕 備中 秀家花押

二二一 徳川家康書状寫

〔日本戦史関ヶ原役附録 六八頁〕
〔古文書集〕

御状令得_{〔宇喜多勢〕}其意候、備前中納言島津石田治部小西大柿に播磨由候、辛之儀ニ候條、夜を日に續、可令出馬候間、御談合候て、無聊尔様、尤候、我々參候間、少々ノ儀、御心得可然候、猶期ニ面談候、恐々謹言、

〔慶長五年〕

九月朔日

〔備中〕 家 康判

清須侍從殿
 〔島津正副〕
 黒田甲斐守殿
 〔辰色〕

二二二 徳川家康書状寫

〔日本戦史関ヶ原役附録 六九頁〕
〔古文書集〕

急度申候、仍大柿、治部少輔、島津、備前中納言、小西攝津守龍磨候、

〔案〕

一龍伯様御上洛之儀被開召合之由、御尤ニ存事候、然者、被成御上洛、

かみ様へ御替候ハハ哉と申越候も、世上靜謐之時分、内府公御意候

条、右之分中越候ッ、當時者上方之成立、諸式被成改易候条、于今

者龍伯様御上洛之儀不入儀候、委細先書ニ申下候条可相届候、

一去春以來、伏見御留主番ニ付而、人衆可被差上由、數度雖申下候、

無合點候哉、終ニ一人も不被差上候、千高無心元存候、

一今度上方就轉變、前嶋、太郎兵衛附差下、様子具ニ申越候、雖然、

御人衆被差上候之共、又者被上聞敷とも、否之返事無之、大方成

御文林ニ候、畢竟太郎兵衛尉若輩故、委細不申届候哉、不審深重ニ

存事候、連々御家中方在京之人衆七千人之御盛、兼日相定由及承候

条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由、前嶋太郎兵衛

尉を以申越候、如此申下候様子者、御國元之儀も心違存候ての申

事候、然処、九州衆過半被成在京、當時、秀頼様御用ニ被相立候、

在國之衆者皆、被召上候、其上分國よりも御人衆馳走可仕由被仰聞

候間、其後申越候ハ、景前三千五百人可被差上由雖申下候、他國な

みの儀候間、有様之軍役、被仰付肝要之由、細々申下候、然者、此

度之御書中、何方とも無一着、遠慮之林と相見得申候、定於御心中

者、別儀有聞敷候へ共、何としたる御事候哉、無心元存事候、

一今度之御使、廻上方亂入之林、被及聞召、被差上候御札候之条、上

方之行、御國元之仕置、旁被入御念、被仰越候へは、悪意も又在之

儀候、然処、一着之様子も無御座、一段大方成書面、無心元事深重

ニ存候、

一秀頼様御奉公と申、御家御爲と申、拙者儀一命を捨可中事覺悟之前

候、然間、不願恥辱御奉行中任御下知、澁州垂井と申在所迄出陣仕

候、當分在京之人衆ハ、かこ嶋・富隈・信佐役人存知之前候条、人

衆付今度差下不申候、伏見御城攻ニ手負死人多々御座候間、弥無人

共、中々可申様無之候、今申分共、御人衆被仰付、早可被差

上事、且、秀頼様への御忠節、且御家之御爲、旁以御分別此時候、

必拙者へ御見次と申事にてハ曾以無之候、

一御奉行中へ書狀認可申由候て、判紙ニまい搦ニ上着申候、雖然、此

度上方就物念、御入衆可有御馳走共、又者上せ有聞敷共、更ニ御書

中ニ相見得不申候条、書可申様難無御座候、餘無言ニ罷成候、又爰元

成合次第と承候条、後日之首尾を不存候へ共、書狀調中候、案文差

下申候、

一内府致御供被罷下候上方之人衆并井伊兵部、辨原式部東國之人衆引

率、尾州至清洲上着之由申來候間、定近可被及一戰候、然時者、

再書可進之事不存儀候条、不遠胸懷申達候、

一出水表之儀、定可爲不番候之条、被添御心候而可預候、將又、肥後

表之御人衆、此度之覺悟何程ニ御座候哉、無申越候へ共、可被聞合

事肝要候、不可有御由断候、

一此書狀長文にて候条、御六、テ數被思召候共、よく、被御覽届候

而可預候、恐々謹言、

八月十九日

少將殿

維新(花押)

一 五百人 伊藤備後(備後守)

一 三百六十人 竹中伊豆守(伊豆守)

一 一千五百人 中川 修理(修理)

一 五百廿人 木村彌市(彌市)右衛門

以上 六千九百十人

大坂御留守居 七千五百人

御小姓衆 八千三百人御馬廻

御弓鉄砲衆 五千九百人

前備後備 六千七百人

輝元衆(輝元)○即チ秀就(秀就) 一萬人

德善院(德善院) 千人

増田右衛門尉(増田) 三千人

此外七千人伊賀在番

以上四萬貳千四百人

都合拾八萬四千九百七拾人也

○上文大坂留守ノ小計ハ伊賀在番ヲ省ケ

リ故ニ之ヲ合算スレバ實數拾九萬千九百

七十八ナリ

八月五日

○此書ノ部署及兵數必シモ事實ニ合ハス高次宗茂ヲ伊勢ニ出ルト

爲シ及惟新ノ兵ヲ五千人ト録スルノ類是ナリ蓋シ記憶ノ偶々誤ル

カ其輝元自ラ伊勢口ニ出ルト爲スカ如キハ異日ノ事ヲ豫定スルナ

リ翌六日ノ書及翌々七日義宣ニ與ヘタル書中の語以テ見ル可シ

○慶長見聞書ニ同趣旨ノ備考アリ

二一七 徳川家康書狀寫

(関ヶ原合戦史料集 二三五頁) (古今消息集)

雖今度上方舛候、御方之儀別衆無之由、祝着之至ニ候。然ハ肥

後・筑後阿國進(阿國)之間、成次第、可被申付候。此節候衆、随分

無油断(油断)様ニ專一ニ候。猶津田小平次・佐々淡路守可申候間、令省

略候。恐々謹言

八月十二日

家康花押

加藤主計頭殿

①徳川家康 加藤清正ニ肥後・筑後ヲ進ス

進之候

二一八 島津惟新書狀(切紙)

(島津家文書 一一六一)

箱々、内府公方貴所へ預候之儀、こゝもと陣立ニ付而、取籠候間、

幸山路市兵衛尉罷上候条、下申候、將又、帖佐方之人衆、定可罷

上候。自然濱市・かこしま之人衆、同前ニ罷立候へなと、候てハ、

可致運、事可在之候、帖佐之人衆者今種通上御座候条、盛にてハ

罷成ましく候、伊勢平左衛門尉・本田六衛門尉兩人として、人衆

すゝめ候て、早々可差上よし口被仰候而可給候、

七月廿九日之書狀、八月十七日、瀧州至垂井上着、令被見候、

以上 七萬九千八百六十人
 ○合計實ハ八萬云々ナリ然ルヲ七萬云々トナスハ蓋シ舞鏡ニ屬スル一萬ヲ除ク
 詳シタルナリ

美濃口

- 一 六千七百人 某(石田治部)(三郎)
 - 一 五千三百人 岐阜中納言一手
 - 一 千四百人 羽柴右京(右衛門)
 - 一 五千九百人 稻葉彦六(右衛門)
 - 一 四千人 羽柴兵庫頭(左衛門)
 - 一 四千人 小西攝津守(行成)
 - 一 四千人 同 與力衆四人
 - 一 四百人 稻葉甲斐守(重忠)
 - 以上 貳萬五千七百七人
- 北國口
- 一 千二百人 大谷刑部少輔(守直)
 - 一 三千人 若狹少將(宗茂)
 - 同宮内少輔(宗茂)
 - 一 五千人 丹波七頭衆(宗茂)
 - 一 二千五百人 但馬二頭衆(宗茂)
 - 一 七百人 木下山城守(宗茂)
 - 一 八百人 播磨姫路衆(宗茂)
 - 一 二千人 越前東江衆(宗茂)
 - 一 五百人 戸田雲藏守(宗茂)

- 一 五百人 福原右馬允(宗茂)
 - 一 三百人 溝口彦三郎(宗茂)
 - 一 五百人 寺西下野守(宗茂)
 - 一 三百人 上田 主水(宗茂)
 - 一 五百人 奥山雅樂頭(宗茂)
 - 一 二千五百人 小川土佐守(宗茂)
 - 一 千人 同 左馬亮(宗茂)
 - 一 二人 生駒 雅樂(宗茂)
 - 一 六千人 但主煩故家老名代 數召連候
 - 一 八千人 主煩故家老名代 蜂須賀阿波守(宗茂)
 - 一 八千人 青木紀伊守(宗茂)
 - 一 八千人 青山 修理(宗茂)
 - 以上 三萬百人
- 勢田橋東番衆
- 一 千廿人 太田飛騨守(宗茂)
 - 一 四百五人 同 美作守(宗茂)
 - 一 四百五人 垣見和泉守(宗茂)
 - 一 四百五人 熊谷内藏丞(宗茂)
 - 一 六百人 秋月長門守(宗茂)
 - 一 八百人 相良左兵衛佐(宗茂)
 - 一 八百人 高橋 右近(宗茂)

候、可安御心候、我々も連々御見舞申上候、其元 主計頭様御前出入之時者、御取合奉頼候、萬端期後音之時候、恐惶謹言、

嶋津小七郎

拾一月十三日

忠豐(花押)

相良殿

參人々御中

嶋津

小七郎

①島津忠豐半人の體

二一五 島津惟新書狀寫

(日本戰史圖々原役附錄 二二二頁)
(薩藩日記)

雖未申通候、令啓候、今度内府貴國江出張に付、輝元秀家を始、大坂御老衆、小西大刑少治部少被仰談、秀賴様御爲候條、貴老御手前同意可然候由、承候間、拙者も其通候、委曲石治方可被申候、以上、

(慶長五年) 七月十五日

景勝

人々御中

羽兵入惟新花押

二一六 三口へ之御人數備之覺寫

(日本戰史圖々原役附錄 四二頁)
(眞田軍功版佐記)

伊勢口

- 一 四萬千五百人 (右指) 安藝中納言殿
- 一 右之内一萬人息藤七殿 (右指) 付在之右三萬餘八輝元自身召連出馬
- 一 一萬八千人 (小平川寺也) 秀家
- 一 八千人 (三子) 筑前中納言殿
- 一 二千百人 (長門) 土佐侍從
- 一 千人 (長門) 大津宰相
- 一 三千九百人 (長門) 立花左近
- 一 千人 (長門) 久留米侍從
- 一 五百人 (長門) 筑紫主水
- 一 九千八百人 (長門) 龍造寺
- 一 千二百人 (長門) 脇坂中書
- 一 三百人 (長門) 堀内安房守
- 一 四百人 (長門) 羽架下總守
- 城加番
- 四百人 (在取) 山崎右京
- 三百七十人 (在取) 蒔田權之助
- 三百九十人 (在取) 中居式部少輔
- 千人 (在取) 長束大藏大輔

靜御座候、已上、

先日者爲御返事實貴拜見奈候、伊集院源十郎事、爲可被加御成收御出馬之儀、得其意尤至極令存候、然ハ、小西滋津守・寺澤志广守・羽左

近、庄内江可被相助官候、私以下も可罷立所存候、將又、京都江御注進飛脚、私与垣見和泉兩人かたへ參候へと於被仰付者、早舟を以伏見江送、可届候、若御斟酌かなされ候てハ、專なき事と存、兵庫殿御狀被進候、從薩州注進者送迎いたされ候へと、中川修理・大田飛彈至兩人、内府公御書被遣候間、其御心得有へく候、兵庫殿御氣遣候間、此

使者員被仰聞、早返し可被下候、則兵庫殿可進ため候、御吉左右奉待候、恐惶謹言、

十月四日
羽少將様

熊谷内藏允
直盛

人：御中

①直盛下向ス

②忠恒庄内ニ出馬セントス

③行共正成親成直盛等參陣ノ事

④薩摩ヨリ京都へノ飛脚ノ送迎ノ事

二二三 小西行長書狀(折紙)

(島津家文書 一〇八二)

以上

寺志被越候以後、御左右不承候間、飛札を以申上候、庄内表へ御働之由其間候、定而可被任御存分ニ奉察候、不及申上候へ共、寺志被成御入魂、何之道にも相濟中様ニ可被成御分別事、專ニ奉存候、猶追、可得貴意候、恐惶謹言、

十月晦日

羽少將様

人：御中

①寺澤正成薩摩ニ下向ス
②忠恒庄内表出陣ノ事

二二四 島津忠豐書狀

(相良家文書 八二七)

猶く、便之時者、書狀を成共進上可中候へ共、せかれの事ハ、今ほとらう人にて候へハ、公儀□存候間、御無沙汰のみに打過し候事、口惜まで候、いか様御歸朝之節、可得御意候、以上、

辛便之衆、用一書候、其後者無音、心外之至、不及是非之事候、其地へ長々御辛勞之處、無申計候、拙子も其表へ御見廻難可申候、幸人之、中々可有御察候、隨而、宇土への御物様御上下、何様御健敷共

二〇六 村尾七郎右衛門尉書狀

(相良家文書 八四四)

(年欠) 五月十三日 省略

① 御馬飼ノタメニ岡村百石ヲ宛テ行ク
參

須佐美太郎左衛門殿

二〇七 島津忠清書狀

(相良家文書 八一六)

(年欠) 七月廿日 省略

二一一 小西行長書狀(折紙)

(島津家文書 一〇七六)

以上

二〇八 小西行長書狀

(相良家文書 八三四)

(年欠) 十月十二日 省略

歸國仕候付て、聞召被届、早々御使札致拜見候、自是も使を以申上候、
定而參着可仕と存候、庄内表之儀付て、從(百四)内府様御使者下着之由被
仰聞候、於伏見拙者籠下刻も、依様子、爲御加勢我等式も罷立儀可有
之旨、内々御意候、左様之儀も爲可得貴意、使者を以申上候、何
之道ニも、可被任御存分儀、程有聞敷と存候、將亦、爲御書信縮貳拾
端被懸御意、御恩意忝存候、猶御使者へ申上候、恐惶謹言、
(小書) 小振津守

二〇九 村尾彌七書狀

(相良家文書 八三五)

(年欠) 十月十二日 省略

(慶長四年)
八月十五日 行長(花押)

羽藤少將様

まいる御報

二一〇 小西直好書狀

(紙折)

(熊本県史料中世
熊本市立博物館所藏文書 一一一)

爲御馬之糞、古閑村にて知行百石進之候、口上ニ見聽三郎左衛門可申
候、恐々謹言、

慶長四年

小西作右衛門尉

卯月十八日

直好(花押)

二一二 熊谷直盛書狀寫(折紙)

(島津家文書 一〇八〇)

私事、去月廿六日大坂を罷出候而、當月朔日下着仕候、京都一段

一九五 豊臣氏奉行衆連署状

〔島津家文書 九九〇〕

二〇〇 小西行長書状

〔相良家文書 八三三〕

(年欠) 十一月三日 省略

(年欠) □月廿七日 省略

一九六 加藤清正書状

〔島津家文書・九七四〕

二〇一 小西行長書状

〔相良家文書 八三六〕

(年欠) 十一月十六日 省略

(年欠) 三月十日 省略

一九七 欽差委官守備都僉事劉等連署論帖

〔熊本県史料中世
加藤文書 二六五〕

二〇二 村尾七郎右衛門尉書状

〔相良家文書 八三七〕

萬曆貳拾陸年拾壹月廿六日 省略

(年欠) 三月十日 省略

一九八 小西行長書状

〔相良家文書 八三三〕

二〇三 村尾七郎右衛門尉書状

〔相良家文書 八三八〕

(年欠) 二月四日 省略

(年欠) 卯月十一日 省略

一九九 島津忠清書状

〔相良家文書 八一五〕

二〇四 井上正次書状

〔相良家文書 八三九〕

(年欠) 二月五日 省略

(年欠) 五月十二日 省略

二〇五 小西行長書状

〔相良家文書 八四三〕

(年欠) 五月十三日 省略

一八五 淺野幸長蔚山龍城以下萬事之覽書

(淺野家文書 二五五)

(慶長二年)
(年欠) 十二月二日 省略

一九〇 宮木豊盛・徳水壽昌連署起請文前書案

(島津家文書 九八二)

慶長三年八月廿二日 省略

一八六 淺野幸長高麗陣雜事覽書

(淺野家文書 二五六)

(年月日欠) 省略

一九一 豊臣氏朱印狀案

(島津家文書 九八三)

慶長參年八月廿五日 省略

一八七 豊臣秀吉朱印狀寫

(豊臣記)

慶長三年五月三日 省略

一九二 加藤清正書狀

(島津家文書 九六九)

(年欠) 九月廿七日 省略

一八八 熊谷直盛・垣見一直・福原長免連署狀

(島津家文書 九七八)

(年欠) 五月廿六日 省略

一九三 豊臣氏五大老連署狀

(島津家文書 四三九)

(年欠) 十一月二日 省略

一八九 小西行長・寺澤正成顯運署狀

(島津家文書 一〇六六)

(年欠) 七月廿六日 省略

一九四 欽差提督劉論帖

(熊本県史料中世 二四五)

萬曆貳拾陸年拾壹月初二日 省略

一七五 村尾彌七書狀

(相良家文書 八二八)

(年欠) 六月二日 省略

一七六 小西行長書狀

(相良家文書 八二九)

(年欠) 六月五日 省略

一七七 村尾彌七書狀

(相良家文書 八三〇)

(年欠) 六月五日 省略

一七八 島津義弘外五名連署書上狀案 (島津家文書 九六七)

(年欠) 七月十六日 省略

一七九 淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覚書

(淺野家文書 二五五)

(年欠) 七月十九日 省略

一八〇 島津義弘外十二名連署全羅道海南定榜文寫

(島津家文書 九七二)

慶長二年九月 日 省略

一八一 宇喜多秀家外十四名連署書上狀案 (島津家文書 九八八)

(年欠) 九月十六日 省略

一八二 島津義弘等連署覚書寫

(日本戦史朝鮮役付録 二五四頁)
征韓録

(年欠) 十月晦日 省略

一八三 小西末郷書狀 (相良家文書 七九二)

(年欠) 拾一月十一日 省略

一八四 小西末郷書狀 (相良家文書 七九三)

(年欠) 十一月廿二日 省略

一六三 小西行長書狀

〔相良家文書 七八二〕

一六九 朝鮮北海松雲書狀

〔熊本県史料中世
加藤清正文書集 五五〕

〔年欠〕二月三日 省略

皇明萬曆二十五年三月二十一日 省略

一六四 村尾彌七書狀

〔相良家文書 七八三〕

一七〇 小西行長書狀

〔相良家文書 七九九〕

〔年欠〕二月三日 省略

〔年欠〕卯月八日 省略

一六五 小西末郷書狀

〔相良家文書 七九〇〕

一七一 村尾彌七書狀

〔相良家文書 八〇〇〕

〔年欠〕二月十二日 省略

〔年欠〕卯月八日 省略

一六六 豊臣秀吉朱印狀

〔相良家文書 七九四〕

一七二 小西行長書狀

〔相良家文書 八〇一〕

慶長貳年二月廿一日 省略

〔年欠〕卯月九日 省略

一六七 豊臣秀吉高麗陣陣立書

〔相良家文書 七九五〕

一七三 小西行長書狀

〔相良家文書 八〇二〕

慶長貳年二月廿一日 省略

〔年欠〕卯月十一日 省略

一六八 小西末郷書狀

〔相良家文書 七九一〕

一七四 村尾彌七書狀

〔相良家文書 八〇三〕

〔年欠〕三月五日 省略

〔年欠〕四月十四日 省略

一五二 小西行長書狀

(年欠) 五月八日 省略

(相良家文書 七六二)

一五八 小西行長書狀

(年欠) 八月十四日 省略

(相良家文書 七七二)

一五三 小西末鄉書狀

(年欠) 五月八日 省略

(相良家文書 七六三)

一五九 小西行長書狀

(年欠) 十月七日 省略

(相良家文書 七七三)

一五四 小西行長書狀

(年欠) 六月九日 省略

(相良家文書 七五四)

一六〇 村尾彌七書狀

(年欠) 十月七日 省略

(相良家文書 七七四)

一五五 小西行長書狀

(年欠) 七月十九日 省略

(相良家文書 七五五)

一六一 小西行長書狀

(年欠) 十月九日 省略

(相良家文書 七七五)

一五六 相良長每覺書案

(年月日欠) 省略

(相良家文書 七六八)

一六二 宇喜多秀家等連署狀寫

(慶長二年九)
(年欠) 正月廿六日 省略

(日本戰史朝鮮役附錄 二三三頁)
(証跡錄)

一五七 安宅秀安書狀

(年欠) 壬七月十五日 省略

(相良家文書 七七二)

一四一 小西行長書狀 贈禮曹

(日本戰史朝鮮役附錄 一九四頁)
(再臨臺灣志)

一四六 小西末鄉書狀 (年欠) 三月六日 省略 (相良家文書 七五六)

(年月日欠、文祿四年二月頃) 省略

一四七 小西末鄉書狀 (年欠) 三月九日 省略 (相良家文書 七五七)

一四二 明朝割付寫 (小阜川家文書 六)

萬曆貳拾參年貳月 日 省略

一四八 山中長俊書狀 (年欠) 卯月十六日 省略 (相良家文書 七五三)

一四三 小西行長書狀 (島津家文書 一〇六〇)

(年欠) 三月十一日 省略

一四九 小西行長書狀 (年欠) 卯月廿四日 省略 (相良家文書 七五九)

一四四 小西行長書狀 (相良家文書 七五〇)

(年欠) 十一月廿一日 省略

一五〇 石田三成書狀 (年欠) 卯月晦日 省略 (相良家文書 七八二)

一四五 小西行長書狀 (相良家文書 七五一)

(文祿五年カ)
(年欠) 正月十二日 省略

一五一 小西行長書狀 (年欠) 五月七日 省略 (相良家文書 七六一)

一三二 劉鋹書狀寫 脚小西行長(日本戰史朝鮮役附錄 亂中雜錄 一七六頁)

(年月日欠、文祿二年九月頃) 省略

一三六 豊臣秀吉降表寫(宣祖表錄)

(日本戰史朝鮮役附錄 亂中雜錄 一八一頁)

萬曆二十一年十二月二十一日 省略

一三三 小西行長書狀寫 復劉鋹

(日本戰史朝鮮役附錄 亂中雜錄 一七七頁)

一三七 小西行長書狀

(相良家文書 七三三)

(年月日欠、文祿二年九月頃) 省略

(年欠) 十二月三日 省略

一三四 小西行長書狀寫 復劉鋹

(日本戰史朝鮮役附錄 亂中雜錄 一八〇頁)

一三八 加藤清正書狀

(熊本縣史料中世 下川文書 九九五)

(年月日欠、文祿二年十一月) 省略

(文祿三年) 三月四日 省略

一三九 豊臣秀吉朱印狀

(熊本縣史料中世 加藤清正家藏文書 六五)

一三五 小西行長書狀寫 與沈復敬

(日本戰史朝鮮役附錄 宣祖表錄 一八一頁)

一四〇 高麗國出陣人數帳

(島津家文書 九五七)

(年欠) 十一月五日 省略

文祿四月正月十五日 省略

一一〇 長東正家書狀

〔小早川家文書 四一六〕

一二六 剝紙書狀寫

附加藤清正

〔日本戰史朝鮮役附錄 亂中總錄〕

一六一頁

〔年欠〕五月十九日 省略

〔年月日欠、文祿二年六月九日〕 省略

一一一 豊臣秀吉朱印狀案

〔島津家文書 九五五〕

一二七 小西行長寺澤正成連書狀

〔相良家文書 七二八〕

文祿⁽⁸⁾二年五月廿日 省略

〔年欠〕七月四日 省略

一一二 伊東祐兵書狀

〔相良家文書 七二〇〕

一二八 小西行長書狀

〔相良家文書 七二四〕

〔年欠〕六月四日 省略

〔年欠〕七月七日 省略

一一三 豊臣秀吉朱印狀寫

〔日本戰史朝鮮役附錄 一五四頁〕

一二九 小西末郷書狀

〔相良家文書 七二五〕

〔年欠〕仲夏日 省略

〔年欠〕七月七日 省略

一一四 豊臣秀吉朱印狀寫

〔日本戰史朝鮮役附錄 一五八頁〕

一三〇 豊臣秀吉朱印狀寫

〔日本戰史朝鮮役附錄 一六二頁〕

〔年欠〕六月廿七日 省略

〔年欠〕七月十一日 省略

一二五 豊臣秀吉朱印狀寫

〔日本戰史朝鮮役附錄 一六〇頁〕

一三一 小西末郷書狀

〔相良家文書 七二六〕

文祿二年⁽⁸⁾六月廿八日 省略

〔年欠〕七月十九日 省略

一一〇 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 二九六)

(年欠) 二月廿八日 省略

一一五 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戦史朝鮮役附録 一二六頁)

(年欠) 卯月十七日 省略

一一一 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戦史朝鮮役附録 一〇三頁)
南跡志

一一六 石田三成外二名連署状寫

(毛利家文書 九三〇)

(年欠) 三月三日 省略

(年欠) 卯月十八日 省略

一一二 豊臣秀吉朱印状

(淺野家文書 二六三)

一一七 豊臣秀吉朱印状案

(島津家文書 九五四)

文祿二年三月十日 省略

文祿^續貳年五月朔日 省略

一一三 豊臣秀吉朱印状寫

(毛利家文書 九二八)

一一八 豊臣秀吉朱印状

(島津家文書 三九一)

(年欠) 卯月十二日 省略

(年欠) 五月朔日 省略

一一四 大友吉統書状

(年欠) 卯月十四日 省略

一一九 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮役附録 一三七頁)
豊公遺文

(年欠) 五月朔日 省略

九八 豊臣秀吉朱印状

〔小早川文書 三四二〕

(年欠) 十一月十日 省略

一〇四 小西行長書状

〔吉川家文書 七四七〕

(年欠) 正月十三日 省略

九九 豊臣秀吉朱印状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 七〇頁〕
〔加藤光泰軍功記〕

(年欠) 十一月十日 省略

一〇五 伊達政宗書状

〔日本戦史朝鮮役附録 九二頁〕
〔伊達家文書〕

(年欠) 二月十一日 省略

一〇〇 豊臣秀吉朱印状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 七二頁〕
〔鍋島直茂譜考補〕

(年欠) 十一月十日 省略

一〇六 豊臣秀吉朱印状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 九二頁〕
〔黒田文書〕

(年欠) 二月十六日 省略

一〇一 豊臣秀吉朱印状

〔日本戦史朝鮮役附録 七三頁〕
〔慶元古文書〕

(年欠) 十一月十日 省略

一〇七 豊臣秀吉朱印状寫

〔淺野家文書 二六二〕

文祿元年二月十八日 省略

一〇二 吉川広家書状

〔日本戦史朝鮮役附録 八二頁〕
〔黒田文書〕

(文種二年カ)
(年欠) 正月十二日 省略

一〇八 小早川隆景等連署状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 九六頁〕
〔武家事紀〕

(年欠) 二月十八日 省略

一〇三 小早川隆景書状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 八四頁〕
〔黒田家譜〕

(年欠) 正月十三日 省略

一〇九 宇喜多秀家外十六名連署契状

〔吉川家文書 一三六〕

(年欠) 二月廿七日 省略

八六 豊吉秀吉朱印状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 二四頁〕
〔岡田素直〕

九二 豊臣秀吉朱印状

〔日本史資料中世 三五〕
〔織田文書〕

(年欠) 卯月廿五日 省略

天正二十年六月三日 省略

八七 豊臣秀吉朱印状案

〔島津家文書 九三五〕

九三 豊臣秀吉朱印状

〔日本史資料中世 二八〕
〔小早川文書〕

(年欠) 卯月廿八日 省略

(年欠) 六月十九日 省略

八八 豊吉秀吉朱印状

〔日本史資料中世 一六五〕
〔加藤文書〕

九四 豊臣秀吉朱印状

〔日本史資料中世 一三五〕
〔加藤文書〕

(年欠) 五月十六日 省略

(年欠) 七月二日 省略

八九 豊吉秀吉朱印状

〔小早川文書 二九九〕

九五 小西行長書状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 六二頁〕
〔朝鮮征伐記〕

(年欠) 五月十六日 省略

壬辰九月初三日 省略

九〇 豊臣秀吉朱印状寫

〔日本戦史朝鮮役附録 三三頁〕
〔對馬史料〕

九六 加藤清正書状

〔日本史資料中世 一五五〕
〔加藤清正文書集〕

(年欠) 五月十八日 省略

(年欠) 九月廿日 省略

九一 豊臣秀吉朝鮮役陣立書

〔日本史資料中世 三四五〕
〔加藤清正家藏文書〕

九七 豊臣秀吉朱印状

〔日本史資料中世 一四五〕
〔加藤文書〕

天正廿年六月三日 省略

(年欠) 十一月十日 省略

しミ仕、不致由斷様ニ、右兩人へ追々可申遣候、御動座硯、各出向候事不入候、成其意、壹岐對馬ニ陣取、不可由斷候也。

三月朔日 ○(秀吉朱印)

羽柴筑前侍從とのへ

羽柴豐後侍從とのへ

羽柴薩摩侍從とのへ

①秀吉勲座ノ御在陣諸士ノ出向ヲ止ム

②同日附、毛利壹岐守・黒田甲斐守・鍋島加賀守宛、同趣旨

七九 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世 加藤清正殿殿文書 五)

今度唐入付而、諸國軍勢與分津輕外濤迄御人數罷立、御先勢つかへ候条、來廿日被成御動座候間、可成其意候、然者高麗儀、羽柴對馬侍從・小西福津守渡海候、異國者手ぬるく候とて、不致由斷様ニ追々可申遣候、九州四國中國之人數、先昔如被仰出候、高麗一里二里之際略へ其方相渡、其外九州衆四國中國衆ハ壹岐へ罷渡、可隨取由被仰付候、對馬守・小西一左右可相待候、無一左右高麗へ不可相渡候也。

三月八日 ○(秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ

①九州四國衆ハ壹岐へ渡ルベシ

②同日付、加藤清正宛、同趣旨(紀伊國古文書)

八〇 豊臣秀吉朱印状

(毛利家文書 八八五)

(年欠) 三月十三日 省略

八一 豊臣秀吉朱印状

(淺野家文書 七七)

(年欠) 三月十三日 省略

八二 唐入軍勢進發次第書

(淺野家文書 八一)

(年月日欠) 省略

八三 豊臣秀吉朱印状寫

(小年川文書 五)

(年欠) 三月十三日 省略

八四 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮征伐附録 黒田家譜 二二頁)

(年欠) 三月二十三日 省略

八五 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戦史朝鮮征伐附録 鍋島家譜 二二三頁)

(年欠) 卯月二十二日 省略

七五 豐臣秀吉朱印狀

〔日本書紀經緯 附錄九頁〕
〔黒印文書〕

高麗國へ爲御使、小西彌津守被差遣候様、其返事申上候迄は、壹
岐島・對馬ニ、諸勢陣取して可相待候、高麗へ人數一人も差渡聞敷
候、右之通、國衆へも、入念可申聞候、委細之儀、小西彌津守
可申候也、
〔天正十年〕

正月十八日(秀吉朱印)

毛利壹岐守とのへ
加藤主計頭とのへ
黒田甲斐守とのへ

七六 豐臣秀吉朱印狀

〔熊本縣史料中世 五〕
〔加藤清正家藏文書〕

急与被仰出候、高麗儀、對馬守・小西彌津守相越、三月中ニ可究旨
先度申上候、然者兩人者高麗へ相移候間、其方ハ高麗一里二里際之嶋
可令著陣、其外九州四國者共、壹岐・對馬ニ陣取、對馬守・小西一
左右可相待候、異國者てぬるきと存、あなつり申間敷候、御目少御業
生付て、三月十日比ニ可被成御動座候、十日比ニ御出馬候共、依様子
早給にて不不移時日、可爲御著座候間、不可存由斷候也、
〔天正十年〕

二月廿七日

加藤主計頭とのへ

①小西行長出陣二件七・三番・四番手ニ近島待機ヲ命ズ

②同日付、小早川羽樂待從宛、羽樂安鶴待從宛、黒田甲斐守(羽樂或前待從)
・毛利壹岐守・鍋島加賀守宛、征韓球、同趣旨

七七 豐臣秀吉朱印狀(折紙)

〔毛利家文書 八七二〕

尙以、早々可有渡海候、雖然、順風見届、無聊尔様ニ可被申付候、
愈度被仰出候、仍對馬守、小西彌津守高麗へ於罷渡者、加藤主計頭事、
高麗へ一里二里際之嶋ニ陣取候て、右兩人一左右可相待由、被仰付候、
其外九州衆、對馬四國衆、其方事ハ、壹岐迄有渡海、彼一左右ヲ可被
相待候、異國者ニ候とて、物いやしミ仕、不致由斷様、對馬守、小西
かたへ追々可申遣候、其方儀も不可有由斷候也、
〔天正十年〕

三月朔日

羽樂安鶴宰相とのへ

七八 豐臣秀吉朱印狀(折紙)

〔小早川家文書 二九七〕

尙以、早々可有渡海候、雖然、順風見届、無聊爾やうに可申付候、
先書罷被仰出候、寺澤忠次郎被差遣候間、重而被仰遣候、對馬守、小
西彌津守高麗へ於罷移者、加藤主計ハ高麗一里二里際之嶋々へ令著陣、
九島四國者共、對馬壹岐陣取、對馬守、小西一左右可相待候、物いや

③証明の計篇

④黒田小西加藤ニ命ジ名証願ノ答ヲ送ラシム

⑤武家衆ノ軍役三分一ヲ免ス

七二 小西行長宛行狀

(熊本県史料中世 三)
小平川文書

於八代郡□内百五拾石宛行之説、全可令領知也、

天正十九

十一月廿日

(小西) 行長 (花押)

(〇宛名)

①八代郡ニ於テ百五十石ヲ宛テ行ク

七三 豊臣秀吉禁制

(熊本県史料中世 六三)
本妙寺文書

禁制

高靈國

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事、

一、放火事、

一、對地下人百姓等、非分之儀申懸事、

右条々、堅令停止候事、若違犯之輩於在之者、可慮嚴科者也、

天正廿年正月日

①簡様ノ禁制、熊本県史料、中世五所收、阿部四郎五郎所藏文書二号、同月付、

加藤清正家藏文書三〇号、同月付、毛利家文書八八〇号・八八一号・八八二

号・八八三号、四月廿六日付、豊臣秀吉禁制、毛利家文書九〇一号・九〇二号アリ

七四 豊臣秀吉條書

(熊本県史料中世 二七五)
加藤清正家藏文書

一、今度唐入ニ付而、中國四國九州より軍勢、面々としてその家中く知行取にも、又船月朔日より九月中御兵根被下候事、

一、中國四國九州軍勢、面々としてその家中く知行取にも、又船かた以下ニ至る迄も如軍役著到の面、四月朔日より九月中扶持方をいたし可遣之事、

一、人数持候族家中者ニ、六ヶ月分自分之兵根有次第可相渡候、若一ヶ月も二ヶ月にても不足分於有之者、書付を以可買上候、兵額米於

播磨・大坂可被成御借事、
右段、國衆其外下ニ違、入念可申聞候也、

天正廿年正月五日

毛利壹岐守とのへ

加藤主計頭とのへ

黒田甲斐守とのへ

小西彌津守とのへ

①唐入ニツキ四月一日ヨリ九月マテノ兵額ヲ下附スベシ

②兵額米不足アラバ播磨大坂ニテ借ルベシ

③武家事紀同日附題アリ、年号欠

ス、其後加藤主計頭預ニ成ル、
文祿元年高麗出陣渡海ス、

慶長十二年三月十五日肥後國於八代死去、本昌寺葬、法名蓮性院宗安居士、

①以下假借書中ノ記事ハ、「清正記」ト略同文ナリ

七〇 志岐系圖親重譜

(熊本系史料中世 志岐支番 五七七)

(〇通次) 兵部太夫 藤右衛門尉 始親弘

天正八年薩州出水領主島津薩一守義虎嫡女養成、

天正十年 島津義久公爲御味方、有馬十郎鎮實於佐賀ニ手切防戦出來故、鎮經・親重渡海ス、大岡秀吉公九州殺向之時、依不願幕下ニ、天正十六年近國之諸將蒙 上意押寄進攻、職依不得利、重子加藤主計頭清正出陣有テ攻給時、本戸城主木山彈正五百餘騎卒シ、濱鳴ノ尾ニ打出攻戦、清正ノ大陣切崩レ、剃清正領シ給軍兵多打敗、然共運命盡彈正戦死ス、雖然城内堅固ニ後戦ノ守リス、其後小西掃澤守・加藤主計頭・安國寺等蒙 上意、於本朝 秀吉公ニ不願無間、不有其儀、合戦及敵度、戦死ヲ數ニ無限、雖然年月經テ勝利不可有、只下城有テ多勢之人命可助旨和談及敵度、天正十七年志岐下城ス、從 秀吉公、加藤主計頭ニ成預ニ、肥後國移ル、

文祿元年高麗出陣渡海ス、

慶長十二年三月十五日肥後國於八代死去、本昌寺葬、法名宗安、

①前掲系圖ノ筆録ノアトニ統ヤシモノノフトシ

七一 石田正澄書狀

(相良家文書 六九九)

上

御下圖已來不中通候、何事無御座候哉、御左右承度候、
一若君様、去五日被成御他界候、就其、上様もとゆい被携候、近所在々者共、悉右之分候事、

一聚樂をハ、(旁志)中納言殿關東御陣次第ニ、京廻御藏納以下悉相添、可被成御被之由候事、

一來年三月朔日ニ、唐へ可被入冒候、各も御出陣御用意尤候、なこ
や御座所御普請、黒田甲斐守、小西掃澤守、加藤主計頭 仰出候、
筑紫衆者、軍役三分一ほとツ、用捨仕候へと御説候、定而兩三人も
如在有間敷候、猶承届様子、追而可申入候間、不委候、恐々謹言、

石田木工

(天正十九年) 八月廿三日

正澄 宛申

相良宮内太輔殿

人々御中

①秀吉愛子ヲ失ヒ替ヲ拂フ
②遊樂ヲ秀次ニ與ラントス

笠山二陣ヲ取、カウチノ浦ヨリ天草主水ト云者、七百人ニテ小西ガ陣所ヒマノ尾ノ笠山二陣ヲ取、城中へ申遣シケルハ、明朝切テ出ラルヘシ、然ニライテハ、三方ヨリ押ツ、ミ、加藤・小西ヲ打トラム事、案之内成トシメストイヘ共、城中ニモ小西謀略ヲ廻ニヨリ、謀叛人餘多コレ有ニヨリ、依之主水ハ、ハカ／＼シキ事有マジトテ、カウチノ浦へ引戻シ、ホント龍城之用意トシテ歸陣ス、木山彈正ハ天草ヲ出シ時、一戦ヲセズンバ歸陣スマジキト誓文ヲ立シ事ヲ胸ニ納メ、是非主計留ト一戦ト定メ、清正之陣所之上山二陣ヲ取、清正、行長へ使ヲ以被申シハ、彈正ハ我ト一戦ト定タル味也、一番岡田善右衛門・山岡肥前・加藤敏藏・山口与三右衛門・南部無右衛門・近藤四郎右衛門・天野助左衛門ヲ頭トシテ、都合三千先手ト定、明朝辰ノ一天ニ押上ルヘシトテ、二番加藤清兵衛・片岡右馬允・長尾安右衛門・加藤与左衛門ヲ頭トシテ二千、三番旗本ト相定ラル、辰ノ上刻ニ一番備三千本道筋ヲ押上ル、二番備ハ左之尾崎ヲ押上ル、清正旗本之者ニ申サレシハ、先手心元ナシ、自然一番敗軍セハ、旗本勢ハ横筋カヒニ鍵ヲ入ヘシトテ、自身ハ十騎計ニテ一番備ニ乗込押上ラル、案ノ如ク彈正ガ三百強之弓ニ射立ラレ、一番備悉ク敗軍シ、登モ立得ス、清正庄林軍人ヲ使トシテ被觸シハ、清正是ニ有、棧敷之前之氣ナリ、臆病心ナクシテ押上レトノ下知ナレ共、乱立タル敗軍之勢成ハ、耳ニモ入ス散乱ス、清正傍ニ有者ハ、庄林軍人・森本儀大夫・柏原藤五郎・池田基四郎・和田竹丸、弓持之水谷案之丞、馬印持善吉、草履取乙若・大吉・ヒゲ大工甚七也、清正下知ニ曰、先勢敗軍之勢也、追返シ討取ヘシト、イサミ

身ヲモミ給フ、清正十騎計ニテ馬印ヲ押立踏留リ、卅人計之一撥之中へ十文字之鎧ヲ持、四方八面ニ拂イ給ヘハ、二人カケタツサル、庄林毛敵一人ツキフセ、息ヲ入ス相戦所ニ、左右ヨリ五六人弓ヲ清正之馬印ノバレンヲ見テ、御大將ニテハナキカ、木山彈正ナリ、一矢マイラセント云、清正返答ニ、主計頭爰ニ有、大將之出合ニ飛ツギ入ヘキヤ、太力打セント、十文字之鎧ヲカラリト捨ラレテ、彈正モ心得タリト叫ラスツ、清正鎧ヲツ取、彈正カタカモ、カケ落シ投給ヘハ、谷合ヘコロビ落、庄林・森本、彈正カ手勢之者ニツイテカ、レハ、彈正打死之上ハ、其イキタイニ過立ラレ、此時清正之十文字片鐵折テ、片鐵ニ成、清正難義ニ及給フヲ、旗本勢ヨリ見合テ、横合ニドツツイテ入、一番飯田角兵衛・新美藤藏・松下清藏・奥田九右衛門鎧ヲ入、續テ佐々平左衛門・近藤四郎右衛門・齋藤立本・山内甚三郎・舞野助兵衛筋カイニツイテ掛レハ、一撥ノ者共悉クツキ立ラレ敗北ス、敵之數四百六十三討取、清正終ニ勝利ヲ得給フ、味方討死之傳九十一人、雜兵二百七十九人、天正十七年霜月五日辰之上刻ヨリ午ノ下刻迄之合戦也、行長ハ清正一戦心元ナクシテ手勢ニ百計ニテ出サレシカ、清正猛威ヲフルハレ、勝利ヲ見テ本陣へ引ノキ給フ、信木山彈正カ首ヲ初メ四百六十之首ヲ、志岐之濱手へ掛ラレケレハ、志岐内々和平之便ヲ申立、清正へ使ヲ立、城ヲ渡申ヘキ条、ヨキニ頼ト申シカバ、下城有ヘシト小西相談シ、城ヲ行長請取、林専ハ下城ニ及ケル、右之一ケ条相違仕候故、此節相改書載置也、秀吉公下知ニ依テ、小西攝津守預ニ成リ、肥後之内八代ニ志岐藤右衛門居住ス、攝津守部方之軍ニ討切版

有馬修理^(マ)大夫晴純五番目之男子、六歳之時妻子成、

天正八年薩州出水領主馬津薩^(マ)守義虎嫡女娶成、

天正十年 島津義久公爲御味方、有馬十郎鎮貴於佐賀ニ手切防戦出來

故、鎮經・親重渡海ス、小西攝津守行長領分天草郡ノ地侍志岐林專・

天草伊豆守、小西下知ニ不隨、然所ニ小西ハ宇都^(マ)ト云所ニ城普請等經

業ス、小西家中同前ニ普請可仕旨、志岐・天草へ申遣ス、兩所返答ニ、

先年 秀吉公薩摩御進發刻、筑前國秋月迄罷出、薩^(マ)へノ御先手被仰

付候ハ、千峯川へ船ヲ押込、忠懇ヲヌキンスヘキ旨申上ル、秀吉公

御褒美有テ、天草郡ヲ兩人ニ永々下シ給トノ、御朱印頂戴仕、天下之

御普請・陣立之時者、行長ニ付ヘシ、其外行長之私普請仕儀者雖成、

私式モ似合之カキ上城ヲモ持、手前ニモ普請繁多候由申越ニ依テ、攝

津守右之旨 秀吉公正奉細被申上シカバ、左様之六ヶ敷奴原ヲ小西誅

伐スベシト被仰出、依之伊知地文大夫ト云者ヲ大將トシテ、人數三千、

天草郡之内志岐ト云所へ差向、志岐之城主林專稱々手敵ラメグラシ、

文大夫初め袋之浦ト云所ニテ一人モ不殘討取、歸陣スル者ハ、船頭

・水子計也、攝津守大キニ驚、人數ヲ集、主計頭^(マ)へ加勢ヲ乞、自身渡

海被致、清正ヨリ佐々平左衛門・古橋又助・瀧野廣岐・山内甚三郎ヲ

大將トシテ千五百、小西手勢六千五百、都合八千ニテ押出シ、志岐之

城付袋之浦へ押上ル、城ヨリ人數ヲ出シ、小西陣キワ迄十方之濱ヲ寄

來、散々悪口ス、京衆々々ナゼ鐘センゾ、カブスノカハノスモリカト、

歌ニ笑フ、其時清正加勢之四人コラヘカ子、千五百之者共、濱邊へ

テ古橋又助鐘ヲ入、富部忠弥ト云者、又助相ツキニ戦シガ、忠弥ヲ終
ニツキヲシケレ共、又助モ左ノ脚ノハツレヲツキヌカル、其ヨリ一
戦始リ、敵之首廿一討取、其勢ニ城涯迄押寄、城主林專二千ニ橋籠
ル、奥天草ヨリ弓・鉄砲三百挺加勢トシテ相コムル、志岐之城ト申ハ
南ハ深山、西北ハ侍町へ續、里其外ハ海ナリ、東ハ深キ谷底ハ河也、
源流ハ岩也、軍勢谷合迄仕寄ヲ付、有馬・大村・平戸・唐津勢モ志岐
之城へ押詰、丸山ニ陣ヲ取、林專ト有馬ハ謀者之事ナレハ、小西有馬
ヲシテ和平ヲ入、林專下城ニヲヒテハ、秀吉公へ申、能ニ可計由、誓
文狀ヲ調差越ル^(マ)ニ付、有馬其狀ヲ城中へ送届ニヨリ、大方ハ和體セ
ント、林專内存ニ有シカドモ、未返答無之付テ、惣軍勢晝夜之境モナ
ク、竹タバヲ以押寄寄ル、加藤主計頭ハ兼テヨリ小西攝津守行長手勢
計ニテハ一揆退治スル事成マシト、軍勢ヲ集、手勢一万騎ニテ隈本ヨ
リ川尻ト云所迄五十町有所之、川尻ニテ惣軍勢船ニ乗浮へ、十月廿九
日川尻ヲ乗出シ、寺田藤介ト云者、林專へ使ニ申付、小舟ヲ先へ押出
ス、藤介ハ志岐之濱へ舟ヲ着、口上ニハ主計頭アツカヒニ罷越衆、
可半様ニ相計可申トノ儀ヲ云被遣シカハ、城中ヨリモ内々小西和平
之事云通ゼシカハ、喜悅ヲナシ、迎トシテ侍十人計濱ギフ迄出向、
主計頭ハ直ニ志岐之濱へ舟ヲ付、鉄砲ヲ打掛、迎ニ出タル侍共討ヲ
シ、心ヨゲニ押上リ、追手門之向ナルハゲ山ニ陣ヲ取、小西陣所へ參
ジ、城ゼメノ評義ヲナシ、小西人數手ウスシ、人數加勢申サントテ、
千五百人相加、然所ニ志岐之後詰ノタメ天草伊豆守所ヨリ木山彈正ト
云者ヲ頼トシテ、弓三百挺、歩立之侍二百、都合五百ニテ清正陣所之

可申候也、

(天正十七年)

十一月廿一日

加藤主計頭とのへ

〔原書封ワハ書〕

加藤主計頭とのへ

①大草志岐城ノ鎖匠ヲ責ス

六六 豊臣秀吉朱印状

〔熊本県史料中世 一五〕

志岐城落居之様子言上候、小西攝津守同前ニ相動、碎手之由被聞召届候、無由斷儀、尤ニ被思食候、次大草表儀、是又小西相談、無越度様可申付候、猶淺野彈正少弼可申候也、

十二月五日

加藤主計頭とのへ

〔原書封ワハ書〕

加藤主計頭とのへ

①志岐城落居ヲ責ス

②天正十七年加藤清正、小西行兵大草ヲ平定ス

六七 豊臣秀吉内書案

〔熊本県史料中世 四四〕

〔十二月五日小西攝津守殿へ
秀吉公方之御状・登通入〕

志岐城落居之様子言上候、早速申付候段、尤思召候、志岐事、雖助命

候、妻子以下不、發行長近所へ引越候て、彼城にハ別人可入替儀、然而

天草表へ及行由、加藤主計頭相談、無越度様ニ可申付候、次五嶋・平

戸八幡者共、高麗之儀被聞召届候、猶淺野彈正少弼可申候、以上、

十二月五日

小西攝津守とのへ

①志岐城落居

②志岐助向シ妻子以下小西方ニ移スベシ

③五嶋平戸ノ八幡者共ニ高麗ノコトヲ命ス

六八 豊臣秀吉朱印状

〔熊本県史料中世 一八〕

天草伊豆守居所本渡之城、去月廿五日棄崩、一人も不殘首七百卅余討捕之、清正手前無比類段、書中被加上寛候、粉骨之至候、彌無越度殘黨成敗之儀、小西攝津守相談可申付候、猶淺野彈正少弼可申候也、

十一月十九日

加藤主計頭とのへ

〔原書封ワハ書〕

加藤主計頭とのへ

①天草本渡城攻略ヲ責ス

六九 志岐系國親重譜

〔熊本県史料中世 五六〕

親重 兵部大夫 藤右衛門尉 始親弘

爲御先勢被指遣候處、其方高麗江渡海仕、當夏中ニ、國王令ニ同
心可罷上候、御人數被遣候而者、迷惑仕由候條、今少可相延、
旨被仰遣候、成其意、國王參洛之儀、可相急、肝要候、少も於ニ
相滞者、京都迄程遠候、小西播磨守加藤主計頭方迄、一左右可申候、
其次第可相働旨、堅被仰出候、其段相心得、兩人かたへ早速可
申届候、不可由斷候、猶淺野彈正少弼可申候也

(天正十七年) 判
三月二十八日

宗對馬守とのへ

六三 豐臣秀吉朱印狀

(日本戰史朝辭後 附錄一頁)
松浦家所藏文書

急度被仰出候、日本國々之事者不及申、海上迄靜謐ニ被仰付候
故、從大唐令惡望、相渡候進物之船、罷出候處、去春其方自分領
號商賣船、てつくわい、○此ノ旨ト申唐人爲大將、八幡ニ罷越、彼唐船
製成ノ成之荷物令海賊候由、被聞召候間、右之商賣舟之由にて、去春罷出
候てつくわい、其外同船之輩、何も不殘可差上候、於此方被差
御札明、可被仰付候、自然彼者共何角申族有之、於不罷出者
其方迄可爲曲事候條、成其意、早々可差上候、猶小西播磨守
可申候也

(天正十七年) (秀吉)
十月三日 (朱印)

松浦兵部卿法印

六四 小西行長書狀寫

(日本戰史朝辭後 附錄二頁)
武家事記

一五島平戸之唐人、八幡仕候由、被成御朱印候、昨日致上頂戴候、
即平戸・五島、是ニ在陣仕候間、上意之旨申聞、當春大唐へ商賣
罷出候唐人、其外何モ相留、改申候、不殘召來、可罷上候事、
一從高麗、對馬守○宗飛脚ヲ差越申候、高麗出仕儀、シカト御請申之
由、申越候、雖然異國ニテ御座候故、年内彼國往來モ罷成候間、
正月申召運、罷渡由申候ヲ、對馬守ハ高麗ニ、ソレマテ逗留仕候、
對馬守ニ相添、高麗へ遣申候拙者便島并奈室、今明中ニ罷歸候間、
是又召運罷登、彼國ノ様體可申上候、兎角日本へ罷渡候由申旨、
儘ニ申越候間、先御註進申上候事、
右之趣、宜御披露奉相候、恐惶謹言、
(天正十七年) 十一月八日 小西播磨守
進上 淺野彈正少弼殿 行長

六五 豐臣秀吉朱印狀

(折紙)

(熊本縣史料中世)
加藤文書 一七五

書狀被加御被見候、志岐城爲成敗、小西相助ニ付、人數相添渡、自身
又渡海之旨尤候、然而爲後詰天草出候處ニ、其方於手前過崩、悉切捨
之由、手柄候、遠路首不及差上候、重而志岐・天草物主共申付次第、
彼首共ハ可持上候、猶以行之儀、誰分情手無越度様ニ、小西播磨守
可相該候、御候て卒爾之動不可仕候、猶淺野彈正少弼、増田右衛門尉

隣國へ買取相越由、被聞召候、任 御法度旨、早し召返、如先と還任
可申付候、若違背之族於在之者、急度言上可仕候、右之趣堅申觸、可
召返候也、

(天正十六年)

八月廿九日 御朱印

寺澤志广守とのへ

①薩摩出水井ニ肥後水候ノ地ヨリ薩摩大隅日南等へ買ラレタル者ヲ選住セシム

五九 小西行長判物寫

(俱田叢史)
(鳥岡文書)

於八代郡内、六百石宛行訖、全令領知候、坪付之儀紙申渡候也、如
件、

天正十六年九月廿五日

(小西)
行長 (花押)

鳥飼權右衛門殿

六〇 小西行長知行預ケ狀寫

(熊本県史料中世)
(天草文書) (一四)

以上

願申遣候、本碓之儀、天草殿へ爲代官預け置之間、百姓中何も可得其
意候也、

(天正十七年)

三月十日

(小西)
行長花押

本碓百姓中

①天草郡本碓ヲ預ク

六一 加藤清正書狀寫

(熊本県史料中世)
(大矢野文書) (三四)

一書令啓達候、今度小西攝津守各意遣之儀ニ付、既及大儀候、就中精
泉短慮故歟、尤各親縁之御中と謂、雖一同之儀ニ候、其分者在候歟、
定可爲一同之御所意候、我等儀以神和之取暖、可申中心後二語、志岐に
攝津渡海之節、爲後詰勢被指起候事、御無用ニ存候、委細使者柏原左
馬介ニ申合候衆、被召出可有御聞候、猶期後音之時候、恐し謹言、

(天正十七年)
天〇年月

(諸臣)
加藤主計頭判

(編註)
大矢野民部大輔様

①小西行長ニ対シ志岐精泉派ク

六二 豊臣秀吉直書案

(日本戦史朝鮮役 附録一頁)
(柳屋宗廣文書)

(天正五年)
去々年九州御進發之期、以次高麗之儀爲可被仰付、御人數被指
遣候處、父子〇〇〇〇出仕候期於箱崎、高麗之事、何程御意次第之
趣、御位百被申上、去年高麗國王可有參内、由被申二付、被成
御延引候、雖然、至レテ當年一遅參候、自然又如去年、滞儀も可
在之被思召、小西攝津守加藤主計頭兩人ニ、筑紫國人數共被指遣、

五四 豊臣秀吉朱印狀

〔熊本県史料中世 阿部四郎五郎所藏文書 五五〕

加藤主計頭とのへ

〔通正〕

〔存〕

閏五月廿五日書狀披見候、其許爾相靜候由、可爲言分候、諸城普請主目等儀、入念申付候段尤候、其國學、先事如被仰下候、小西某兩人、領知方被宛行候、相守其旨、人數相集、諸事無由断可申付候肝要候、有付候上にて、在番之者共をも相甘、城：儀可被立置と、又不入をハ破却之所も可有之候、小西ニも此道申聞、萬事追々可致言上候也、

〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
六月十三日

加藤主計頭とのへ

①肥後國ヲ清正行共ニ充テ行ツ

五五 豊臣秀吉朱印狀

〔熊本県史料中世 下川文書 三五〕

豊後國之百姓、其外上下不限、男女童近年令賣買、肥後國ニ在之者之事、申付急度可返付候、殊去年以來賣買捕候人之事、猶以可爲買損之旨、堅可申付候、於難議者可爲曲事旨、可申候候也、

〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
八月二日

加藤主計頭とのへ

小西攝津守とのへ

①肥後國ニ買ワレタル豊後國ノ百姓賣テ返還スベシ

五六 豊臣秀吉朱印狀

〔熊本県史料中世 小早川文書 二七五〕

肥後諸城番手之儀、十月中所務等取納候迄、在番可被申付候、打續造作候候也、

〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
八月十日

羽柴筑前侍従とのへ

①肥後諸城番手申付

②同趣旨ノ文書、同日付筑紫文書〔熊本県史料 中世五〕四号、筑紫左馬頭宛、徳造寺文書〔熊本県史料 中世五〕三二号、羽柴肥前侍従宛アリ

五七 豊臣秀吉朱印狀

〔熊本県史料中世 一五〕

〔筑前八幡守とのへ〕

草野中務少輔息事、肥後江被遣候条、肥前國在之彼等跡識、御藏入ニ被仰付候間、其方致代官、可運上候、猶淺野正少弼可申候也、

〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
八月廿七日

鍋嶋飛騨守とのへ

①立野氏旧領ヲ藏入トス

五八 豊臣秀吉朱印狀案〔折紙〕

〔島津家文書 九六八〕

薩州和泉并肥後水俣之不寄付百姓、男女共ニ、蘭船・大隅・日向其外

；曲事者候條、尼崎ニ追籠、番衆を被付置、つくしへ被遣候上使歸次第、各國之者共成敗之仕様をも被聞召、其上にて陸奥守を八國をばらハせられ候歎、又者腹をさらせ候歎、二ヶ條に一ヶ條可被仰付と被思召候處、肥後事ハ不及申、九州悉相靜、國人千余割首、其内ニ而大將分百計大坂へもたせ上候、然者喧嘩のあい手國；者共割首むつのかみあいたすけさせられ候へハ、殿下御紛かと、國々のもの共存候入者、如何被思召候條、不便なから後五月十四日陸奥守ニ腹をさらせられ候事、

一、むつのかみ肥後ニ有之者共、曲事ニあらず候間、其ぶんくニ知行可被下候條、くまもとニ堪忍可仕事、
〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
閏五月十四日〇

小早川左衛門佐とのへ

- ①九州征伐ノ後肥後國ヲ与エラル
- ②秀吉藩本・宇上等ノ城主女子ヲ大坂へ召シ上ゲテ團總ヲ地ツ
- ③成政國人へノ本知新知ヲトリ押サウルニヨリ一境起ル
- ④一境ノ者千余ノ首ヲ割テ
- ⑤驅逐兩成政トシテ成政ニ切腹ヲ申シツク
- ⑥肥後ニフル成政家臣ハ構ナシ
- ⑦同題旨ノ文書、同日付船送寺文書〔熊本県史料 中世五〕三六号、龍道寺民部大輔宛、島津家文書三八一号島津兵部頭宛、立花文書〔熊本県史料 中世五〕一〇号、立花左近宛アリ

五二 豊臣秀吉朱印狀〔紙〕

〔熊本県史料中世 二〇五〕
〔加藤文書〕

其方事、萬精を入、御用ニモ可罷立与被、思食付而、於肥後國領知方、一廉被拜領、隈本在城儀、被仰付候条、相守御法度旨、諸事可申付候、於令油斷者、可爲曲事候、就其陸奥守事、以一書被、仰出候こと、去十四日腹を切させられ候、雖然、家中者之儀者不苦候間、其方小西相談、其ニ見計、知行念を入遣之、爲兩人可抑置候、猶淺野輝正少弼・戸田民部少輔可申候也、
〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
後五月十五日〇

加藤主計頭とのへ

加藤主計頭とのへ

- ①肥後國ヲ領地シ隈本ニ在城スベシ
- ②佐々成政ノ家中者ヲ召シ拘ウベシ

五三 豊臣秀吉朱印狀寫

〔熊本県史料中世 二四〕
〔大矢野文書〕

肥後國天草郡内千七百五十五之町、此度以御恩地之上、爲被宛行之之、
全令領知、小西輝津守子致合宿、可抽息節候也、
〔天正十六年〕
〔秀吉朱印〕
後五月十五日〇

大矢野民部大輔とのへ

①天草郡ノ内千七百五十五石ヲ檢地ノ上宛テ行ウ

五一 豐臣秀吉朱印狀

(熊本縣史料中世 五)
小早川文書 二五

陸奥守前後惡逆事

一、天正拾貳年、柴田 殿下へたいし謀叛あひかまへ、江州北郡よこ

表へ亂入いたし候ニ付て、關白殿自身かけ付させられ切崩、其足に

て越前北之庄討果させられ候處、むつのかミ、しは田と令同意、越

中國ニ有之、加賀國かなさわの城佐久間玄番居城、柴田相果候ニよ

り、明退候處、陸奥守かなさわの城へかけ入、相踏候間、從越前國

直ニ御馬をいたされ、彼かなさわ城とりまかせられ候處、あたまを

そり可被刎首由申候て走入候間、かうべをもはねさせられす、如先

と越前一國被下、飛彈國取次迄被仰付候事、

一、天正十三年に信雄尾張國ニ有之、不相届刻、彼むつのかミ又候哉、

人質を相捨、別儀をいたし、加賀國はしへ令亂入、城をこしらへ

候間、則被出御馬、は城うちはたさせられ、越中陸奥守居城と山の

城とりまかせせられ候之處、又候哉、むつのかミあたまをそり走入

候間、あはれニ思召、不被作刎首、城をうけとらせられ、越中半國

被下、女子をつれ、在大坂有之ニ付て、不便ニ被思召、津の國のせ

郡一職ニ、女子爲堪忍分被下、剩位儀公家ニまで被仰付事、

一、つくし御成敗、天正十五年、殿下被出 御馬、一へんニ被仰付候

刻、むつのかミ信長御時、武者の覺かいらきかましきと人の申成、

殿下にも見およはさせられ、つくしの内肥後國よき國ニ候間、一國

被仰付、兵糧鉄炮の玉葉以下迄、城へいれさせられ、普請等まで

被仰付、陸奥ニ被下候事、

一、御開陳之刻、國人くまもととの城主・宇土城主・小代之城主かうべ

をゆるさせられ、堪忍分を被下、城主女子共ニ大坂へ被召連、國ニ

やまいのなき様ニ被仰付、其外殘の國人之儀、人質をめし被置、女

子共陸奥守有之在くまもとニ被仰付處、國人くまべ但馬、豊後と令

一味、日來無如在者之儀ニ候間、本知事ハ不及申、新知一倍被下も

の、所へ、大坂へ一往之御屋不中、陸奥守取懸候ニ付て、くまべあ

たまをそり、陸奥守所へ走入候之處、其子式部太輔につられ候とて、

山智之城へ引入在之、國人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、

陸奥守及雜儀候間、小早川・龍造寺・立花左近を始め、被仰付、くま

もとへ通路城へ兵糧入させられ候へ共、はか不行ニ付て、毛利右馬

頭被仰付、天正十六年正月月中旬察天之時分、如何難被思召候、右之

人數被仰付、肥後一國平均ニ聽成候事、

一、右之曲事條ニ難有之、其儀をかゝり見させられず、肥後國被仰付

候に、月を一ヶ月共不相立、國ニ亂をいてかし候儀、殿下迄被失御

面目候間、御礼明なしにも、むつのかミ腹をくらせらるへきと被思

召候へ共、人の申成も有之かと被思召、淺野雅正・生駒雅樂・蜂須

賀阿波守・戸田兵衛少輔・福崎左衛門大夫・加藤主計頭・森森岐守

・黒田勘解由・小西掃津守被仰付、右之者共人數ニ三万百連、肥後

國へ爲上使被遣、くまもとニ有之陸奥守をハ曲事ニ被思召候間、先

八代へ被遣、國之者共をハ、忠不忠をわけ、恐可刎首由、被仰遣候

處、又候哉、むつのかミ上使ニも不相稱、大坂へ越候間、如一書條

四九 長岡玄旨細川・石田三成連署書狀

（熊本県史料中世 五）
新編文書 三

長岡長部入道
石田也孫少輔

新納武藏守殿

別送

三成

恐、謹言、

天保十六年
五月十五日

淺野彌正少將

畏吉（花押）

加藤主計頭

清正（花押）

福嶋左衛門大夫

正則（花押）

小西播磨守

行長（花押）

黒田勘解由

季高（花押）

毛利壹岐守

吉成（花押）

戸田民部少輔

勝隆（花押）

蜂須賀阿波守

家政（花押）

生駒雅樂頭

近親（花押）

（近光）
新納武藏入道殿

御宿所

二月五日之御狀、於京都令拜披候、仍肥後表江卒敷置、武庫御備、殊更貴殿御先手之由、奉天之仰、御苦勞共ニ候キ、以其故一國平均屬御本意之段、御手柄不及是非候、然處ニ相良構連心、路次等成障之由、沙汰之限候、近ニ武庫可爲御上洛候案、以對該有様之旨、可達上聞候、將亦八代・塞北之儀、承候、様子得心候、不可有疎怠候、次ニ御息左京亮殿之儀、被仰越候、御存分之通、何御氣色申上、變而返下可申候、由斷有間敷候、恐、謹言、
（天保十六年）
卯月廿三日

三成（花押）

玄旨（花押）

（近光）
新納武藏守殿

別送事

①島津勢肥後ニ出奔ス

②相良路次ヲ訪フ

五〇 淺野長吉・加藤清正等連署書狀（熊本県史料中世 五）
新編文書

總申入候、肥後國惡徒等少、北還候之間、其元於有之ハ、急度被成御成敗、天下へ御注進尤存候、其御國在、へも堅可被仰付事、肝要存候、

①肥後惡徒敗走

誠長、打續苦勞故、早速屬平均段、感恩食候、彼表置目等并筑後・筑前儀、是又被聞召届候、委細右兩人被仰合候條、相談、可被申付候也、

〔天正十六年〕
二月十六日〔花押〕

小早川左衛門佐とのへ

①一撥平定ヲ賣ス

四六 豊臣秀吉朱印狀〔折紙〕

〔熊本縣史料中世 五〕
小早川文書 二二三

至肥後兵額三千石被遣之候、然者從小倉ちりく迄中途にて、黒田勘解由・森登岐守手前より、其方請取之、ちりくへ相属、龍造寺民部太輔ニ相談、舟にて早々熊本浦迄相著、檢使共ニ可相渡由、可被申付候、陸奥守事、尼崎迄罷上後、弥曲事ニ被思召候、雖然、肥後へ被遣候檢使共龍上次第ニ、様林被聞召、猶以被逐御乱明、陸奥守被加御成敗候歎、又八國端へも被遣候歎、否之後、可被仰出とて、先尼崎ニ被留置候也、

〔天正十六年〕
二月廿日

小早川左衛門とのへ

①兵額三千石ヲ肥後ニ送ル
②佐々成政尼崎ニ派ル

四七 豊臣秀吉直書

〔熊本縣史料中世 五〕
小早川文書 二二四

去月三日書狀披見候、九州様子爲言上、安國寺羅差上之、至肥後檢使被差下付而、從中途重而罷下之由候、就其、榎首座申合到來候、委細被聞召候、於様跡者、檢使共ニ被仰付候條、被得其意、可逐相談候、猶榎首座可申候也、

〔天正十六年〕
三月六日〔花押〕

小早川左衛門佐とのへ

吉川藏人とのへ

①報告ノタメ上京セル惠達中ニテ肥後檢使ト共ニ下函ス

四八 豊臣秀吉朱印狀〔打紙〕

〔島津家文書 三八〇〕

肥後表令一着付而、歸陣之由尤候、爲祝儀、太刀一腰、黄金十兩到來、悦思召候、然者、先度日向巢儀被成朱印候、雖爲誰ニ知行内、堅申付、從其方巢儀取可被上候、但、其領主可差上之由於申者、入念懸付可被取置之、委細者長岡法印、石田可申候也、

〔天正十六年〕
卯月二日

嶋津兵庫頭とのへ

①義弘肥後ヨリ歸陣ス
②秀吉義弘ニ日向巢儀ノ進納ヲ促ス

四一 豊臣秀吉朱印狀

(稻妻家文書 六九八)

爲年頭之祝儀、黄金拾兩到來、悅被思食候、次去年以來長々在陣、辛勞候、其禮之儀、御置目等爲可被仰付、御上使被遣候、陸奥守依所行、百姓等企一揆之条、被地被仰付候、雖然、其方本知新共被差除条、得其意、尙以可抽粉骨候、委細石田治澤少輔可申候也、

(天正十六年) 正月廿三日〇(秀吉朱印)

相良宮内大夫とのへ

①船房ノ在陣

②秀吉肥後國ノ被地ノ命文

③相良氏領ハ被地ヲ除外ス

四二 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五)

立花左近將監とのへ

度；如被仰聞候、肥後其外國、置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、被成其意、愈不可有由断事專一候、永；在陣被痛思召候、仍馬一疋被遣之候、委細淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年) 正月廿七日〇(秀吉朱印)

立花左近將監

とのへ

四三 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五)

度；如被仰聞候、肥後其外國、置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、成其意有相談、弥不可有由断事專一候、其方之儀者、南關邊迄可被打越候、誠水；在陣、粉骨之至、被感思召候、仍馬一疋被遣之候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年) 正月廿七日〇(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四四 豊臣秀吉直書案

(島津家文書 九五二)

差上使書言上之趣、被聞召届候、至肥後境目在陣之由候、雖然、彼爾靜論之上者、可有歸陣候、日州知行分出入之由申越候、罷上候節、是又可被仰付候、猶石田治澤少輔可申候也、

(天正十六年) 二月十一日御自判

嶋津兵庫頭とのへ

①秀吉妻弘二肥後境目ヨリ御仰ヲ命文

②日向知行分ノ出入

四五 豊臣秀吉直書(折紙)

(熊本県史料中世 二二)

肥後表在陣、別而被入精之通、黒田勘解由・森登城守罷上、言上候、

与思召候處、大友指出、佗言可申由、沙汰之限候、舊冬ハ無余日付

而、寒天之刻痛入、御人數差遣候つる、早爲御先勢、雖須賀阿波守

・生駒雅樂頭・淺野彈正少弼・福嶋左衛門大夫・戸田民部少輔・加藤主計・小西攝津守、其外貳万余被差遣候間、於逆徒旅者、一人も

被成御助間敷候條、可被得其意候、

一、九州を堅被仰付候へハ、唐國迄思召儘ニ可被仰付との事候條、大坂

坂之つほの内同前ニ被成御心得候間、各も成其意可然候、寔去々年

以來辛勞共痛入候也、

正月五日 (花押)

小早川左衛門佐とのへ

①有勤兼元隣部親奉ノ降服ヲ拒ミ城へ追イカエシ對テ一類悉ク誅スベシ

②阿蘇モ成敗スベキトコロ大友親統佗言ヲ申シ入ル

三九 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 二〇五) 鍋島文書

去十二月九日書狀、於京都被見候、肥後和仁・邊將令誅討之趣、被聞

召候、誠抽粉骨付而、早速歸平均、悅思食候、先書如被仰遣候、爲御

上使、四國之者共、淺野彈正少弼・加藤主計頭・小西以下被差遣候条、

各逐相談、彌無由斷、可入轉事專一候也、

正月十九日 (花押)

鍋嶋飛騨守とのへ

①和仁逆春服誅

四〇 豊臣秀吉直書

(熊本県史料中世 二〇五) 小早川文書

去十二月廿一日之書狀、於京都到來、被見候、

一、肥後之様子、安國寺一書之通、被聞召候、屬平均、龍城へ人數丈

夫ニ指罷之由尤候、誠寒天之刻、長々在陣、別而痛入候、

一、有勤事、先書ニ委細被仰遣通候間、可成其意候、則爲御上使、四

國衆・淺野彈正少弼・加藤主計正・小西攝津守・其外貳万余、明日

廿日ニ被差遣候、於様子ハ被仰合候間、遂相談、可被申付候事、

一、阿蘇之儀も、一撥棟梁人可在之候間、有御札明、可被加御誅討と

思召候、以大友御佗言可申之由、沙汰之限候、是又榊膝御上使ニ被

仰付候事、

一、豊前之惡徒等、悉令誅討、首到來候、定而其方へも可相聞候、

一、九州儀者、度々如被仰遣候、何方迄も於逆逆之輩者、不殘此度可

被加御成敗と思召候條、弥無礙可被申付候事、專一候也、

正月十九日 (花押)

小早川左衛門佐とのへ

①有勤ハ先書ノ如ク鍋置スベシ

筑紫左馬頭とのへ
高橋彌七郎とのへ

①和仁親安邊尋行ヲ謀伐セシヲ實ス

三七 豊臣秀吉直書(折紙)

(原本與史料中世 一八)
小早川文書

去六日書狀昨日廿六日、於大坂加披見候、

一、和仁・邊尋事、一人も不運可判首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感悅不淺候、殊其方精入付而一著儀、爲向後尤之儀候事、

一、於宇土忠節之族中越候通、被聞召候、追而可被加御慰候事、

一、有働事者、今度一揆張本人儀候間、恐可被加誅罰候様、一人も不測候様、可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、爲御乳明、人數二万余、正月廿日可罷立旨、早最前被仰出候、今以同事候、

相越上使次第遂相談、有働可判首候、但百姓として有働一類首をきり出候ニ付てハ、百姓之儀者可被助置候様、猶御上使ニ可被仰合候事、

一、阿蘇事、神主若殿候間、下、張可有之与被思食候、是又上使相談、遂礼明、一揆張本人成敗候者、をのつから不可有異儀候事、

一、肥前西目者共事、中越候通、具被聞召候、被遣御礼明、可被仰付候間、成其意、亂造寺申談、彌不可有紛候、是も今度被遣候もの与被申談、遂礼明、それ／＼可被申付事肝要候事、

一、龍造寺・同鶴崎精入由、神妙被思召候、則被遣 御朱印候、立花

筑紫・高橋かたへも被成 御朱印候事、

一、猶以逆意之族尋獲、恐可有成敗候、國郡荒候ても不苦候之間、逆徒之儀者不及申、今度精をも不入、出陣をも不仕、世間之跡見合候

族共、悉爲可被加御成敗、御人敵被遣候間、被得其意、上使遂相談、可被申付候、寒天之刻、辛勞痛入候、併先手ニも被居候へハ、難逆儀候之間、彌可被入精事專一候也、

(天正十五年) 十二月廿七日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

①宇土素通ニ秀吉ニ通ス

②熊野荒ルルモ逆徒悉ク成敗スベシ

三八 豊臣秀吉直書

(原本與史料中世 一九)
小早川文書

十二月十七日書狀、昨日四日大坂到來、加披見候、

一、有働大隅守・隈部式部太輔事、子共召運走入、城可相被之由申付

而、安國寺ニ人數相添差遣之由候、被兩人事者、一揆張本人候間、

非可被助置儀候、城を請取候て、御成敗候へハ、拔候様ニ可存候間、被成御救免問敷、上意之由申候て、城を返、其城へ妻子一類共ニ追入、かへり廻垣を結、一人も不洩様ニ可取巻候、逆徒等爲可被加御

退治、從新冬被成御陣觸、貳万余此廿日ニ罷立候、

一、阿蘇之儀も、一揆張本人共可有之候間、有御礼明、可被加御成敗

樹ニ彼知行可相渡事肝要候、自然龍造寺手柄ニ不成候者、幸明春御

人数被差遣候条、其節可被仰付候、得其意、聊雨之動仕間敷候事、

一、大村・畑・草野・有間儀、出入敷無別条之由、並、申越候条、小

西攝津守被差遣、龍造寺相動候同前ニ、諸事覺悟可仕由被仰出候、

定而上意之段、相背間敷候哉事、

一、年内無余日候之間、何之道ニも、明春者大和納言ニ、御人数十

万計相副被差遣、國、逆徒等逢礼明、被加御成敗、國、置目等被遣、

御念可被仰付候条、可得其意事、

一、龍造寺并其方事、議式無如在様令覺悟、忠節專用恩召候也、

霜月十五日 ○(天正十五年)

鍋嶋飛騨守とのへ

- ①肥後國侍一揆
- ②西郷信尚ノ亂

三四 豐臣秀吉朱印狀

(肥後クハ意)
(長門)

鍋嶋飛騨守とのへ

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐事、感恩召

候、寔粉骨之段無比類候、然者彼國殘黨被逢御礼明、爲可被仰付、來

正月廿日、爲上使貳万余被仰付候間、成其意、西郷事、彌不運様堅可

申付候、不可有由斷候也、

(熊本縣史料中世 五)
(鍋嶋文書)

(天正十五年)
十二月廿七日 ○(秀吉朱印)

鍋嶋飛騨守とのへ

①和仁返書談伏

三五 豐臣秀吉朱印狀(紙)

(熊本縣史料中世 三四)
(龍造寺文書)

今度、至肥後國差遣鍋嶋飛騨守、精を入故、和仁・邊春早速誅伐段、

感恩召候、彼國殘黨被逢御礼明、爲可被仰付、來正月廿日、爲上使貳

万余被仰付候条、成其意、西郷事、彌不運様堅申付、可制首候、不可

有由斷候也、

十二月廿七日 ○(天正十五年)
(秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

①鍋嶋直茂一揆退治ニ出陣ス

三六 豐臣秀吉朱印狀

(熊本縣史料中世 一五)
(小早川文書)

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐段感恩召候、

寔粉骨儀、無比類候、然者、彼國殘黨被逢御礼明、爲可被仰付、來正

月廿日爲上使貳万余被仰付候條、可成其意候、猶小早川左衛門佐可中

候也、

(天正十五年)
十二月廿七日 ○(秀吉朱印)

立花左近將監とのへ

①和仁刃卷一揆

②同卷旨ノ文書、同日付立花文書（熊本県史料 中世五）八、立花左衛門監宛アリ

三一 豊臣秀吉朱印狀

〔熊本県史料中世 一六五〕
〔小早川文書 一六五〕

去月十五日書狀被加披見候、并小西靈津守罷上、言上候通、一、被聞召候、和仁・邊春取巻之由、寒天之刻、痛入難被思召候、併隆景外聞實儀候間、以仕寄賣崩候歟、又者重、堀靈馬以下丈夫相付、干殺ニ成候歟、何之道ニ成共、九州自今己後之爲見懸候間、一人及不通様可被申付候、殘黨之儀者、建來拜御人數被差遣、一、可被制首候條、可被得其意候、誠打續在陣、苦勞感被思召候、委細者小西かた迄被仰出候間、定而可相違候也、

〔天正十五年〕
〔秀吉朱印〕

十二月十日

〔北見〕
安國寺

〔北見〕
小早川左衛門佐とのへ

①肥後田中城ヲ四ム

三二 豊臣秀吉直書

〔折紙〕

〔熊本県史料中世 一七五〕
〔小早川文書 一七五〕

九州儀、小西靈津守罷上、言上之通具聞召候、其表有居陣、入藉被申付之由尤候、然者肥後表之一揆和仁・邊春取巻由、寒天之刻、痛

入難被思召候、併其方外聞候之間、以仕寄賣崩候歟、又者重、堀靈馬以下丈夫相付、干殺ニ成共、何之道ニも、自今以後見こり之ため候間、一人及不通様可被申付候、

一、右之取巻之人數迄にてはか不行候者、久留米ニハ留主唐丈夫殘置、其方事肥後表へ被相越、和仁・邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、
一、殘城を相拘、一揆於權籠者、自是御人數被遣、可被仰付候事、
一、國・置目等、提候由、被聞召候間、不斗午御遊山被成御座、罷御改候て、可被仰付候、來春先爲先勞二三万御人數被遣、殘黨一、可被制首候、繕遣、可有言上候也、

〔天正十五年〕
〔花押〕

十二月十日
〔北見〕
小早川左衛門佐とのへ

①和仁刃卷城包圍ノ陣ヲ見舞ウ
②來春ハ二三万ヲ差シ向クベシ

三三 豊臣秀吉朱印狀

〔折紙〕

〔熊本県史料中世 一七五〕
〔鍋島文書 一七五〕

〔北見〕
〔鍋島飛騨守とのへ〕

七月十二日之書狀、一書之旨、被聞召候、殊願一舉志之程悦思召候、一、肥後國ノ諸侍一揆共、陸奥守仕儀懸由申候て、企謀叛之儀、無是非次第被、就其、其方事、行等無由断之段、尤苦勞共候事、
一、七郎左衛門尉ニ被遣候城知行へ、在陣之留主をねらい、西郷打入之由候、彼者衆、曲者候之間、急度討果、取分ニ申付、七郎左衛門

稱以下丈夫相付、干殺ニ成共、何之遣ニも、自今以後見こり之ため候間、一人も不通様可被申付候、

一右之取巻之人數迄にてはか不行候者、久留米ニハ留主居丈夫殘置、

其方事肥後表へ被相越、和仁、邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、

一殘城を相拘、一撥於權籠者、自是御人數被遣、可被仰付候事、

一國々置目等、猿候由、被開召候間、不斗乍御遊山被成御座、御御改候て、可被仰付候、來春先爲先勢二三万御人數被遣、殘黨一々可被制首候、猶追々可有言上候也、

①和仁邊春ヲ取巻

②戰況ニヨリ邊春モ肥後へ出陣スベシ

③殘城ノ討仗

小早川左衛門佐とのへ

二九 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

(熊本系史料中世 五)
(肥後)
(龍造寺文書 三〇)

九州之儀、小西撫清守罷上、申上之趣、逐一聞食候、然者、和仁・邊春執巻由、寒天と云、別而痛入被思食候、併後、爲見懸候之間、

以仕寄責崩候狀、又者重、屏・櫓已下丈夫相付、干殺成候狀、何之途にも、一人も不逞之様可申付候、專要候事、

一、殘城を相拘、一撥於權籠者、自是被遣御人數、可被仰付事、

一、國々置目等、猿二候之由被聞候之間、乍御遊山、不圖被成御座、

御御改候て可被仰付候、來春先爲先勢二三万御人數被遣、殘黨一々可被制首相定候之条、可得其意事、

一、執巻衆、兵根無之者ニハ、申上次第可被下候之間、可成其意候、

次其方所勢海船氣候由、被開召候、尙以無由斷養生肝要候也、

①和仁邊春ヲ執り巻キ見セシメノクテ一人モ残サズ干殺ニスベシ

②遊山ヲ禁メテ出動シ諸國ノ設置ヲ改ムベシ

龍造寺民部太輔とのへ

三〇 豊臣秀吉朱印狀

(熊本系史料中世 八)
(肥後)
(鍋島文書)

九州之儀、小西撫清守罷上申上之趣、逐一聞食候、然者、和仁・邊春執巻由、寒天と云、別而痛入被思食候、併後、爲見懸候之間、

以仕寄責崩候狀、又者重、屏・櫓已下丈夫相付、干殺成候、何之途にも、一人も不逞様可申付候、專要候事、

一、殘城を相拘、一撥於權籠者、自是御人數被遣可被仰付事、

一、國・置目等、猿二候之由被聞候之間、乍御遊山、不圖被成御座、

御御改候て可被仰付候、來春先爲前勢二三万御人數被遣、殘黨一々可被制首相定候之条、可得其意事、

一、執巻衆兵根無之者ニハ、申上次第可被下候之間、可成其意候也、

十二月十日

鍋島飛騨守とのへ

（癸丑）
十一月十日

龍造寺民部大輔とのへ

- ①一聚成敗ノクメ毛利輝元出馬ス
- ②明春十萬ノ兵ヲ遣ワスベシ

二六 戸田勝隆書狀(折)

（龍造寺文書 三八）

上様被懸御目、一段仕合候、被仰越候段、何も生逼直ニ被仰
 含^{（中）}可被申候、即被成御朱印候、肥後國人、對奥州一揆致同
 意^{（中）}亂^{（中）}不及是非候、來春者、御人數十萬程可被差遣置候、
 拙者も爲御先手可取越由、御談候間、明春致者陣、可懸御目候、其
 間之儀、不及申候へ共、無御油斷御才寬、尤存候、此中之御才寬、被
 抽忠儀之段、被及聞召、一段御機嫌御座候、就其、爲御借信金子「五
 枚被懸御意候、毎々御懇情之至難申謝候、尙□□可被申入候、恐々謹
 言、

（癸丑）

十一月十六日

龍造寺民部大輔殿

御報

戸田民部少輔

勝隆（花押）

- ①寄信ノ金子ヲ附ス
- ②前一撥ノタメ兵十萬ヲ差シ向ケラルベシ

二七 安國寺惠瓊書狀

（龍造寺文書 二五）

去七日之御普札到來、不異面謁、再三披閱、歡拜至候、去夏者始而對
 談候之處、如舊識、于今御床敷候、併遠方、殊肥後錯乱付而、路次不
 入合期之故之故、乍存相過候、仍肥後一揆動亂、既限本難儀之由候衆、
 懸下南關打入限本、通路切明、奥州抱所無著候、然者和仁・邊春權龍
 候一城取卷候、今五日之内可爲落去候、隙明次第山鹿・有動城可取詰
 候、此節候衆、京都於御下知者、一勞被指出限本、御加勢肝要存候、
 將亦當夏御懸断之地、石治少我等申定候之處、其以後相違候哉、不及
 是非候、何及重而可申候、此口罷下候故、貴國御取成、疎略之段令
 迷惑候、何様通之儀、不可存緩疎候、猶任察首座口上候衆、不能詳
 候、恐々謹言、

（癸丑）

十一月廿六日

新納武藏守殿

御報

惠瓊（花押）

- ①同一撥ニヨリ路次合期セズ
- ②今五日内ニ和仁邊春ヲ落去セシムベシ

二八 豐臣秀吉直書(折紙)

（小早川家文書 四八九）

九州儀、小西彌津守罷上、言上之通、具聞召候、其表有居陣、入精被
 申付之由、尤候、然者、肥後表之一揆、和仁、邊春取卷由、寒天之刻、
 痛入難被思召候、併其方外間候之間、以仕寄賞崩候歟、又者直々解雲

①園待百姓等ノ申シ分ヲ聞キ注進スベシ
安國寺(原註)

二三 豐臣秀吉朱印狀(折)

(熊本県史料中世 一四)
小早川文書

去月廿六日之書狀、安國寺^(原註)注進之趣、何も被聞召罷、雖被成御書候、猶其許様鉢爲可被聞召、小西^(原註)彌守被差遣候、各違相談、具可申越候、肥前國一揆雖蜂起候、差儀在之間敷、併見計、聊爾之働無用候、毛利^(原註)右馬頭早出陣之由候間、定而可爲差陣候、其方左右次第、御人數之儀、大和^(原註)大納言・近江^(原註)中納言・備前^(原註)宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀、可被仰出候、弥粉骨專用候、時分柄迷惑之段、被捕入候、猶小西可申候也、

(天正十五年)
十月十四日〇

小早川左衛門佐とのへ

①園一揆ニ対シ草率モ戒ム
②四國衆モ出陣サスベシ

二四 豐臣秀吉朱印狀(折)

(熊本県史料中世 一四)
小早川文書

去六日書狀今月廿二日、於大坂遂被見候、
一、有御付城へ兵頼差籠、丈夫申付之由、尤思食候、殊其對及一戰候、
て、立花左近將監手へ頭敷多討捕之由、雖不始于今候候、手柄を仕

候粉骨、奇特思食候、被成下御書候間、得其意、總々可申聞候、重而可被加褒美候、

一、野仲・城并兩人之叔原申合、豐前上毛郡野仲古城へ依籠出候、中通一揆等も少々就令蜂起、黑田勘解由・森重殿守豐前へ打歸之由、被聞食候、輝元可爲差陣候儀、遂相談、彼古城討果、一揆等無切、

可申付候、猶以卒爾之動不可仕候、
一、彼惡逆人妻子共之事、大友左兵衛督かたへ御書被成候間、持せ堅可申聞候、

一、西肥前之者共かたへも、追々被仰出候、

一、度々如被仰聞候、御人數之儀者、左右次第可被差遣候、其面之様子切々可致言上候也、

(天正十五年)
十月廿二日〇

小早川左衛門佐とのへ

①立花統虎ノ職功ヲ賞ス
②豊前城并衆蜂起

二五 豐臣秀吉朱印狀(折)

(熊本県史料中世 三五)
熊本縣史料中世

就一揆成敗、毛利右馬頭命出馬、及行首言上候、其方事、輝元・陸景令相談、凶徒誅割儀、無由斷可精入候、根もなき一揆原の事候条、手問不可入与思召候、明春始、大和^(原註)大納言御人數十方計被差遣之、園々置目等之儀、可被仰付候間、可成其意候也、

之儀、輝元可被申付候事、

(元正十五年)
十月十四日

増田右衛門尉

長盛 (花押)

石田治部少輔

三成 (花押)

淺野彈正少弼

長吉 (花押)

安國寺 (尾道)

小早川藤四郎殿 (奇道)

①肥後國ヲ与エラル

②秀吉ノ下知ニ背キ失敗ス

③唐西遊マデモ仰セツケラレントスルニヨリ九州ヲ畿内同前ニセントス

二〇 豊臣秀吉朱印狀 (折紙)

(熊本県史料中世 納品文書 六五)

(肥後ウハ書)
「鍋嶋飛騨守とのへ」

急度染筆候、肥前國一撰等、端々令蜂起之由、被聞食候、定遊儀有間

敷候件、其元見計、無越度儘可申付事、專一候、毛利右馬頭自身罷立

候間、早速可爲着障候、其内様子可爲可被聞召屋、小西攝津守被遊候、

各圖談、具可申上候、隨其大和之大納言、江州中納言、備前宰相其外

四國之共を始、出陣儀可申付、九州儀者、五畿内同前思食候条、何之

道にも御人数被遊、堅可被仰付候間、成其意、丈夫ニ可申付候、委細

(行)
小西ニ被仰食候也、

(元正十五年)
十月十四日〇

鍋嶋飛騨守とのへ (奇道)

二一 長岡玄旨 關孝・石田三成連署書狀 (紙切)

(熊本県史料中世 新納文書 一五)

(肥後ウハ書)

新納武藏守殿 (重光)

就肥後國之儀、余々以御書被仰出、被差下伊集院右衛門大夫ニ委細被

仰食候、武蔵被差下知、行等不可有由斷候趣、相心得可申之由儀、始

末相願御書候間、不能一二候、恐々謹言、

(元正十五年)
十月廿一日

石田 三成 (花押)

新納武藏守殿 (重光)

①肥後國一撰ニツキ修候セシム

二二 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 小早川文書 一三)

肥後國侍同百姓以下申分於在之者聞願、可遊言上候、被聞召展、可被

加御下知候也、

(元正十五年)
十月廿一日〇 (秀吉朱印)

米ニ在之事候、毛利右馬頭早速可著陣候間、相談、無越度探尋一候、
御人數之儀者、左右次第可被仰付候、其上和彌大納言・江沼中納言・
備前幸相被差遣、唐國迄可被仰付候、九州等五畿内同前ニ被思召候條、
可成其意儀也。
(元禄十五年)
十月十三日〇(寄書集印)

波多下野守

とのへ

①圖一候ニコリ軍勢ヲ遣ラス

②唐國マゾモ支配スベシ

③同趣旨ノ文書、岡口付鍋島文書(熊本縣史料 中世五)五号、鍋島飛騨守
宛、龍造寺文書、龍造寺氏郡大補宛アリ

一九 豊臣氏奉行連署狀

(熊本縣史料中世五)
小泉川文書 二六

一、先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候處、被遣御一戰、悉被討果
候、陸奥守も柴田令一味之條、同事可被加御退治与思召、既加州金
澤迄被寄御馬候處走入、種々御代言申上付而、被助置、剩越中一國
被仰付候、雖然無幾程忘御恩賞、尾州与御針桶之刻、陸奥守辨別心、
能勿富州へ妨を成候付而、重而爲御誅罰、被成、御動座、越中久利
賀良時ニ被立、御馬、彼國富山を被取巻、既陸奥守可被劔首候處、
かしらをそり、御先手へ走入候條、不便ニ思召、被助置、其上越中
ニおいて一郡被下候、然者妻子召連、在大坂付而、於上方壹万石被
下候而、外聞可然様ニ被仰付候事、

一、右之分にても猶以不便ニ思召、又者御用にも可立かと被 思召、
今度於九州肥後一國被仰付、於彼國肝心之域、をハ被立置、其外城
被破却被 仰付、其上鉄炮玉藥兵頭已下迄被下候、并城主共妻子以
下天下へ被召上、靜論之御國被成、御預ケ候處、無幾程陸奥守背
御下知、彼國侍ニ以 御朱印被 仰付候少知をも不相渡、及迷惑候
事、

一、彼國百姓共も有付候様ニ令分別、可申付之由、重敷被 仰出候處、
被地を仕、其上百姓ニ對し、下々非分等申懸ニ付而及迷惑、一揆を
起候由候事、

一、今迄諸事被 仰出儀、上下共ニ相背族無之處、陸奥守被相背、御
朱印冒候事、被 仰出之趣、相違之様ニ候て、御外聞如何与被思召、
御機嫌以外候事、

一、唐南蠻國迄も可被 仰付与思召候之條、九筋之儀者、五畿内同前
ニ被仰付候へて不叶儀候間、早速可被遣御人數候へ共、國々者共所
行爲可被 御覽分、毛利右馬頭九州へ被相越、堅可被申付由、被
仰出候、隨其御人數可被差遣事、

一、疎元被罷出候ても、一黨無之ニ付而ハ、太和大納言・江沼中納言
・備前幸相、其外四國衆を始、不殘出陣之儀、被 仰脚候、然者各
存分之通、爲可被 聞召、又者其表之様子爲可被見及、爲御使、小
西攝津守被差遣候間、被承合、能、被申上尤候事、

一、各々可被下ため、御兵損もはや被仰付候條、小倉にてハ、森萱較
守御くらのもりをも相留、可相待候、關戸にてハ、最前之御藏修理

大矢野民部大輔とのへ

①天章那ノ内九十町ヲ宛テ行ク

②原本所在不明ニ付テ大矢野氏先相付ニ返ル

一五 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世 五)
立花文書 九

立花左近將監

とのへ

急度申遣候、肥後面儀、一揆少々令峰起、隈本へ通路さ、ハリを成候由候、其方堺目之儀候間、相個人數、早速罷立、隈本へ入相候而、陸奥守令相談、一揆其外國侍不相届者於在之者、可加成取候、此節候間、不可有御由斷候也、

九月七日〇

立花左近將監

とのへ

一六 戸田勝隆書狀

(熊本県史料中世 五)
龍造寺文書 三七

向々爲御普信、縮貳端被懸御意候、

成御上

存候、然者我等かたへの五枚之御

折帛、謹請取候、

六枚之金

わせも請取申候、肥後

表之儀、難說在之様承候、

可被刷御

表之儀、相

治候ハ、纏而御上落、奉待存候、御母儀御馳走仕候、大
□へ中越候へとも、我等留守之儀候間、定而御馳走仕間敷と存、迷惑
仕候、猶御使者申入候、恐々謹言、

九月廿一日

戸田民部少輔

勝隆(花押)

龍造寺民部大輔殿

御報

①肥後表ノ宛説

一七 豊臣秀吉朱印狀

(紙折)

(熊本県史料中世 五)
龍造寺文書 三三

去月廿三日番狀到來、於京都加披見候、肥後表之儀、委細被聞召候、
追々如被仰遣候、小早川有相談、行可入精事專一候、切々使札心入之
段、尤候、猶重々期會上候也、

九月廿四日〇

龍造寺民部大輔とのへ

①肥後表ヨリノ報告

一八 豊臣秀吉朱印狀

(紙折)

(熊本県史料 中世五)
小早川文書 九

肥前國一揆端々令峰起之由候、差儀難不可在之候、連御人數被遣儀候
間、卒爾之動不可仕候、小早川左衛門佐・黒田勘解由・森堂殿守久留

有段候、先度小西攝津守被差遣候、委細彼口上可申候也、

十月廿二日(天正十五年) ○(寄吉朱印)

松浦道可入道とのへ

松浦肥前守とのへ

一一 豊臣秀吉朱印狀(折紙) (吉川家文書 一一)

其面令在障、色々入精被申付之趣、小西攝津守申上之趣具聞召候、寒

天之刻長々苦勞痛被思食候、城井事取詰落居不可有幾糧之由尤候、將

亦、肥後表之事、和仁邊春取卷之由候、自今以後爲見懸候之間、一人

茂不遇可賣殺候、殘黨之事若速明春御人敷被差遣、無殘所可被仰付候

条、可成其意候、何も遍々可有言上候也、

十一月十日(天正十五年) ○(寄吉朱印)

城井之城賣ハ藏人也筆者無安内故か

吉川治部少輔とのへ

①城井城攻撃

②肥後方面への計畫

一二 豊臣秀吉朱印狀(折紙)

藤本原史料中世 一五
羅達寺文書 三一

至肥後兵根米三千石被差遣候条、ちりく迄者、(意旨) 篠重候・黒田勘解由井小

早川可相著候間、於彼地、其方請取之、舟申付、至肥後熊本浦まで相
届、則淺野彈正・戸田民部少輔・加藤主計・生駒雅樂頭・錦須賀・福
輪左衛門大夫・小西ニ可相渡候也、
二月廿日(天正十五年) ○(寄吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

①兵根米三千石ヲ千栗ヨリ熊本マテ送ルベシ

一三 小西行長等連署禁制

禁制 宮内

兵船軍勢乱妨 九鬼大隅守(花押)

狼藉放火聚令停 脇坂中務少輔(花押)

止候此旨相背望 加藤左馬助(花押)

可加成收者也 小西日向守(花押)

卯月廿七日(天正十五年)

一四 豊臣秀吉朱印狀寫

藤本原史料中世 一四
大矢野文書

於肥後國天草郡内九十町之事、此度爲御恩地被仰付候上者、全致領知、

天正十五年

五月晦日 御朱印

五 小西如清ら連署狀

(リスボン日本館風下聖文書)

省 略

六 豐臣秀吉朱印狀(折紙)

(小早川家文書 四三五)

去月廿六日之書狀、安國寺註進之趣、何も被開召届、雖被成御書候、猶其許様縁爲可被開召、小西攝津守被差遣候、各違相談、具可申越候、肥前國一揆雖蜂起候、差儀在之間敷候、併見計、聊爾之備無用候、毛利右馬頭早出陣之由候間、定而可爲着陣候、其方左右次第、御人數之儀、大和(大納言)、近江中納言、備前宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀可被仰出候、獨粉竹專用候、時分柄迷惑之段、被補入候、猶小西可申候也、

(天正十四年)

十月十四日〇(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

- ①秀吉小西行長ヲ下シ懸蒙ト差遣セシム
- ②毛利輝元ノ出馬

七 豐臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三六)

度々如被仰出候、小早川安國寺中次第、無由斷可相助事專一候、不可有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰合候條、定而可相違候

也、

(天正十四年)

十月廿二日〇(秀吉朱印)

波多下野守

とのへ

八 豐臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三七)

度々如被仰出候、小早川安國寺中次第、無由斷可相助候、不可有緩候、先度小西攝津守被差遣候、委細被仰合候條、可相違候也、

(天正十四年)

十月廿二日〇(秀吉朱印)

大村とのへ

九 豐臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三三九)

度々如被仰出候、小早川安國寺中次第、無由斷可相助事專一候、不可有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰合候條、可相違候也、

(天正十四年)

十月廿二日〇(秀吉朱印)

有馬とのへ

一〇 豐臣秀吉朱印狀

(小早川家文書 三四〇)

度々如被仰出候、小早川安國寺中次第、無由斷可相助事肝要候、不可

一 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八三)

豐令啓候、仍來三月廿一日、至紀州表可令出馬候、然者、先度如申候、御分國中諸浦警固船事、不殘被仰付、廿一日ニ至泉州岸和田表着船、尤候、御人數并水主以下兵糧米事、播州英賀ニ候而、可申付候間、被書付可承候、尙過々可申候、謹言、

(天正十三年) 二月十三日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

①秀吉紀州表出馬ノ期

②薩長分國内ノ警固船ヲ泉州岸和田ニ向ケシム

二 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八四)

急度申候、去々年以來、根來惡黨雜賀一揆原相詰、對秀吉令慮外候、爲成敗、去廿一日出馬候之處、自雜賀根來泉州岸和田表構城、相防之處、押詰、則小山田中城兩城、中刻賣崩、一人も不殘根來雜賀原依別首候、明候城之事、鼻中 積善寺 千石堀 岸 佐和 佐野 以上六ヶ城令退散候間、廿三日ニ不繼息根來寺へ押懸候處、山々ニ城を据難相題、右ニ賣殺城ニおゐて、用ニも立候者共討殺候ニ付而、少も不相抱、北散候、即根來寺不殘令放火、廿四日ニ雜賀表へ取懸、土橋平直城先手之者共取巻候處ニ、夜落ニ行方不知罷成候、此表依爲多人數手を分、千石權兵衛尉、中村孫平次、小西彌九郎其外人數、至湯川館

差遣候處、鼻山式部太輔、村上六右衛門親子三人柏原父子、根來等法師蓮藏院以下數多討果、鼻山居城戸墨城乘捕候、三日之内ニ泉州紀州

任存分候、然者湯川一城相抱候條、即取巻、秀吉儀者紀淡ニ構城、國中置目等爲可申付、可令逗留覺悟候、猶追々可申候、謹言、

(天正十三年) 三月廿五日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

①根來惡黨雜賀一揆ノ征伐

②小西行長等湯川ノ館ヲ攻ム

③和泉紀伊秀吉ニ歸ス

三 豊臣秀吉朱印狀(紙切)

(熊本県史料中世 熊本市立博物館所藏文書)

來廿七日至兩方可令出馬候、然者其方警司事、船數隨分相揃、廿四五日比ニ此表へ可有著岸候、猶小西弥九郎可申候、謹言、

十月十一日

秀吉

須佐美甚太郎殿

高橋木工殿

①出陣ニツキ警固船ヲトノエシム

四 小西弥九郎書狀

(リスボン日本屏風 下張文書)

省 略

例 言

- 一、この史料集は、宇土城及び小西行長の徴証となる文書を中心とし、関連を有する文書・史料の一部を収録した。
- 二、史料は主として同時代に成立した文書・記録・圖書から採録し、年代順に配列した。
- 三、文書は先ず「熊本県史料中世編」から収録し、次に他の史料集から補足し、それぞれ出典を明記した。
- 四、本文の假名・字体など旧態を改めたものがある。
- 五、本文の異同等につき、できるだけ註記を加えた。
- 六、先字の頭註・傍註についても必要に応じ補正を加え、頭註は本文末尾に移した。
- 七、小西行長伝記を附載した。
- 八、文書のうち、朝鮮の役関係等宇土城と関係が薄い史料は本文の印刷を省略した。
- 九、その他理解の助けとなる記録・系圖もあるが、本文自体の印刷は都合により省略した。参照の必要に備へて資料名及び其出典の目録を添付して大方の参考^一に供した。
- 十、史料は井上正が光水文照及びスタッフの協力を得て編輯した。

二三三	小西行長書狀……………	41	二三五	加藤清正書狀寫……………	51
二二四	島津忠豐書狀……………	41	二三六	鍋島家茂書狀……………	52
二二五	島津惟新書狀寫……………	42	二三七	加藤清正禁制……………	52
二二六	三口への御人歎備之覺寫……………	42	二三八	加藤清正書狀……………	53
二二七	徳川家康書狀寫……………	44	二三九	加藤清正制札……………	53
二二八	島津惟新書狀……………	44	二四〇	加藤清正書狀寫……………	53
二二九	石田三成等連署禁制……………	46	二四一	立花宗茂書狀寫……………	54
二三〇	小西行長等連署禁制寫……………	46	二四二	加藤清正判物……………	54
二三一	徳川家康書狀寫……………	46	二四三	加藤清正判物寫……………	55
二三二	徳川家康書狀寫……………	46	二四四	加藤清正判物寫……………	55
二三三	徳川家康書狀寫……………	47	二四五	加藤清正判物……………	55
二三四	石田三成等連署禁制……………	47	二四六	加藤清正書狀……………	55
二三五	石田三成等連署禁制寫……………	47	二四七	加藤清正判物……………	56
二三六	加藤清正禁制……………	47	二四八	加藤清正判物寫……………	56
二三七	徳川家康書狀……………	48	二四九	相田一良・并河氏之連署書寫……………	56
二三八	石田三成書狀寫……………	48	二五〇	加藤清正書狀……………	56
二三九	安國寺等連署書狀寫……………	50	二五一	加藤清正黒印狀寫……………	57
二三〇	徳川家康書狀……………	50	二五二	加藤清正黒印狀……………	58
二三一	徳川家康書狀……………	50	二五三	加藤清正黒印狀……………	58
二三二	加藤清正書狀寫……………	50	二五四	吉川燬家覺書……………	58
二三三	徳川家康書狀……………	51	二五五	野史・武臣列傳 小西行長……………	59
二三四	加藤清正禁制……………	51	二五六	宇土城・小西行長關係資料・出典目録……………	70

一六九	朝鮮北海松雲書狀……………	36	一九一	豐臣氏朱印狀案……………	38
一七〇	小西行長書狀……………	36	一九二	加藤清正書狀……………	38
一七一	村尾彌七書狀……………	36	一九三	豐臣氏五大老連署狀……………	38
一七二	小西行長書狀……………	36	一九四	欽差提督劉諭帖……………	38
一七三	小西行長書狀……………	36	一九五	豐臣氏奉行乘連署狀……………	39
一七四	村尾彌七書狀……………	36	一九六	加藤清正書狀……………	39
一七五	村尾彌七書狀……………	37	一九七	欽差委官守備部僉事劉等連署諭帖……………	39
一七六	小西行長書狀……………	37	一九八	小西行長書狀……………	39
一七七	村尾彌七書狀……………	37	一九九	嶋津忠清書狀……………	39
一七八	嶋津義弘外五名連署言上狀案……………	37	二〇〇	小西行長書狀……………	39
一七九	淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書……………	37	二〇一	小西行長書狀……………	39
一八〇	嶋津義弘外十二名連署全羅道海南定榜文寫……………	37	二〇二	村尾七郎右衛門尉書狀……………	39
一八一	宇喜多秀家外十四名連署言上狀案……………	37	二〇三	村尾七郎右衛門尉書狀……………	39
一八二	嶋津義弘等連署覺書寫……………	37	二〇四	井上正次書狀……………	39
一八三	小西末郷書狀……………	37	二〇五	小西行長書狀……………	39
一八四	小西末郷書狀……………	37	二〇六	村尾七郎右衛門尉書狀……………	40
一八五	淺野幸長蔚山籠城以下萬事之覺書……………	38	二〇七	嶋津忠清書狀……………	40
一八六	淺野幸長高麗陣雜事覺書……………	38	二〇八	小西行長書狀……………	40
一八七	豐臣秀吉朱印狀寫……………	38	二〇九	村尾彌七書狀……………	40
一八八	熊谷直盛・垣見一直・福原長堯連署狀……………	38	二一〇	小西直好書狀……………	40
一八九	小西行長・寺澤正成 <small>高連署狀</small> ……………	38	二一一	小西行長書狀……………	40
一九〇	宮木豊盛・徳永壽昌連署起請文前書案……………	38	二一二	熊谷直盛書狀寫……………	40

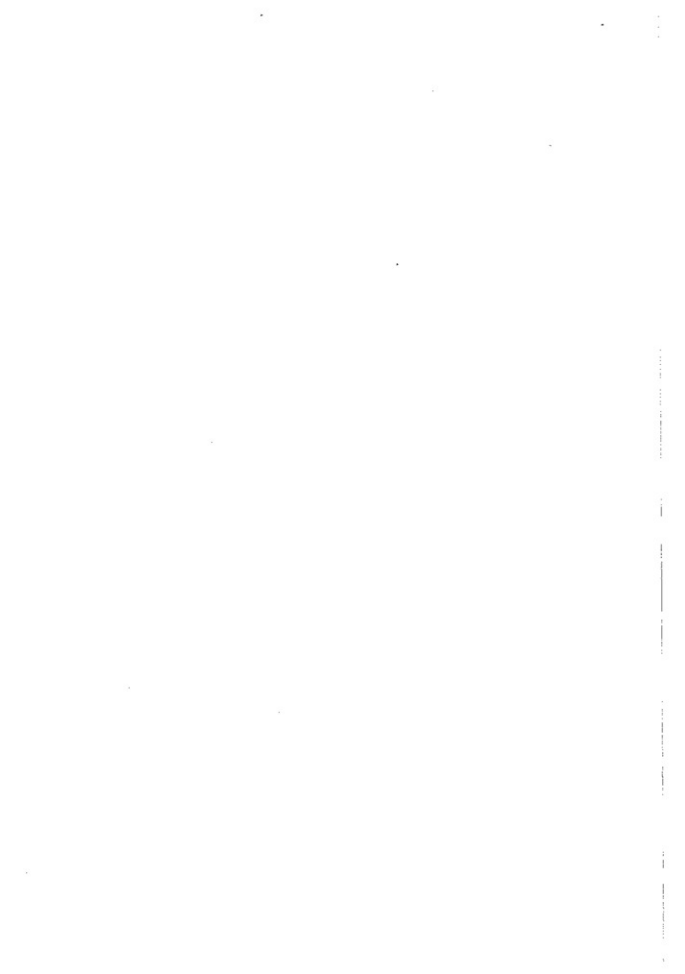
一一五	豊臣秀吉朱印状寫	32	一四七	小西末郷書状	34
一一六	劉艇書状寫 贈 加藤清正	32	一四八	山中長俊書状	34
一二七	小西行長寺澤正成連署状	32	一四九	小西行長書状	34
一二八	小西行長書状	32	一五〇	石田三成書状	34
一二九	小西末郷書状	32	一五一	小西行長書状	34
一三〇	豊臣秀吉朱印状寫	32	一五二	小西行長書状	35
一三一	小西末郷書状	32	一五三	小西末郷書状	35
一三二	劉艇書状寫 贈 小西行長	33	一五四	小西行長書状	35
一三三	小西行長書状寫 復劉艇	33	一五五	小西行長書状	35
一三四	小西行長書状寫 復劉艇	33	一五六	相良長每覺書案	35
一三五	小西行長書状寫 與沈惟敬	33	一五七	安宅秀安書状	35
一三六	豊臣秀吉降表寫 (宣祖案錄)	33	一五八	小西行長書状	35
一三七	小西行長書状	33	一五九	小西行長書状	35
一三八	加藤清正書状	33	一六〇	村尾彌七書状	35
一三九	豊臣秀吉朱印状	33	一六一	小西行長書状	35
一四〇	高麗國出陣人數帳	33	一六二	宇喜多秀家等連署状寫	35
一四一	小西行長書状寫 贈 禮曹	34	一六三	小西行長書状	36
一四二	明朝劄付寫	34	一六四	村尾彌七書状	36
一四三	小西行長書状	34	一六五	小西末郷書状	36
一四四	小西行長書状	34	一六六	豊臣秀吉朱印状	36
一四五	小西行長書状	34	一六七	豊臣秀吉高麗陣立書	36
一四六	小西末郷書状	34	一六八	小西末郷書状	36

八一	豊臣秀吉朱印状	28	一〇三	小早川隆景書状	30
八二	唐入軍勢進發次第書	28	一〇四	小西行長書状	30
八三	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇五	伊達政宗書状	30
八四	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇六	豊臣秀吉朱印状寫	30
八五	豊臣秀吉朱印状寫	28	一〇七	豊臣秀吉朱印状寫	30
八六	豊臣秀吉朱印状寫	29	一〇八	小早川隆景等連署状寫	30
八七	豊臣秀吉朱印状案	29	一〇九	宇喜多秀家外十六名連署契状	30
八八	豊臣秀吉朱印状	29	一一〇	豊臣秀吉朱印状	31
八九	豊臣秀吉朱印状	29	一一一	宇喜多秀家等連署状寫	31
九〇	豊臣秀吉朱印状寫	29	一一二	豊臣秀吉朱印状	31
九一	豊臣秀吉朝鮮役陣立書	29	一一三	豊臣秀吉朱印状寫	31
九二	豊臣秀吉朱印状	29	一一四	大友吉統書状	31
九三	豊臣秀吉朱印状	29	一一五	宇喜多秀家等連署状寫	31
九四	豊臣秀吉朱印状	29	一一六	石田三成外二名連署状寫	31
九五	小西行長書状寫	29	一一七	豊臣秀吉朱印状案	31
九六	加藤清正書状	29	一一八	豊臣秀吉朱印状	31
九七	豊臣秀吉朱印状	29	一一九	豊臣秀吉朱印状寫	31
九八	豊臣秀吉朱印状	30	一二〇	長束正家書状	32
九九	豊臣秀吉朱印状寫	30	一二一	豊臣秀吉朱印状案	32
一〇〇	豊臣秀吉朱印状寫	30	一二二	伊東祐兵書状	32
一〇一	豊臣秀吉朱印状	30	一二三	豊臣秀吉朱印状寫	32
一〇二	吉川広家書状	30	一二四	豊臣秀吉朱印状寫	32

三七	豊臣秀吉直書……………	12	五九	小西行長判物寫……………	20
三八	豊臣秀吉直書……………	12	六〇	小西行長知行預ヶ状寫……………	20
三九	豊臣秀吉朱印状……………	13	六一	加藤清正書状寫……………	20
四〇	豊臣秀吉直書……………	13	六二	豊臣秀吉直書案……………	20
四一	豊臣秀吉朱印状……………	14	六三	豊臣秀吉朱印状……………	21
四二	豊臣秀吉朱印状……………	14	六四	小西行長書状寫……………	21
四三	豊臣秀吉朱印状……………	14	六五	豊臣秀吉朱印状……………	21
四四	豊臣秀吉直書案……………	14	六六	豊臣秀吉朱印状……………	22
四五	豊臣秀吉直書……………	14	六七	豊臣秀吉内書案……………	22
四六	豊臣秀吉朱印状……………	15	六八	豊臣秀吉朱印状……………	22
四七	豊臣秀吉直書……………	15	六九	志岐系圖親重譜……………	22
四八	豊臣秀吉朱印状……………	15	七〇	志岐系圖親重譜……………	25
四九	長岡玄曾 <small>綱川・藤孝</small> ・石田三成連署書状……………	16	七一	石田正澄書状……………	25
五〇	淺野長吉・加藤清正等連署書状……………	16	七二	小西行長宛行状……………	26
五一	豊臣秀吉朱印状……………	17	七三	豊臣秀吉禁制……………	26
五二	豊臣秀吉朱印状……………	18	七四	豊臣秀吉條書……………	26
五三	豊臣秀吉朱印状寫……………	18	七五	豊臣秀吉朱印状……………	27
五四	豊臣秀吉朱印状……………	19	七六	豊臣秀吉朱印状……………	27
五五	豊臣秀吉朱印状……………	19	七七	豊臣秀吉朱印状……………	27
五六	豊臣秀吉朱印状……………	19	七八	豊臣秀吉朱印状……………	27
五七	豊臣秀吉朱印状……………	19	七九	豊臣秀吉朱印状……………	28
五八	豊臣秀吉朱印状案……………	19	八〇	豊臣秀吉朱印状……………	28

目 次

<p>一 羽樂秀吉書狀…………… 1</p> <p>二 羽樂秀吉書狀…………… 1</p> <p>三 豊臣秀吉朱印狀…………… 1</p> <p>四 小西弥九郎書狀…………… 1</p> <p>五 小西如清ら運籌狀…………… 2</p> <p>六 豊臣秀吉朱印狀…………… 2</p> <p>七 豊臣秀吉朱印狀…………… 2</p> <p>八 豊臣秀吉朱印狀…………… 2</p> <p>九 豊臣秀吉朱印狀…………… 2</p> <p>一〇 豊臣秀吉朱印狀…………… 2</p> <p>一一 豊臣秀吉朱印狀…………… 3</p> <p>一二 豊臣秀吉朱印狀…………… 3</p> <p>一三 小西行長等運籌禁制…………… 3</p> <p>一四 豊臣秀吉朱印狀寫…………… 3</p> <p>一五 豊臣秀吉朱印狀…………… 4</p> <p>一六 戸田勝隆書狀…………… 4</p> <p>一七 豊臣秀吉朱印狀…………… 4</p> <p>一八 豊臣秀吉朱印狀…………… 4</p>	<p>一九 豊臣氏奉行運籌狀…………… 5</p> <p>二〇 豊臣秀吉朱印狀…………… 6</p> <p>二一 長岡玄旨<small>細川</small>・石田三成運籌書狀…………… 6</p> <p>二二 豊臣秀吉朱印狀…………… 6</p> <p>二三 豊臣秀吉朱印狀…………… 7</p> <p>二四 豊臣秀吉朱印狀…………… 7</p> <p>二五 豊臣秀吉朱印狀…………… 7</p> <p>二六 戸田勝隆書狀…………… 8</p> <p>二七 安國寺惠瓊書狀…………… 8</p> <p>二八 豊臣秀吉直書…………… 8</p> <p>二九 豊臣秀吉朱印狀…………… 9</p> <p>三〇 豊臣秀吉朱印狀…………… 9</p> <p>三一 豊臣秀吉朱印狀…………… 10</p> <p>三二 豊臣秀吉直書…………… 10</p> <p>三三 豊臣秀吉朱印狀…………… 10</p> <p>三四 豊臣秀吉朱印狀…………… 11</p> <p>三五 豊臣秀吉朱印狀…………… 11</p> <p>三六 豊臣秀吉朱印狀…………… 11</p>
---	--



宇
土
城
跡
(城山)

— 史料編 —

